

# 「経済・財政再生計画」の着実な実施 に向けた建議

平成 28 年 5 月 18 日  
財政制度等審議会



# 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議

平成28年5月18日

財務大臣 麻生 太郎 殿

財政制度等審議会会長  
吉川 洋

財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を、ここに建議として取りまとめた。

政府においては、本建議の趣旨に沿い、今後の財政運営に当たるよう強く要請する。



# 財政制度等審議会 財政制度分科会 名簿

平成 28 年 5 月 18 日現在

[財政制度等審議会会長 兼財政制度分科会長]	吉川 洋	立正大学経済学部教授
[財政制度分科会長代理] ○	田近 栄治	成城大学経済学部特任教授
[委 員]	秋山 咲恵	(株) サキヨーポレーション代表取締役社長
	遠藤 典子	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
	大宮 英明	三菱重工業(株)取締役会長
	倉重 篤郎	(株)毎日新聞社専門編集委員(論説室)
	黒川 行治	慶應義塾大学商学部教授
	神津里季生	日本労働組合総連合会会長
	角 和夫	阪急電鉄(株)代表取締役会長
	竹中 ナミ	(社福)プロップ・ステーション理事長
	田中 弥生	(独)大学改革支援・学位授与機構教授
○	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
○	富田 俊基	中央大学法学部教授
○	中空 麻奈	B N P パリバ証券(株)投資調査本部長
	永易 克典	(株)三菱東京U F J銀行相談役
[臨時委員]	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	板垣 信幸	日本放送協会解説主幹
	伊藤 一郎	旭化成(株)取締役会長
	井堀 利宏	政策研究大学院大学教授
	老川 祥一	読売新聞グループ本社取締役最高顧問・主筆代理
	岡本 圭衛	日本生命保険相互会社代表取締役会長
	葛西 敬之	東海旅客鉄道(株)代表取締役名誉会長
	加藤 久和	明治大学政治経済学部教授
○	小林 豪	(株)産経新聞東京本社取締役
	佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	末澤 豪謙	S M B C 日興証券(株)金融経済調査部部長金融財政アナリスト
	十河ひろ美	(株)ハースト婦人画報社ヴァンサンカン&リシェス編集部編集長
	高原 豪久	ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員
	武田 洋子	(株)三菱総合研究所政策・経済研究センター副センター長 チーフエコノミスト
	富山 和彦	(株)経営共創基盤代表取締役C E O
	南場 智子	(株)ディー・エヌ・エー取締役会長
	増田 寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
	宮武 剛	(一財)日本リハビリテーション振興会理事長

(注 1) 上記は五十音順。

(注 2) ○は起草委員。



## 財政制度等審議会 財政制度分科会 審議経過

2月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成28年度予算等</li><li>○ 平成28年度予算を受けた財政試算</li><li>○ 復興財源確保法及び特例公債法の一部を改正する法律案</li><li>○ 財政制度分科会の今後の進め方</li></ul>
4月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「経済・財政再生計画」の着実な実施（社会保障）</li><li>○ 復興</li></ul>
4月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 海外調査報告 (EU・ギリス・アイルランド、IMF・アメリカ・カナダ)</li><li>○ 「経済・財政再生計画」の着実な実施 (社会资本整備、文教・科学技術、地方財政)</li></ul>
4月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 海外調査報告 (ドイツ・イタリア・ギリシャ、OECD・フランス・スペイン・ポルトガル)</li><li>○ 海外調査に関する論点整理</li><li>○ 財政・租税教育</li></ul>
4月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 女性公聴会についての報告</li><li>○ 「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（案）」について</li></ul>
5月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（案）」について</li></ul>



## 目 次

### I. 財政健全化目標の達成に向けた取組

1. 「経済・財政再生計画」の着実な実施	1
2. 海外の財政健全化の取組から得られる視点	4
3. 我が国における国民的コンセンサスに向けた取組	11

### II. 主要分野において取り組むべき事項

1. 社会保障	13
2. 文教・科学技術	20
3. 社会資本整備	24
4. 地方財政	27

### III. 終わりに 31

#### (参考)

1. 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（概要）	33
2. 参考資料	37



目標を達成するためには計画が必要であり、計画を実行してこそ成功につながる。

政府は、2020年度（平成32年度）の国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化の実現に向け、昨年6月に経済・財政再生計画<sup>1</sup>を閣議決定した。

当審議会は、今般、この計画の着実な実施に向け、政府が取り組むべき方針について審議を行い、以下、建議として示すこととした。

## I. 財政健全化目標の達成に向けた取組

### 1. 「経済・財政再生計画」の着実な実施

政府は、経済・財政再生計画において、2020年度（平成32年度）までに国・地方のプライマリーバランス<sup>2</sup>（以下PB）を黒字化し、その後、債務残高対GDP比を安定的に引き下げるという財政健全化目標を堅持することを改めて示した。この方針は、2010年6月のトロント・サミット以降、国際的にコミットメントを表明しているものであり、政府はその後も累次にわたり、それを堅持することを表明してきた<sup>3</sup>。

経済・財政再生計画初年度である平成28年度予算は、計画で示された一般歳出の水準等の目安を堅持して編成され、目標達成に向けた第一歩

<sup>1</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）（以下「骨太2015」）の第3章。

<sup>2</sup> プライマリーバランス（PB）とは、その年度の政策的経費（利払費を除いた歳出）を、その年度の税収及び税外収入での程度賄うことが出来ているのかという財政状況を示す代表的な指標。債務残高対GDP比を減少させるためには、PBを黒字にしなければならない。ただし、その場合であっても、長期的に金利が経済成長率を上回るとすれば、PBを均衡させる（ゼロにする）だけでは債務残高対GDP比は発散してしまうことに留意が必要である。

<sup>3</sup> 安倍総理大臣による施政方針演説（平成28年1月22日）では、「三年間のアベノミクスは、大きな果実を生み出しました。…（中略）…来年度予算の税収は十五兆円増えています。社会保障を始めとする歳出の伸びを抑制し、基礎的財政収支の赤字は、政権交代前の半分以下、十兆円余りにまで減りました。経済再生なくして財政再建なし。二〇二〇年度の財政健全化目標を堅持します。」とされてい

となった。また、目安の実現に向けた歳出改革の実行については、数字ありきのものとならぬよう、社会保障をはじめ主要歳出分野における 80 の改革検討項目について、その実施・検討時期を明確化した改革工程表（平成 27 年 12 月 24 日 経済財政諮問会議）を策定したところである。このように、目標の達成に向けた枠組みはしっかりとしたものとなっており、これを着実に実施する段階にある。〔資料 I-1-1、2 参照〕

他方、足元の状況に目を向けてみると、中国を含め世界経済にリスクが見られる一方で、異次元の金融緩和政策により国債金利が極めて低水準で推移している。こうした中で、計画スタート直後にもかかわらず、財政健全化のペースを緩めるべきではないかという議論が見られる。特に、本年 2 月のマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入<sup>4</sup>が、こうした財政規律の弛緩につながる議論に拍車をかけている側面もある。

しかし、財政規律が緩むようなことは決して許されない。我が国の公的債務は GDP の 2 倍を超えるなど、歴史的にも国際的にも類を見ない水準まで累増している。また、フローで見ても、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（平成 28 年 1 月 21 日）（以下中長期試算）では、名目 3 % を大きく上回る高い成長率が継続することを想定した「経済再生ケース」においてすら、なお 2020 年度（平成 32 年度）に▲6.5 兆円の PB 赤字が残る見通しである<sup>5</sup>。財政健全化の手綱を緩めるような状況には全くない。

2020 年度（平成 32 年度）の PB 黒字化の実現に向けては、目安及び改革工程表に則って、経済・財政再生計画を着実に実施しなければならない。その際、2018 年度（平成 30 年度）に予定されている、PB 対 GDP 比▲1 % 程度の目安に照らした中間評価において、その進捗状況を評価した上で、必要な追加的措置を講じていくべきである。〔資料 I-1-3 参照〕

<sup>4</sup> マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入については、平成 28 年 1 月 29 日の日本銀行・金融政策決定会合で決定された後、同年 2 月 16 日からの準備預金積み期間から適用された。

<sup>5</sup> 経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移することを想定した「ベースラインケース」では、2020 年度（平成 32 年度）に▲12.4 兆円の PB 赤字が残る見通し。なお、本試算では、平成 29 年 4 月に予定されている消費税率 10 %への引上げに併せた軽減税率制度の導入に伴う減収（1.0 兆円程度）に対応し確保する安定的な恒久財源については、総合合算制度の見送りにより確保する 0.4 兆円程度を織り込んでいる。織り込まれていない残りの 0.6 兆円程度については、平成 28 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、確保することとしている。

また、当審議会では、東日本大震災から5年間の集中復興期間を終えたことを受けて、これまでの取組を振り返った。この間の政府の取組は今後の財政運営についての重要な視座を示している。すなわち、政府は、「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」という考え方に基づき、資産売却収入を含む税外収入の活用だけではなく、復興増税を実施することで財源を確保し、特例公債を発行することなく、復旧・復興の取組を進めてきた。そのため、政府は、一時的なつなぎとして復興債を発行し、復興増税等を財源として、それを償還していくスキームを策定した。このことが、復旧・復興の着実な実施に向けた安心感につながったと評価される。

今後、経済・財政再生計画を実施していくに当たっても、「今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」といった原則に基づくことが重要である。また、先般、熊本地震において甚大な被害が生じたが、経済・財政再生計画を着実に実施し、財政余力を高めることこそが、大規模災害や世界的な経済危機への今後の備えになることは言うまでもない。

## 2. 海外の財政健全化の取組から得られる視点

PB 黒字化に向け、経済・財政再生計画を着実に実施していくためには、海外の経験から示唆を得ることが有益である。こうした問題意識の下、今般、当審議会では、リーマン・ショック後にG20 等でのコミットメントの遂行に向けて取組を進めた先進国（G7 諸国）、及び欧州債務危機からの回復に向けて取組を進めてきた GIIPS 諸国（ギリシャ、イタリア、アイルランド、ポルトガル、スペイン）を対象に、諸外国の財政健全化の取組についての海外調査を行った。〔資料 I-2-1 参照〕

まず指摘すべきは、各國は、我が国よりも厳しい財政健全化目標を設定し、短期間で大幅に改善してきたということである。また、EU 各国では、欧州債務危機後、財政収支対 GDP 比▲3%以内、債務残高対 GDP 比 60%以下等の従来の基準に加えて、財政協定<sup>6</sup>に基づいて、構造的財政収支<sup>7</sup>対 GDP 比▲0.5%以内等のより厳しい財政健全化目標を設定し、それを各國憲法等に規定するなど規律の強化を図っている。〔資料 I-2-2～4 参照〕

こうした対応により欧州債務危機後、多くの国において、財政状況は、我が国よりも、早期に、しかも集中的に改善している。例えば、財政健全化が順調に進んでいないと言われるイタリアにおいても、2011 年末には PB 黒字化を達成している。また、ドイツやイギリスなど、経済再生と財政健全化を両立している国は、重要施策への対応に当たっても、財政規律を堅持している。

他方、我が国は、各国よりも厳しい財政状況にあるにもかかわらず、各國より緩い財政健全化目標を設定している状況にある。この状況を踏まえれば、我が国が、各國以上に、計画に沿って財政健全化に向けた取組を着実に進めていくことは当然である。

<sup>6</sup> 各国憲法等への財政収支均衡又は黒字化の導入等の規定の義務化（2012 年 3 月署名、2013 年 1 月発効）。「均衡又は黒字化」は、総債務残高対 GDP 比 60%超の国は、構造的財政赤字対 GDP 比 0.5%以下の範囲で中期財政目標を設定し、それに即していれば遵守されているものとみなされる。ただし、総債務残高対 GDP 比が 60%を大きく下回る国で、長期的な財政リスクが低い国は、構造的財政赤字対 GDP 比 1.0%以内の範囲まで可。

<sup>7</sup> 構造的財政収支とは、財政収支から景気変動によって変動する部分及び一時的要因を除いたものをいう。

今回の海外調査に基づくと、経済・財政再生計画の実施に向けては、以下の4つの視点が特に重要であると結論付けられる。

- ・ 財政健全化の着実な実行
- ・ 将来に備えた堅実な財政運営
- ・ 構造改革などの成長戦略と財政健全化の両立
- ・ 財政健全化のコンセンサスの醸成

#### (1) 財政健全化の着実な実行

財政健全化のための歳出・歳入改革に係る計画等を明確に示し、個別の措置を着実に実行していくことが、市場の信認の維持・確保の観点から重要であることが改めて確認された。〔資料I－2－5参照〕

IMF（国際通貨基金）からは、計画を事前に公表された内容通りに実施することの重要性や、財政健全化の先送りや長期化が取組の失敗や潜在成長率の低下につながりかねない旨の指摘がなされた。

こうした指摘に沿った対応をしているのが、例えば、イギリスやアイルランドである。特に、イギリスでは、欧州債務危機等を受けて、2011年6月以降に財政健全化計画の変更を求める声が高まったものの、2010年に策定した計画を放棄することなく断行することにより、経済再生と財政健全化を両立させ、現在、財政収支の黒字化に向けて、着実に前進している。安易に計画を変更しないというイギリスの姿勢は、まさに経済・財政再生計画の初年度を迎えていた我が国として教訓とすべきものである。

また、財政健全化の取組の先送りを防ぐ仕組みを導入している例もある。例えば、フランスでは財政健全化の進捗が遅れた場合に政府が是正措置を示すこと、イタリアでは予定していた財政健全化が達成できなかった場合に付加価値税を引き上げることが、いずれも法律で定められている。

他方で、ギリシャの例を見れば、改革の先送りがいかに大きなリスクを孕んでいるかが分かるであろう。特に、年金制度については、危機以前から、給付と負担の不均衡が問題視されていたにもかかわらず、必要

な改革が実施されてこなかった。危機以降も、公的債権団と合意した改革事項が十分に実施されておらず、先送りされてきた結果、更なる厳しい改革を未だに求められている状況にある。こうしたギリシャの状況に鑑みれば、改革の先送りは、更に大きな問題を生み出すものと心得るべきである<sup>8</sup>。

我が国これまでの財政健全化に向けた取組を見ると、特例公債からの脱却については、当初の目標年度の後ろ倒しを繰り返し、目標達成までに 15 年もの歳月を要した。平成 9 年の「財政構造改革法」はアジア通貨危機や国内金融システム不安を前に、目標年度が先送りされた後、最終的には法律は凍結された。さらに、平成 18 年の「骨太 2006」による財政健全化はリーマン・ショックに端を発する世界金融危機を受け、目標年度が 10 年も後ろ倒しされることとなった。これを単なる外的な要因によるものと片付けてはならない。経済ショックは繰り返されるものであり、想定外の事象が発生したとしても取組を後退させることなく、計画を着実に遂行していく必要がある。

## (2) 将来に備えた堅実な財政運営

客観的で堅実な経済前提を置くことが重要であること、そして、経済が予想以上に好調に推移し、想定を上回る税収が得られる場合には、税収増を歳出増に充てるのではなく、債務削減に充てることが原則であることも確認された。〔資料 I－2－6 参照〕

このような対応により、財政面での「貯金」をすること、すなわち財政收支の改善を前倒して実施することは、将来起こり得る経済ショック等に対して、適切な経済対策を打つ余力を確保することにつながる。これらによって、苦境を乗り越え、さらに、中長期的に財政健全化を進めることが可能となる。

---

<sup>8</sup> ギリシャが進めてきた厳しい改革としては、以下のような例が挙げられる。

- ・ 年金給付額を累次にわたって削減。例えば、月 1,200 ユーロを超える年金給付を▲20%減額。
- ・ 年金支給開始年齢を原則、男性 65 歳・女性 60 歳から、一律 67 歳に引上げ。
- ・ 医療支出を大幅削減（対 GDP 比で 2010 年 6.8%⇒2014 年 4.7%）。
- ・ 付加価値税率を 19% から 23% に引上げ。加えて、レストラン・ホテル等の軽減税率を引上げ。
- ・ 公務員数を大幅削減（約 19% を削減）。

こうした取組を着実に進めているのがドイツである。2012年4月時点では、ドイツは、堅実な経済前提を基に2014年以降に財政収支の黒字化を達成すると見通していたが、想定を上回る税収が得られ、それを収支の改善に充てることにより、目標年に先んじて、2012年に財政収支の黒字化を達成した。足元でも、移民・難民対策関連支出を増やしているが、今後も収支均衡を堅持していく方針を掲げている。

他方、平時に堅実な財政運営を行わないことのコストがいかに高いものであるかは、ギリシャの例がよく物語っている。ギリシャは、景気の良い時に必要な財政健全化を進めなかつたために、いわばそのつけとして、リーマン・ショック後に財政危機に見舞われることになった。その後、公的債権団からの支援を得るために、不況下で急激な緊縮財政を実施せざるを得ず、国民生活は大混乱に陥った。

我が国は、こうした視点や経験を真摯に受け止める必要がある。近年、経済は堅調に推移し、想定を上回る税収が得られている。しかし、これは異次元の金融緩和などにより下支えされている側面もあることを認識しておく必要がある。このような状況下で、財政健全化の手綱を緩めるようでは、国際社会や市場から疑念を抱かれかねない。

過去を振り返っても、バブル期の財政運営において、経済が好調で税収が増加する中で、財政規律が緩み、拡張的な財政運営を行った<sup>9</sup>。この時に、より一層の財政健全化を進めておけば、その後の経済変動の幅を縮小し、財政運営における選択肢を広げることにつながったと考えられる。

現在の財政運営について考えれば、経済・財政再生計画に定められた歳出水準等の目安に沿って歳出改革を進め、各年度の予算を規律あるものとしていくことが不可欠である。その上で、過去の安易な補正予算の編成が財政悪化の一因となっている事実を重く受け止めつつ、仮に今後、税収が想定を上回れば、経済ショック等に対して機動的に対応することはあっても、財政健全化目標の達成に向けて財政赤字の縮小に充てるこ

<sup>9</sup> 戦後経済の転換点であったバブル経済期の財政運営を見ると、昭和62年度から平成2年度にかけて、景気循環要因を除いたPBは悪化しており、景気刺激的な財政スタンスがとられていた。その背景には、国際協調の名の下に、内需主導型の経済成長を実現するため、積極的な財政・金融政策が求められていたことがあった。

とを基本とすべきである。そして、資産売却収入は原則として債務償還に充当すべきであり、政府として取り組むべき重要課題に対する追加的な財政需要については、歳出改革により財源を賄うことで対応すべきである。先に述べたとおり、名目3%以上の高い成長率が継続することを想定した中長期試算の「経済再生ケース」でさえ、なお2020年度（平成32年度）に▲6.5兆円のPB赤字が残ることを改めて強く認識する必要がある。

### （3）構造改革などの成長戦略と財政健全化の両立

当審議会において、これまでにも繰り返し議論してきたが、経済成長のみでは財政健全化は成就しない。同時に、財政健全化のためには、経済成長も重要な要素であることは言うまでもない。今般、海外調査を行った各国は、労働市場改革や規制緩和、成長分野への投資などの、歳出・歳入改革と親和的な構造改革を進めている。〔資料I-2-7参照〕

例えば、ドイツでは、シュレーダー政権における労働市場改革や社会保障改革の取組が、今日の経済・財政両面での繁栄につながっている。また、現在の財政運営においても「成長志向の財政健全化」との理念を掲げ、財政の持続可能性を維持しつつ、教育・研究開発やインフラといった分野への投資によって長期的な成長を高める取組を重視している。

イギリスやアイルランドでは、厳しい財政健全化を実施する中でもいち早く経済が回復しているが、このような背景として、従来から労働市場をはじめ柔軟な経済構造であったことや、現役世代向けの社会福祉の削減など就労の促進を図る歳出改革を行ったことが考えられる。リーマン・ショック後、長らく経済が低迷し、財政状況が悪化していたスペインにおいても、継続的に労働市場改革に取り組んだことが功を奏した。単位労働コストの低減が輸出増につながり、2015年の実質成長率は3.2%となっている。

また、財政健全化により国民や投資家の信認を強化していくことを通じて、長期的な経済成長を促進することが、財政健全化と経済成長の好循環につながる。EUでは、欧州債務危機後の財政健全化の経験を踏まえ、財政健全化は短期的には経済に負の影響があるものの、長期的にはそう

した負の影響は弱まり、国債金利の安定やユーロへの信認向上を通じて、経済成長を促進するものとされている。実際に、EUでは、共通の成長戦略を策定して成長力の強化に取り組んでいるが、ここでは「投資の促進」、「構造改革」と並んで、「財政責任」が成長のための優先事項として明記されている。

このように、構造改革などの成長戦略に果敢に取り組むことが財政健全化にも寄与し、新たな成長の強化に向けた投資の余地を生み出すと考えられ、「経済再生と財政健全化の両立」という政府の基本方針は、各国の例に照らしても適切な方針と言える。G20などの場面でも、金融・財政・構造政策の全ての政策手段の必要性が掲げられており、これは国際的な共通理解となっている。財政状況が厳しい我が国においては、経済再生に向けて、財政出動のみに依存せずに、聖域を設けることのない構造改革の取組を一段と加速していくべきである。さらには、この構造改革の遅延は経済再生の足かせとなることを念頭に置いておく必要がある。

#### （4）財政健全化のコンセンサスの醸成

海外の財政健全化の成功例に目を向けると、財政健全化への国民的なコンセンサスが、その成功の根底にある。財政健全化への支持の強いことでよく知られているドイツのみならず、カナダ、イギリス、アメリカ、ポルトガルなど複数の国でこのことが確認できる。〔資料I－2－8参照〕

例えば、財政健全化が最も進んでいるドイツでは、広範に財政健全化へのコンセンサスがあり、2013年に発効したEUの財政協定に先立って、2009年に憲法を改正し、超党派で、財政収支均衡等のルールを制定した。また、今後の少子高齢化の進展を見据えて、長期的な財政の持続可能性に取り組む方針は広くコンセンサスが得られている。

先進国の中でもドイツに次いで健全な財政状況であるカナダでは、1990年代の国債格下げ等により危機感が高まり、歳出削減に関する政治的合意・国民的支持につながっている。実際、リーマン・ショック後に財政状況が悪化した際も、このような経験から歳出削減に対する理解が得られている。

イギリスでは、2010年の総選挙において最大の争点となったのは財政健全化のペースであり、与野党とも財政健全化の必要性については一致していた。実際に財政健全化を進めるに当たっては、政府が堅実な経済・財政見通しを示していたことも、財政への危機感について国民の理解を得ることにつながったと考えられる。

アメリカについても、財政をめぐって二大政党である民主党と共和党が対立し政治的混乱が注目されるが、実際には、両党とも財政赤字を削減する必要があるという点では一致している。両党の間に対立が見られるのは、基本的には赤字削減の手法だけである。現に、対立の中で Cap を規定した予算管理法や Pay-As-You-Go 法に基づく歳出削減メカニズムが成立し、財政健全化につながっている。

ポルトガルも、2011年の選挙で政権が交代したが、その直前に策定された健全化策では、二大政党とも遵守することを表明し、実際に政権交代した後も、財政健全化目標を堅持している。また、2015年の選挙により政権交代した後も、EU の財政規律は引き続き堅持するとの姿勢を示している。

このように、国民的なコンセンサスに基づき、財政健全化を実施していくことが、その成功につながる鍵である。

我が国においても、社会保障という国民生活の根幹に関わる制度を、将来世代にわたって持続可能なものとするという共通認識の下、平成 24 年には、社会保障と税の一体改革についてのいわゆる「三党合意」が超党派で合意された。本合意に基づき、平成 29 年 4 月に予定されている消費税率の 10%への引上げを含め一体改革を遅滞なく、かつ着実に実施していくことを強く求めたい。

### 3. 我が国における国民的コンセンサスに向けた取組

#### (1) 公聴会の開催

先述の海外の財政健全化のプロセスからすると、国民の間に財政健全化への一層の理解を得ていくための取組が重要である。

去る4月22日には、当審議会において、「国の財政と未来を考える女性の集い～次の世代への橋渡し～」という、女性を対象に財政の在り方について議論する機会を10年ぶりに設けた。公聴会としても7年ぶりの開催であった。〔資料I-3-1、2参照〕

公聴会では、高校生から70歳代以上まで幅広い年齢層で、様々なバックグラウンドを持つ405名の参加者に対して、国の財政の現状と課題について説明した。それに関連して、

- ・ 保育制度の充実は憲法で謳う勤労の権利と義務を保障する社会インフラであり、税金で整えるインフラと納税の義務は国を支える車の両輪である。次の日本を担う子どもたちを育て、かつ自身の職業としての社会貢献がしたい。
- ・ 未来への投資として、日本は何に対して前向きな将来投資をしているのか明らかにして欲しい。現在の問題への対応を優先して40年、50年先への投資が後回しになっている。
- ・ 自分たちの意見をどこで発信するのか、理想を政策に反映できる方法として何があるのか知りたい。

などといった意見があり、有意義な意見交換の機会となった<sup>10</sup>。当審議会としては、今後とも、こうした機会を通じ、広く国民の理解を得ていくことに取り組んでいきたい。〔資料I-3-3参照〕

#### (2) 財政・租税教育の充実

財政健全化に対する国民的コンセンサスが醸成されるためには、将来を担う若年層に対する財政・租税教育の充実・強化を通じて、判断の基

---

<sup>10</sup> 公聴会で実施されたアンケート結果については、資料I-3-4～9参照。

準となる情報を国民が広く共有していることが不可欠である。〔資料 I – 3 – 10 参照〕

特に、本年 6 月から選挙権年齢が 18 歳以上へと引き下げられるが、若者が国家・社会の形成者としての自覚を持って主体的に社会参画を行っていくために、現在の財政上の課題に関する基礎的な知識を学び、財政を自身の問題として捉えていくことが、より一層重要となる。そのため、少子高齢社会の進展に伴い、社会保障の受益と負担の不均衡や財政状況の悪化、財政・社会保障制度の持続可能性が主要な財政上の課題となっていることを、将来を担う若年層が共通の知識として学ぶことができる環境が重要である。

また、中央教育審議会において、学習指導要領の改訂に併せて高校教育の新しい科目として、「公共（仮称）」を設置するための議論が行われている。財政・租税教育は、財政の課題に関する基礎的な知識を前提に、社会の課題や持続可能な社会の形成、さらには限られた財源の中での適切な配分の在り方について自ら考えさせることができるという点で、「公共」の授業の充実に資するものと考える。

こうした点を踏まえ、教育現場へのサポート、民間の自主的な取組との連携や、「公共」の円滑な実施に向けた協力等に取り組むとともに、学習指導要領等において、現在の財政上の課題が適切かつ速やかに反映されることを求めたい。〔資料 I – 3 – 11~13 参照〕

## II. 主要分野において取り組むべき事項

経済・財政再生計画の着実な実施に向けては、各主要分野において歳出水準等の目安、及びそれを堅持するために主に以下の分野で示された改革工程表に沿って歳出改革を着実に進めなければならない。

### 1. 社会保障

平成 28 年度予算における社会保障関係費の総額は 32.0 兆円と、既に一般歳出の 55.3% を占めている中で<sup>11</sup>、2020 年代初頭には「団塊の世代」が後期高齢者（75 歳以上）となり始める。後期高齢者は、前期高齢者（65 歳～74 歳）と比べて、1 人当たりの医療費・介護費が高く、1 人当たりの国庫負担で見ると、医療で約 4 倍、介護で約 9 倍と大きく増加する。こうしたことから、今後も高齢化の進行に伴い、医療・介護分野を中心として、社会保障関係費が増加していくことが見込まれている。

また、高齢化のみならず、いわゆる「医療の高度化」<sup>12</sup>も、社会保障関係費の伸びの要因となる。「医療の高度化」については、その恩恵を患者が享受できるようにしていくことの重要性も踏まえつつ、費用対効果<sup>13</sup>を考慮した上で適切に保険制度に取り込んでいくことが望ましい。

さらに、子ども・子育て分野については、「骨太 2015」において、「2020 年（平成 32 年）をめどに少子化のトレンドを変えるため、平成 27 年度からの 5 年間を「少子化対策集中取組期間」と位置付け、子育て支援の充実」等を図ることとされている。これまでも、消費税增收分等を活用し、待機児童の解消に向けた量的拡充や質の向上等の充実を図ってきた

<sup>11</sup> 一般会計歳出における割合も、33.1%を占めている。

<sup>12</sup> 「医療の高度化」の一例として、画期的な新薬の創出が挙げられる。こうした「医療の高度化」に関しては、日本赤十字社医療センター化学療法科部長の國頭英夫氏から、最新のがん治療についてコスト面を中心にヒアリングを行い、医学が進歩していく中で、医療保険制度の持続可能性を確保していくための課題等について、貴重な示唆を得た。

<sup>13</sup> イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア等では、医薬品、医療機器等について、費用対効果評価を実施し、その結果に基づき、保険償還の対象とするとの可否、保険償還額等を決定する枠組みを設けている。我が国においても、平成 28 年度診療報酬改定において、費用対効果評価の試行的導入が図られている。

ところであるが、今後も、「希望出生率 1.8」に向けて、経済・財政再生計画の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、実効性ある施策を講じていくことが求められる<sup>14</sup>。

このように、社会保障関係費については、様々な伸びの要因がある中で、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、受益と負担のバランスがとれた持続可能な社会保障制度を構築していくため、今後とも、社会保障の効率化や制度改革に不斷に取り組んでいかなければならない。この点に関しては、「特に若い世代が社会保障に対して不安感を抱いていることが、個人消費の伸び悩みの要因の一つとなっていると考えられる。」との指摘もあった。こうした不安感を取り除いていくためにも、国民に社会保障制度の将来の姿を示しながら、改革に取り組む必要がある。

こうした中で、経済・財政再生計画において、社会保障関係費の伸びについて、「2018 年度（平成 30 年度）までの目安」や「2020 年度（平成 32 年度）におさめることを目指す水準」が決定されるとともに<sup>15</sup>、同計画に盛り込まれた社会保障分野における 44 の改革検討項目について、昨年末に、当審議会の建議の内容を踏まえた形で改革工程表が取りまとめられた。

これらの進展は改革の前進として評価できるが、改革検討項目の具体化については今後検討に着手するものも多く、改革工程表が真に実効的なものとなるかどうかは、これからの方針の取組に懸かっている。

経済・財政再生計画の初年度である平成 28 年度予算における社会保障関係費の伸びは、診療報酬の適正化等により、対前年度 4,412 億円の増と目安に沿ったものとなったが<sup>16</sup>、今後も、計画に示された 3 年間・5 年

<sup>14</sup> 平成 28 年度予算においては、消費税増収分を活用した子ども・子育て支援に 6,006 億円（対前年度 817 億円の増）が計上されているところ、消費税率 10%への引上げ後は、更に 0.7 兆円程度に拡充することが予定されている。また、社会保障と税の一体改革の議論の中で、0.3 兆円超の財源を確保して更なる質の向上を図るべきという旨の国会の附帯決議がある。

<sup>15</sup> 経済・財政再生計画においては、「安倍内閣のこれまで 3 年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5 兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を 2018 年度（平成 30 年度）まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020 年度（平成 32 年度）に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。」とされている。

<sup>16</sup> 経済・財政再生計画の目安との関係では、平成 28 年度予算における社会保障関係費の伸びは、平成 27 年度予算における一時的な歳出を平成 28 年度予算では計上しなかったことに伴う減少分の影響等を考慮しない実質的な伸びが勘案され、その金額は対前年度 4,997 億円の増となる。

間の目安を確実に達成しつつ、持続可能な制度を次世代に引き渡す責任を果たしていくためには、改革工程表に沿った社会保障制度改革の着実な実行が不可欠である。改革の実効性を高めるため、今後進められる改革の具体的な内容についての検討に当たっては、これまでの当審議会の建議で示した改革の方向性や内容を十分に踏まえたものとすることを強く求めたい。

今回の建議においては、こうした観点から、改革工程表の具体化に向けた今後の対応について、7つの主要分野 ((1) 医療・介護提供体制の改革、(2) インセンティブ改革、(3) 公的サービスの産業化、(4) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、(5) 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、(6) 年金、(7) 生活保護) ごとに、これまでの建議において述べてきた改革の方向性・内容の基本的考え方や主なポイントを改めて指摘する。

### (1) 医療・介護提供体制の改革

改革に係る制度的枠組みがある程度構築されている分野であり、より効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築していく観点から、改革工程表に掲げられた KPI (Key Performance Indicators) を踏まえつつ、改革の早期実現と実効性確保を図るための取組を進めていくべき分野である。

具体的には、改革の早期実現を図る観点から、地域医療構想や医療費適正化計画の早期策定を引き続き促していく必要がある。その際、医療費適正化計画に関しては、入院について、地域医療構想との整合性を確保するとともに、外来について、データ分析に基づく重複投薬の是正等に向けたきめ細かい行動目標を平成 28 年夏までに設定し、都道府県による医療費適正化の取組を後押ししていくべきである。

また、改革の実効性確保の観点から、平成 29 年度末に廃止が予定されている介護療養病床から効率的なサービス提供体制への転換について、療養病床の地域差の是正と併せ、患者・利用者の状態に即した効率的な医療・介護サービスを提供できるものとする必要がある。加えて、都道府県による病床再編や地域差の是正に向けた努力を支援するための取組

(診療報酬の特例（高齢者医療確保法第14条）の活用、都道府県の権限の一層の強化等）について、改革工程表に沿って、着実に検討・実施していくべきである。〔資料II-1-1、2参照〕

この他、制度改革事項（医療・介護を通じた居住に係る負担の公平性の確保の観点からの入院時の光熱水費相当額の原則患者負担化、かかりつけ医普及の観点からの外来時の定額負担の導入等）について、改革工程表に沿って検討を進め、平成28年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置（法改正を要するものに係る平成29年通常国会への法案提出を含む）を講じる必要がある。〔資料II-1-3、4参照〕

#### （2）インセンティブ改革／（3）公的サービスの産業化

改革工程表に掲げられたKPIに沿って具体的な取組が着実に推進されるよう、進捗管理を行うとともに、実効性あるPDCAサイクルを構築していくことが重要な分野である。

この分野における各般の取組の実効性を高めるためには、データ分析を通じて医療費、介護費等に関する地域差等の「見える化」を一層進め、効果的な施策を検討・実施していく必要がある。

また、国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防や重症化予防、介護予防に取り組むことができるようにしていくことが重要である。このため、改革工程表に沿って、ヘルスケアポイントの付与や保険者努力を支援する仕組みの前倒し（特例調整交付金の一部の傾斜配分）など、個人と保険者の双方の取組を促すインセンティブ改革に取り組んでいくべきである。また、公的サービスの産業化<sup>17</sup>の観点からは、民間事業者も活用した保険者によるデータヘルス（データ分析に基づく保健事業）の取組の優良事例の全国展開の推進や民間事業者による参入の障壁となっている規制の検証・改革などに取り組んでいくべきである。

#### （4）負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

---

<sup>17</sup> 経済・財政再生計画において、「公共サービス（医療・介護、子育てなどの社会保障サービスを含む。以下同じ。）及びそれと密接に関わる周辺サービスについて、民間企業等が公的主体と協力して担うことにより、選択肢を多様化するとともに、サービスを効率化する。」とされている。

社会保障制度への国民の信頼性を高め、持続可能なものとするためには、負担の公平性の確保と給付の適正化に向けた不断の改革が不可避である。

まず、高額療養費制度及び高額介護サービス費制度の見直しについて、改革工程表に沿って、世代間・世代内での負担の公平性の確保や負担能力に応じた負担等の観点から、具体的な内容を検討し、平成28年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講じる必要がある。〔資料II-1-5、6参照〕

その他、平成28年末まで結論を得ることとされている制度改革事項（介護納付金の総報酬割<sup>18</sup>、介護保険における給付の適正化・負担の在り方、一般用医薬品として市販可能となった医療用医薬品（スイッチOTC化された医療用医薬品）に係る保険償還率の在り方等）について、改革工程表に沿って検討を進め、その結果に基づいて必要な措置（法改正を要するものに係る平成29年通常国会への法案提出を含む）を講じる必要がある。〔資料II-1-6～12参照〕

さらに、後期高齢者の窓口負担の在り方についても、改革工程表に沿って、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、集中改革期間中に検討し、結論を得るべきである。〔資料II-1-13参照〕

また、冒頭に述べたような「医療の高度化」等を受け止めつつ、制度の持続可能性を確保していくためには、個人では負担できないリスクをカバーするという公的保険の原点に立ち返って給付の重点化を図っていく必要がある。こうした観点から、公的保険給付の範囲の適正化に向けた項目（医薬品や医療機器等に係る費用対効果評価の本格導入、生活習慣病治療薬の処方の在り方、市販品類似薬に係る保険給付の見直し等）や、（1）で既述した医療・介護提供体制に係る制度改革事項（かかりつけ医普及の観点からの外来時の定額負担の導入等）については、今後の医学の進歩に伴い、改革のスピード・深度を高めていくことが特に求められる。

---

<sup>18</sup> 介護納付金の総報酬割に関しては、まずは、医療保険制度及び介護保険制度を通じて世代間の負担の公平性の確保を図るための改革の全体像を描く必要があるとの意見があった。

## (5) 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

平成28年度診療報酬改定においては、国民負担軽減の観点からの後発医薬品の価格の引下げや、大型門前薬局に対する調剤基本料の引下げが図られるなど、一定の進展がみられたが、調剤報酬をはじめとして当審議会が主張してきた改革はなお途上であり、更なる取組が必要である。

同改定の内容やその効果を検証した上で、今後の医療費の動向等を踏まえながら、診療報酬・薬価等の更なる適正化に向けて、次期改定においても引き続き改革を進めていくべきである。

## (6) 年金

年金分野では、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準を確保するため、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や年金額の改定ルールの見直しを含む改正法案の成立を図るとともに、平成28年10月の適用拡大の施行や影響を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を行うべきである。

また、社会保障改革プログラム法に示された検討事項について、改革工程表に沿って、速やかに検討を進めていく必要がある。具体的には、

- ・ 高齢期における年金受給の在り方については、高齢者雇用の動向等を踏まえつつ、年金受給開始年齢の在り方等を含め、次期の財政検証に向けて、
- ・ 高所得者の年金給付の在り方等については、高所得者の老齢基礎年金の支給停止など、年金制度内における再分配機能の強化に関し、それぞれ速やかに検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるべきである。

## (7) 生活保護

生活保護は、最後のセーフティネットとしての機能を有するものであるとともに、受給者の自立の助長を趣旨とするものでもあり、制度に対する国民の理解と信頼を確保していかなければならない。

このため、生活保護制度の適正化に向けて、不断の見直しを行い、改

革工程表に沿って、現行制度で実施可能な事項は、早期に検討・実施していくべきである。また、平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、その結果に基づいて必要な措置（法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む）を講じるべきである。

## 2. 文教・科学技術

社会における教育の機会均等の確保が、教育関連施策を貫く最も重要な課題の一つであることは論を俟たない。その上で、個別施策の在り方を検討するに当たっては、様々な視点から見た公平性の問題や施策の費用対効果などに十分留意すべきである。

文教・科学技術に係る改革工程表では、今まで当審議会において指摘してきた真に効果的・効率的な文教・科学技術予算を確立すべく、確かなエビデンスに基づく教職員定数の在り方、国立大学法人や科学技術分野における民間資金の導入促進などの取組を進めることとされている。こうした取組を着実に進めるための具体策を講じ、財政健全化への取組を着実に実施していく必要がある。

### (1) 義務教育関係予算

改革工程表では、少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向、地方自治体の政策ニーズ、いじめ・不登校などの学校の課題に関する客観的データ収集と実証研究などを踏まえて、「予算の裏付けのある教職員定数の中長期的な見通し」を策定、公表し、各都道府県・指定都市に提示をすることとなっている。〔資料II-2-1参照〕

教職員定数については、近年、少子化の進展により、児童生徒数が減少していくのに応じ、法律上の規定に則り機械的に配置される基礎定数は減少する一方、加配定数<sup>19</sup>は増加し続け、定数全体の1割を占めている。

#### 〔資料II-2-2参照〕

こうした加配定数には、例えば過去に運用の問題点が会計検査院から指摘されたもの<sup>20</sup>もあり、その適正性を改めて検証する必要がある。特に、

<sup>19</sup> 加配定数とは、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で特例的に措置しているもの。

<sup>20</sup> 平成14年度に「初任者研修を実施するために行う教職員定数の加配事業、非常勤講師の配置事業」について検査が実施され、決算検査報告において、以下の指摘がなされた。

- ① 教員の加配又は非常勤講師の配置を受けた学校において、初任者の免許教科と異なる免許教科の教員を教科指導員に任命するなどしていた。
- ② 教員の加配又は非常勤講師の配置を受けた学校において、初任者に免許外の教科を担任させていて、研修に専念できる体制を探っていなかった。

指導方法工夫や児童生徒支援については、平成 28 年度予算で新規に措置した「教育政策形成に関する実証研究」の実施や、全国学力・学習状況調査のデータの公開・活用などを通じ、費用対効果や、クラス・児童生徒数当たりの適正数についての知見を積み重ねることが必要である。〔資料 II-2-3 参照〕

このように加配定数全体の適正性の再検証を踏まえた上で、加配定数の内容をよりきめ細かく見ていくと、

① 学校数やクラス数、児童生徒数等に連動し、全国一律で実施する政策に必要な定数

② 地域や学校ごとの個別事情に応じて政策的に措置すべき定数

といった性質に分類し得ると考えられる。このうち①に該当する定数については、真に必要性が高いものについて、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）の改正による基礎定数化を検討することが考えられる。それを「予算の裏付けのある教職員定数」として位置付けることとする。こうした取組は、地方公共団体が中長期的な見通しに基づく教職員の安定的・継続的な雇用を行いやすい環境の整備につながると考えられる<sup>21</sup>。〔資料 II-2-4、5 参照〕

その際、特別支援、外国人児童・生徒へのきめ細かい対応や多様性の教育の観点からの必要性、教師の多忙化を解消するための外部人材の登用などについても、費用対効果を分析しながら、必要十分な定数を検証する必要がある。

他方、新たな加配定数については、確かなエビデンスに基づく要求を毎年度の予算編成プロセスの中で行い、事後的な検証も通じ、PDCA サイクルを徹底する必要がある。

こうした教職員定数の見直しを行う際には、主要先進国と比較しても

---

③ 初任者又は指導教員等の授業の代行や負担の軽減を行うため非常勤講師の配置を受けた学校において、初任者等の授業の代行や負担の軽減が行われていなかった。

これを受け、文部科学省では、都道府県等において初任者研修が円滑かつ効果的に実施されるよう、平成 15 年 9 月に同省主催の会議を開催するとともに、同年 10 月に都道府県等に対し通知を発するなどの処置を講じた。

<sup>21</sup> 特別な支援を必要とする子どもや、日本語指導が必要な外国人の子どもが増えていることなどに対応する観点も重要なとの意見があった。

遜色のない我が国は教員 1 人当たりの生徒数（PT 比）<sup>22,23</sup>や 1 人当たり教育支出<sup>24</sup>、厳しい財政事情等<sup>25</sup>を十分に踏まえ、教育の質と教育予算の質の双方を同時に向上させながら、財政健全化の取組と齟齬を来さないよう取り組んでいくことが極めて重要である。〔資料 II-2-6 参照〕

## （2）国立大学法人

国立大学法人については、「国立大学経営力戦略<sup>26</sup>」のとおり、経営を支える財務基盤について財源を多元化し、強化を図ることが重要との認識の下、民間企業との共同研究の件数・受入額、寄附金の受入額の拡大などをを行うこととしている。成果目標の達成に向けて、各大学の特性・背景を考慮しつつ、きめ細かい進捗管理を行う必要がある。その際、民間からの獲得研究費収入などの産学連携に関する指標<sup>27</sup>を活用するなど、大学の自主的な取組を評価する多面的な定量指標を採り入れることも有効と考える。

## （3）科学技術

科学技術投資については、経済成長につながるイノベーションの源泉になる可能性がある中で、インプットありきの議論に拘泥するのではなく

<sup>22</sup> 我が国は教員 1 人当たりの生徒数（PT 比）は、小学校で 17.4、中学校で 13.9 となっており、OECD 平均（小 15.2、中 13.4）より大きいが、G 5 平均（小 17.7、中 15.4）並みであり、主要先進国に比べ遜色ないレベルになっている。

<sup>23</sup> PT 比を考える際には、単に教師の数だけに着目するのではなく、授業や生徒指導に専念できる時間の確保についても考慮する必要があり、「チーム学校」の取組などを推進し、教職員の事務負担の軽減についても併せて進めていく必要がある、との意見もあった。

<sup>24</sup> 我が国は OECD 諸国と比べて教育への公財政支出（対 GDP 比）が低い国（日本 3.8%、OECD 平均 5.3%）という指摘があるが、他国よりも急激に少子化が進展しているために子どもの数が少ないということを考慮しなければならない。実際には、我が国の中学校向け公財政支出を在学者 1 人当たり（対 1 人当たり GDP 比）で見ると 24.6% となっており、OECD 平均（23.2%）に比べて高い水準となっている。（G 5 ではイギリス（29.2%）に次いで 2 位。アメリカ（21.1%）、フランス（20.8%）、ドイツ（19.6%））

<sup>25</sup> 我が国の国民負担率は 40.5%（うち租税負担率 27.3%）と、OECD 平均 50.2%（同 35.0%）に比べて相当程度低い。

<sup>26</sup> 平成 27 年 6 月 16 日に公表。〈国立大学の経営力の強化〉（抜粋）「その経営を支える財務基盤については、国立大学運営費交付金などの公的資金のみに依るのではなく、各国立大学が教育研究活動の成果を広く社会にアピールするアウトリーチを重視し、民間企業との共同研究や寄附金の拡大など社会全体からの支援を受け、その期待に対し目に見える形で応える、という好循環を形作っていく上で、財源を多元化し、強化を図ることが重要である。」

<sup>27</sup> 産学連携の成果を評価するに当たり、経済財政諮問会議が改革工程表の KPI として提示している世界大学ランキングに加え、産学連携に関する詳細な指標を活用することも有効と考える。

く、成果につながる「質の向上」に向けた本格的な検討を進めるべきである。その観点からも、改革工程表や「第5期科学技術基本計画」において初めて導入された「成果目標」を達成することが重要であり、例えば、公的機関における研究についても、企業からの評価の活用等により健全な競争原理を働かせる仕組み等の検討が必要である。

また、財政健全化目標の達成に向け、今後は、経済・財政再生計画における2020年度（平成32年度）までのPB黒字化目標及び2018年度（平成30年度）までの歳出水準等の目安との整合性を確保する水準で措置することが必要である。〔資料II-2-7参照〕

#### （4）文化財

文化財に関する施策は、これまで主にその保存・修理の適切な実施という観点で行われてきたが、今後は、「観光立国推進基本法」などを踏まえ、文化財を観光資源等として活用する仕組みを積極的に取り入れることが必要である。これは、文化財所有者の収入増に直接結び付くことであり、所有者自身の取組を積極的に促すという視点が重要である。〔資料II-2-8参照〕

そのため、例えば、市町村が地域に存在する文化財を総合的に保存・活用するために策定する「歴史文化基本構想」に基づく事業を優先的に採択するといった仕組みを構築する。それにより、地域の文化財を面的・一体的に総合活用し、その効果が最大限に発揮されることが期待される。

また、外国人を含む観光客に対し、文化財の魅力・歴史的背景等を十分に伝えることが不可欠であり、例えば、所有者自身の負担で案内板やパンフレット等をICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）の活用等も視野に入れつつ整備する場合には、当該文化財の保存・修理事業を優先して採択するといった仕組みを構築する。〔資料II-2-9参照〕

なお、文化財の保存・修理事業の執行に当たっては、事業の質（事業実施者、実施方法等）を適切に担保することが不可欠である。

### 3. 社会資本整備

社会資本整備に係る改革工程表では、これまで当審議会としても取り上げてきた公共施設等総合管理計画等の策定、公共施設等の選別・集約化や、担い手確保や生産性の向上などの取組を進めることとされている。こうした取組を着実に実施するとともに、PPP／PFIといった民間活力、民間資金の導入など、更なる歳出改革に向けた取組を不斷に進めていく必要がある。

#### (1) 計画的なメンテナンスや公共施設等の選別・集約化

今後の人団減少等を踏まえ、計画的なメンテナンスや公共施設等の選別・集約化を進めるため、地方公共団体において、公共施設等総合管理計画や立地適正化計画を策定する取組が徐々に進展してきている。その際、策定する計画が選別・集約化などを進める上で実効性のあるものとすることが必要である。そのためには、各地方公共団体が、近隣の地方公共団体や人口規模等が同程度の地方公共団体との比較も踏まえた計画を策定するとともに、将来の維持管理コスト等の変化なども的確に把握し、各インフラの所管省庁と連携しつつ、適切に公表していくことが重要と考えられる。〔資料II－3－1参照〕

一方で、インフラのメンテナンス業務等を担当する職員がほとんどいない市町村も多い。地方公共団体が策定した計画が画餅とならないよう、国としても、交付金等によるハード面の支援だけではなく、技術的な支援等を充実させ、実施体制を強化することが重要である。

#### (2) 担い手確保と生産性の向上

高齢化が進んでいる建設業界では、今後、技能労働者が大量に退職することが見込まれている。我が国の建設業を担う若年層の確保は大きな課題であるが、今後、生産年齢人口が減少する上に、建設業の入職率や定着率は他産業に比べて低いという現実がある。足元、建設業における処遇改善や教育訓練の強化など、担い手の確保に向けた様々な取組や、公共工事設計労務単価の引上げなどが行われているが、依然建設業の人

手不足感は楽観できない状況にある。〔資料Ⅱ－3－2 参照〕

こうした労働力の供給制約が顕在化すると、生産性の向上も十分に実現しなければ、厳しい財政状況の下では、必要な事業を実施することが困難になりかねない。今後は他産業に比べて低迷している労働生産性などの向上に特に重点を置いた取組を進めていく必要がある。〔資料Ⅱ－3－3 参照〕

### （3）更なる歳出改革に向けて

昨年 11 月の当審議会の建議で指摘した社会資本整備総合交付金等の見直しについては、一定の事業における費用便益分析の要件化や、地方公共団体に対して配分された交付金の不用率・未契約繰越し率の把握・公表などが今年度から順次行われる。さらに、限りある財源を政策的に優先すべき事業に重点化するため、交付金を重点的に充てるべき事業内容に特化された整備計画に対して重点配分を行うこととしている。こうした取組を通じて、交付金により地方公共団体が行う公共事業について一層の重点化が行われることが期待される。

さらに、社会資本ストックに係る今後の維持・更新需要の増加等を見据え、上水道の施設の統廃合・再構築の推進や、人口 20 万人以上の地方公共団体等において PPP／PFI 手法を優先的に検討する仕組みの構築など、改革工程表に示されている歳出改革の取組も進めていくべきである。

また、改革工程表に示されていないものであっても、例えば、下水道については、上水道の仕組みや実態も踏まえ、施設の状況等の的確な把握や、受益者負担の在り方の検討などを行うことが考えられる。

すなわち、地方公営企業法上、上水道については公営企業会計が当然適用されている一方で、下水道については雨水対策など受益者負担の考え方方が馴染みにくい面も含まれていることから任意適用とされている。しかしながら、施設の老朽化等の状況や損益などを的確に把握し、事業を安定して運営する観点からは、下水道についても、今後、公営企業会

計の適用を進めていくべきと考えられる<sup>28</sup>。〔資料II－3－4参照〕

また、施設の更新費用について、上水道は基本的には水道料金で賄っているのに対して、下水道は主要な施設の更新費用の約半分を国庫補助金で賄っている。今後本格化する更新需要を見据えれば、利用者から徴収する使用料の算定に当たって、上水道と同様に、将来施設を更新するために必要となる費用を適切に原価に含めるなど、受益者負担の在り方を検討すべきである。〔資料II－3－5参照〕

---

<sup>28</sup> 公営企業会計の適用事業は、複式簿記によって貸借対照表、損益計算書などの作成が義務付けられ、非適用事業に比べて、事業の損益や資産・負債等の情報の的確な把握がしやすい。下水道についても、事業を中長期的に安定して運営する観点から、近年、総務省が各地方公共団体に対して公営企業会計の適用を要請しており、適用事業数は増加傾向にあるが、未だ全体の2割程度である。

## 4. 地方財政

平成 28 年度地方財政計画は、当審議会が繰り返し指摘してきた別枠加算の廃止<sup>29</sup>等をはじめ、歳出・歳入両面にわたる取組により、経済・財政再生計画に沿った内容となった。

引き続き、財政健全化の柱である国・地方の PB 黒字化の着実な達成に向けて、地方財政分野においても、経済・財政再生計画を着実に実施すべきである。同時に、今後見込まれている財政余剰分を活用した国・地方の債務縮小など、歳出・歳入の両面において改革をしっかりと進める必要がある。

### (1) 折半対象財源不足解消後の対応等

平成 21 年度以降、地方財政においてはフローベースの財源不足が生じていたが、今後、税収の増加を背景に、当該不足分が解消し、フローベースの財源余剰が生じることが見込まれる。この余剰分の取扱いについては、国・地方の PB 黒字化目標の達成に向けて、適切な対応をとることが大変重要である。

地方財政制度においては、全地方公共団体（マクロ）の標準的な歳出の総額を見込んだ上で、地方税収等や地方交付税法定率分<sup>30</sup>では賄えない収支不足（フローベースの財源不足）について、地方交付税交付金の特例加算（国）と臨時財政対策債（地方）の折半で負担し、さらに平成 21 年度以降は、国の全額負担による別枠加算も創設して対応してきた<sup>31</sup>。

#### [資料 II - 4 - 1 参照]

一方、中長期試算の「経済再生ケース」を踏まえれば、来年度以降、税収の増加を背景に折半対象となる財源不足が解消し、年々、フローベースの財源余剰の拡大が見込まれる。この財源余剰分については、2020

<sup>29</sup> リーマン・ショック後の歳入面における危機対応措置として、地方の財源不足に対し、国の全額負担による別枠加算を措置してきたが、危機対応モードから平時モードへの切替えを進める観点から、平成 28 年度地方財政計画において廃止している。

<sup>30</sup> 地方交付税法において、地方交付税交付金は、国税収入額の一定割合（所得税及び法人税の収入額の 33.1%、酒税の収入額の 50%、消費税の収入額の 22.3%、地方法人税の収入額（平成 28 年度））とされている。

<sup>31</sup> 特例加算と別枠加算による国から地方への財政移転は、平成 21～28 年度の累計で総額 30 兆円規模。

年度（平成32年度）の国・地方のPB黒字化目標を着実に達成する観点から、地方のPB対象経費の積み増しに使うのではなく、国・地方のPB改善に着実につなげ、累積債務の縮減を図る必要がある。債務の縮減に当たっては、これまで地方の財源不足が生じた場合、国も特例加算や別枠加算の形で負担してきた経緯や、国は引き続き多額の特例国債を発行せざるを得ないなど、地方以上に厳しい財政状況にあること等に鑑みれば、フローベースの財源余剰が生じた場合には、これを地方の債務縮減に充てるだけではなく、財源不足を折半して国も負担してきたことと同様に、財源余剰についても、国の債務縮減にもつなげていくべきである<sup>32</sup>。〔資料II-4-2参照〕

また、地方の債務縮減については、個々の地方公共団体（ミクロ）による適切な債務管理も重要である。この点、臨時財政対策債の元利償還金に相当する額は、基準財政需要額に算入されているが、現実には、その額の全ては償還又は減債基金<sup>33</sup>への積立に使われず他の歳出に流用されており<sup>34</sup>、減債基金への積立不足が生じている。こうした状況の要因として、地方公共団体によっては、計画的に減債基金への積立等を行わなければ、将来の実質的な負担につながりかねないとのリスクを十分に共有できていない可能性が考えられる。このような認識のギャップは、地方公共団体に想定外の負担をもたらす恐れもあり、引き続き、問題の解消に取り組んでいかなければならない。また、地方財政計画上の公債費を国が計上しても、地方公共団体が適切に積立等を行わなければ、決算ベースの地方のPB改善にはつながらない。したがって、国・地方のPB黒字化目標達成の観点からも、地方公共団体が確実に積立等を行うことが必要である。〔資料II-4-3参照〕

## （2）地方財政の健全化に向けた取組

<sup>32</sup> 折半対象財源不足解消後の対応の検討に際しては、国・地方のPBのみではなく、その歳出・歳入構造の違いにも留意すべきであるとの意見があった。

<sup>33</sup> 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金であり、積立金は、後年度、地方債の元利償還金に充てられることとなる。

<sup>34</sup> これまでに臨時財政対策債を発行した地方公共団体のうち実際の償還額（減債基金への積立を含む）が基準財政需要額に算入された額を下回る都道府県及び政令指定都市の償還・積立不足額は、平成25年度まで累積約4,400億円。

## ① 改革工程表に基づく改革の取組

今後、地方財政の健全化を進めていくため、改革工程表に基づいて改革に着実に取り組んでいく必要がある。改革の取組を国・地方の PB 改善に着実につなげていくためには、それぞれの地方公共団体による業務効率化・財政収支改善の取組の成果を迅速に把握・検証し、それらの成果を、事後的に地方財政計画に結び付けることが重要である。〔資料Ⅱ－4－4～6 参照〕

## ② 人口減少への対応

全国的に人口減少が進む中、地方財政分野においても、その減少動向を踏まえた歳出の適正化を行う必要がある。地方財政については、地方公共団体の基準財政需要の算定上、多くの算定項目において人口を測定単位として設定しており<sup>35</sup>、財政需要の強さが人口に連動するものとしてきた。今後は、人口の減少に伴って、必然的に地方公共団体における財政需要の減少が見込まれるところであり、地方歳出の総額についても、こうした要因による財政需要の減少を着実に反映したものとする必要がある<sup>36</sup>。〔資料Ⅱ－4－7 参照〕

一方で、人口減少への対応を含め、地方創生に向けた地方公共団体の取組を支援するため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を地方財政計画に計上している。地方財政計画に計上された歳出経費は、国民負担によって財源保障されていることも踏まえれば、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生という政策目的に沿った使い方がなされ、事業が効率的に実施されているか、事後的にフォローアップしていく必要がある。このため、まずは、当該経費を活用して個々の地方公共団体が行っている取組やその成果の把握・検証をしっかりと行っていく必要がある。〔資料Ⅱ－4－8 参照〕

<sup>35</sup> 基準財政需要額のうち、人口を直接測定単位とするもの及び人口に準ずると考えられる事項を測定単位とするものの割合を踏まえれば、基準財政需要額全体の約7割弱に人口減少の影響があると推定される（平成27年度）。

<sup>36</sup> 人口減少が地方交付税額に与える影響については、各地域に対する地方交付税配分額の割合を踏まえ、地域ごとの人口減少率を、各地域への普通交付税配分額が全国の普通交付税総額に占めるシェアで加重平均すると、全国平均の人口減少率を上回る影響を与えていくことも見込まれる。今後の地方交付税所要額については、こうした状況とも整合的なものとする必要がある。

また、人口減少下において、必要な行政サービスをより持続的かつ効率的に提供する観点からは、地方公共団体間における連携中枢都市圏や定住自立圏など、様々な広域連携等の取組を進めていくことが重要である。

### ③ 地方税収等の決算増収

平成22年度以降、継続して発生している地方税収等の決算増収については、後年度の地方財政計画上で反映することは行われておらず、結果として、財政調整基金<sup>37</sup>等の残高の増加や標準的な行政経費として当初は予定されていなかった経費への支出等につながっており、いわば不必要的国債金によって地方の基金残高の増加等を作り出している状況とも考えられる。このため、国民負担を可能な限り軽減する観点からも、地方税収等の決算増収については、後年度に地方財政計画の歳入項目として計上するなど、何らかの形で精算する仕組みを導入する必要がある<sup>38</sup>。〔資料II－4－9参照〕

---

<sup>37</sup> 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

<sup>38</sup> その際、地方法人二税（法人事業税、法人住民税）の税収が下振れると見込まれる場合には、減収補填債が発行され、その元利償還費は国・地方折半で負担するとの片務的な取扱いとなっていることにも留意すべきである。

### III. 終わりに

我が国における過去20年間にわたる財政健全化に向けた累次の取組は、平成9年の「財政構造改革法」、平成18年の「骨太2006」とも計画倒れに終わり、持続可能な財政構造の構築という成果は得られていない。

2020年代初めには団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化が財政に与える影響は今後一層強まっていく。我が国は高齢社会へ対応するフロンティランナーとして、先進国に対して成功例を示す必要がある。2018年度（平成30年度）のPB対GDP比赤字▲1%程度という目安を達成した上で、「2020年度（平成32年度）のPB黒字化」を実現することはそのためのラストチャンスである。この目標の達成に向け、不退転の決意で、その取組を進めることを強く要請する。



(参考1)

# 概 要



# 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（概要）

平成28年5月18日  
財政制度等審議会

## I. 財政健全化目標の達成に向けた取組

- 「経済・財政再生計画」の着実な実施
  - 2020年度までの国・地方のプライマリーバランス(PB)黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げという財政健全化目標を堅持。計画で示された一般歳出の水準等の目安に沿つて編成された**28年度予算は目標達成に向けた第一歩。**
  - 計画はスタートしたばかりであり、手綱を緩めるような状況には全くない。今後とも、目安及び改革工程表に沿つて、経済・財政再生計画を着実に実施していくことが不可欠。

## 2. 海外の財政健全化の取組から得られる視点

- G7及びGIIIPS諸国におけるリーマン・ショック後の財政健全化の取組を調査。
- 各国は、我が国よりも厳しい目標を設定し、短期間で大幅に改善している。現時点でもフロー・ストックとともに各国以上に財政状況が厳しい我が国が、計画に沿つて財政健全化を着実に進めていくことは当然。
- 経済再生と財政健全化を両立していける国は、重要施策への対応に当たっても、財政規律を堅持している。

### (1) 財政健全化の着実な実行

- 計画を明確に示し、個別の措置を着実に実行していくことが、市場の信認の維持・確保の観点から重要。
- 財政健全化の先送りや長期化は取組の失敗や潜在成長率の低下につながりかねない。

### (2) 将来に備えた堅実な財政運営

- 想定以上の税収が得られれば、収支の改善に充て、「貯金」(＝財政収支の改善の前倒し)を作り、財政余力を確保すべき。財政健全化の手綱を緩めれば、国際社会や市場から疑念を抱かれかねない。
- 重要課題に対する追加的な歳出需要には、歳出改革等により財源を賄うことに対応すべき。

### (3) 構造改革などの成長戦略と財政健全化の両立

- 財政健全化のためには、経済成長も重要。構造改革などの成長戦略に果敢に取り組むことが財政健全化にも寄与。

### (4) 財政健全化のコンセンサスの醸成

- 財政健全化への国民的なコンセンサスが、その成功の根底にある。
- 我が国における国民的コンセンサスに向けた取組
- 公聴会の開催や、財政・租税教育の充実などを通じて、国民の間に財政健全化への一層の理解を得ていくことが必要。

## II. 主要分野において取り組むべき事項

経済・財政再生計画の着実な実施に向けた改革は、歳出水準等の目安、及びそれを堅持するために主に以下の分野で示された改革工程表に沿って歳出改革を着実に進めるべき。

1. 社会保障
  - ・社会保障関係費は、高齢化の進行のほか、「医療の高度化」等の様々な要因により、今後も増加見込み。
  - ・「医療の高度化」については、その恩恵を患者が享受できるようにしていくことの重要性も踏まえつつ、費用対効果を考慮した上で適切に保険制度に取り込んでいくことが望ましい。
  - ・こうした中で、社会保障関係費の伸びについて、今後も経済・財政再生計画に示された目安を確実に達成しつつ、持続可能な制度を次世代に引き渡す責任を果たしていくためには、**改革工程表に沿った社会保険制度改革の着実な実行が不可欠。**
  - ・改革の実効性を高めるため、今後進められる改革の具体的な内容についての検討に当たっては、これまでの当審議会の建議で示した**改革の方向性や内容を十分に踏まえたものとすべき。**

### 2. 文教・科学技術

- ・教育：教職員の加配定数については、適正性を再検証した上で分類し、真に必要性が高いものの基礎定数化、PDCAサイクルを徹底した上での加配定数措置とすべき。**国立大学法人については、それぞれの特性等を考慮しつつ、財務基盤強化目標を達成する。**
- ・科学技術：「質の向上」に向け、成果目標を実現させるとともに、**経済・財政再生計画と整合性がとれた予算規模とする必要。**
- ・文化：文化財について、所有者自身の取組を促すため、保存・修理事業の優先採択の仕組みを構築する。

### 3. 社会資本整備

- ・人口減少などを踏まえた計画的なメンテナンスや公共施設等の選別・集約化、担い手の確保、労働生産性の向上に重点を置いた取組など、**改革工程表に沿った取組を着実に進めることが必要。**
- ・さらに、例えば下水道について、公営企業会計の適用を拡大させるとともに、将来の更新費用も見据えた受益者負担の在り方を検討するなど、**社会資本ストックに係る今後の維持・更新需要の増加を見据えた一層の歳出改革の取組を進めていくべき。**

### 4. 地方財政

- ・折半対象財源不足が解消し、フローベースの財源余剰が生じた場合、PB改善に着実につなげる必要。財源余剰は国の債務縮減にもつなげるべき。地方公共団体は、臨時財政対策債の元利償還金相当額にについて確実に減債基金への積立等を行うべき。
- ・改革工程表に基づく地方公共団体の改革の取組の成果を把握・検証し、事後的に地方財政計画に結び付けるべき。
- ・人口減少に伴う地方公共団体の財政需要の減少を、**地方歳出の総額に着実に反映すべき。**
- ・地方税収等の決算增收は、後年度の地方財政計画の歳入項目に計上するなど、何らかの形で精算する仕組みを導入すべき。

(参考2)

# 参 考 資 料



# 「骨太2015」の「経済・財政再生計画」のポイント

資料 I-1-1

「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、安倍内閣のこれまでの取組を強化。

## 財政健全化目標等

- ▷ 財政健全化目標を堅持。「国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。」

## 歳出改革の基本的考え方

- ▷ 国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。
- ▷ 地方ににおいても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。
- ▷ 計画の中間時点（2018年度）において、下記の目安に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討。

## 歳出改革の目安

<目安1>PB赤字対GDP比：2018年度▲1%程度

<目安2>国的一般歳出の水準：

安倍内閣のこれまでの3年間では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続。

<目安3>社会保障関係費の水準：

安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の効果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引き上げとあわせ行う充実等に相当することを目指す。

<目安4>地方の歳出水準：

国的一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

# 平成28年度予算のポイント

資料 I-1-2

## 経済再生と財政健全化の両立する予算

- 一億総活躍社会の実現に向けて、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」(に直結する、子育て支援や介護サービス等の充実を図るほか、教育費の負担軽減等)を進める。また、地方創生の本格展開を図る。
- 持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」(に沿って抑制(+4,400億円\*))。診療報酬の適正化、改革工程表の策定などの改革を推進。  
\* 「経済・財政再生計画」における「目安」との関係では、平成27年度予算における一時的な歳出の影響額等を除き、実質+5,000億円。
- 事前防災・減災対策の充実や老朽化対策など国土強靭化を推進。また、「攻めの農林水産業」に向けた施策を推進。
- 伊勢志摩サミットの議長国として、充実した外交予算により「地球儀を俯瞰する外交」を推進。また、防衛予算を充実し、防衛力を着実に整備。
- 教育の質向上に向けた取組みや科学技術の基盤強化を推進。
- 復興ステージに応じた課題に対応し、復興を加速化。

## 財政健全化

- 一般歳出の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」(に沿って抑制(+4,700億円\*))。  
\* 「経済・財政再生計画」における「目安」との関係では、平成27年度予算における一時的な歳出の影響額等を除き、実質+5,300億円。
- 国債発行額(34.4兆円)(は前年度から▲2.4兆円の減額。公債依存度は35.6%とリーマン・シヨック以前(平成20年度当初予算以来)の水準まで回復。  
\* 国税税収(57.6兆円。消費税率8%引上げ分6.3兆円を除くと51.3兆円)は平成19年度決算(51.0兆円)を上回る水準まで回復。  
\* 地方税収等(41.8兆円。平成19年度決算40.2兆円)の増を反映し、平成21年度以降措置してきた地方交付税の別枠加算を廃止。

# 「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

## 資料 I-1-3

※ 平成28年1月21日 経済財政諮問会議提出（内閣府）

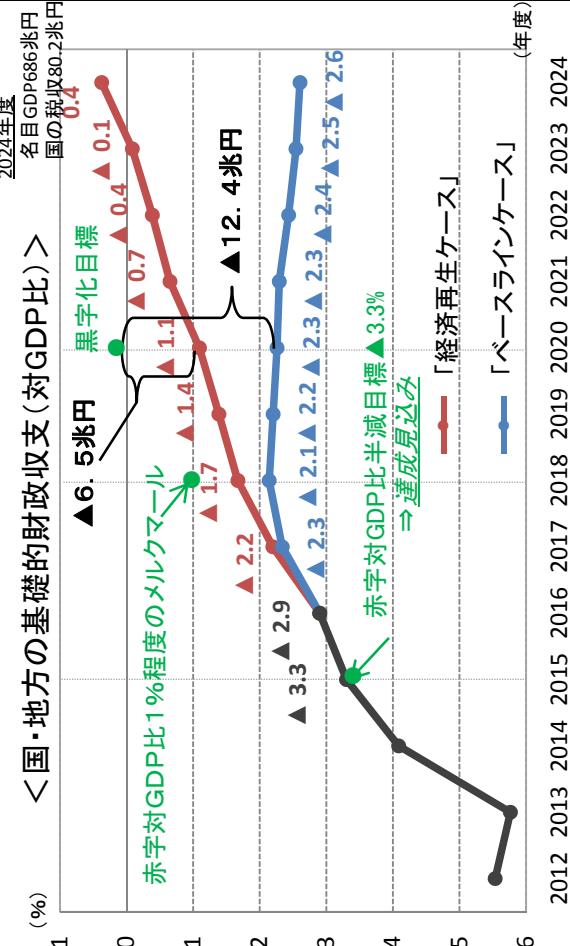
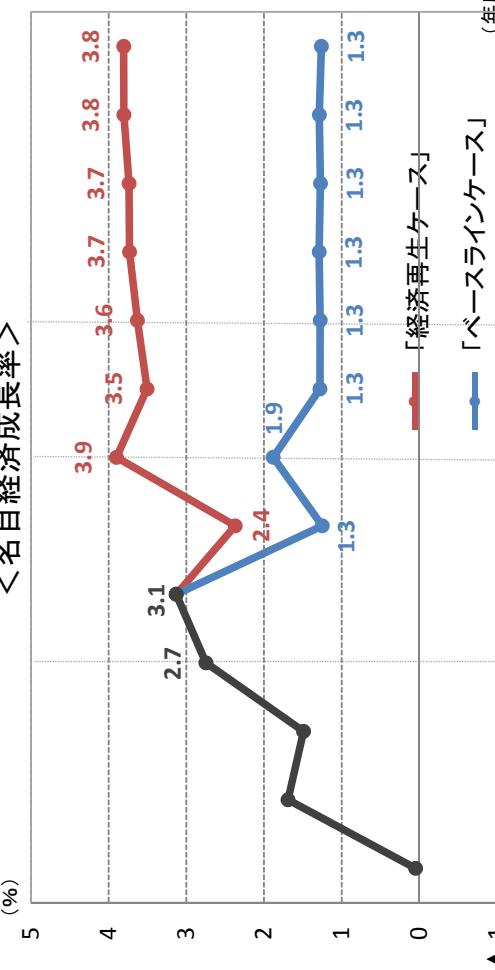
### 経済・財政面における主要な想定

- 経済シナリオ
  - ・「①経済再生ケース」：中長期的に名目3%以上、実質2%以上の成長率（2017-24年度平均：名目3.6%、実質2.1%）
  - ・「②ベースラインケース」：中長期的に名目1%台半ば、実質1%弱の成長率（2017-24年度平均：名目1.4%、実質0.8%）
- 試算前提
  - ・2017(平成29)年度以降：社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。
  - ・軽減税率制度を導入した上で消費税率10%への引上げを想定。軽減税率制度の導入に伴う減収（1.0兆円程度）に対応し確保する安定的な恒久財源については、総合合算制度の見送りにより確保する0.4兆円程度を織り込んでいる。織り込まれていない残りの0.6兆円程度については、平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、確保することとしている。

### 試算結果のポイント

- 2015(平成27)年度の国・地方PB対GDP比は、▲3.3%の赤字であり、半減目標（▲3.3%）は達成見込み。
- 2018(平成30)年度の国・地方PBは、①では▲9.2兆円（対GDP比▲1.7%）の赤字  
②では▲11.5兆円（対GDP比▲2.1%）の赤字
- 2020(平成32)年度の国・地方PBは、①では▲6.5兆円（対GDP比▲1.1%）の赤字  
②では▲12.4兆円（対GDP比▲2.3%）の赤字

### ＜名目経済成長率＞



# 海外調査体制及び調査日程

資料 1－2－1

## 1. 欧州①



▶ 出張者: 佐藤主光委員、竹中ナミ委員

▶ 日 程: 平成28年2月28日～3月5日

▶ 訪問先: イギリス、アイルランド、EU(ベルギー)

## 2. 欧州②



▶ 出張者: 中空麻奈委員、宮武剛委員

▶ 日 程: 平成28年3月6日～3月12日

▶ 訪問先: ドイツ、イタリア、ギリシャ

## 3. 欧州③



▶ 出張者: 赤井伸郎委員、遠藤典子委員

▶ 日 程: 平成28年3月13日～3月19日

▶ 訪問先: フランス、スペイン、ポルトガル、OECD

## 4. 北 米

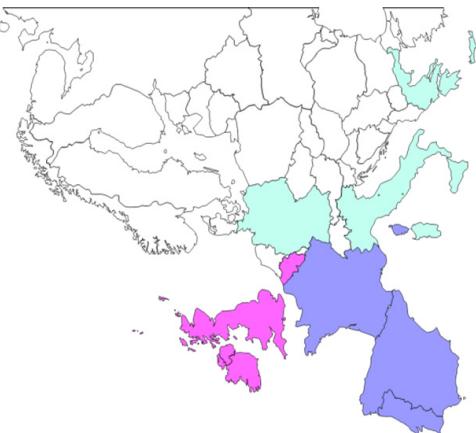


▶ 出張者: 末澤豪謙委員、田中弥生委員

▶ 日 程: 平成28年3月6日～3月12日

▶ 訪問先: アメリカ、カナダ、IMF

<ヨーロッパ>



<北アメリカ大陸>



## 各国のリーマンショック後の財政健全化の進捗状況（フロー）

資料 I-2-2

- リーマンショック後、各國はG20の合意やEUの財政規律を受けて、財政健全化に取り組んだ。2015年の財政収支対GDP比（一般政府）で見ると、各国とも日本よりも健全な水準を達成。
- 2009年から2015年の財政収支の改善幅を見ると、多くの国で、日本よりも、早い段階で、速いペースで、改善。

### ＜財政収支対GDP比の推移＞

	2015年の財政収支	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	改善幅(2009~2015)	最もペースが速い年の改善幅
日本	▲ 5.9	▲ 10.4 (+1.1)	▲ 9.3 (▲0.5)	▲ 9.8 (+1.1)	▲ 8.8 (+0.2)	▲ 7.3 (+1.2)	▲ 5.9 (+1.4)	▲ 5.9 (+1.4)	日本 4.5	1.4
スペイン	▲ 4.4	▲ 11.0 (+1.6)	▲ 9.4 (▲0.0)	▲ 9.4 (▲0.9)	▲ 10.3 (+3.5)	▲ 6.8 (+1.0)	▲ 5.8 (+1.4)	▲ 4.4 (+1.4)	スペイン 6.5	3.5
イギリス	▲ 4.2	▲ 10.8 (+1.1)	▲ 9.7 (+2.0)	▲ 7.6 (▲0.1)	▲ 7.8 (+2.0)	▲ 5.7 (+0.1)	▲ 5.7 (+0.1)	▲ 4.2 (+1.4)	イギリス 6.6	2.0
ギリシャ	▲ 4.2	▲ 15.3 (+4.2)	▲ 11.1 (+0.9)	▲ 10.2 (+0.9)	▲ 6.4 (+3.8)	▲ 2.9 (+3.5)	▲ 3.9 (▲1.0)	▲ 4.2 (▲0.3)	ギリシャ 11.1	4.2
アメリカ	▲ 3.8	▲ 13.2 (+2.2)	▲ 10.9 (+1.3)	▲ 9.6 (+1.7)	▲ 7.9 (+3.2)	▲ 4.7 (+0.6)	▲ 4.1 (+0.6)	▲ 3.8 (+0.3)	アメリカ 9.3	3.2
フランス	▲ 3.8	▲ 7.2 (+0.4)	▲ 6.8 (+1.7)	▲ 5.1 (+0.3)	▲ 4.8 (+0.3)	▲ 4.1 (+0.7)	▲ 4.0 (+0.1)	▲ 3.8 (+0.2)	フランス 3.4	1.7
ポルトガル	▲ 3.1	▲ 9.8 (▲1.4)	▲ 11.2 (+3.8)	▲ 7.4 (+1.7)	▲ 5.6 (+1.7)	▲ 4.8 (+0.8)	▲ 4.5 (+0.4)	▲ 3.1 (+1.3)	ポルトガル 6.7	3.8
イタリア	▲ 2.7	▲ 5.3 (+1.0)	▲ 4.2 (+0.8)	▲ 3.5 (+0.5)	▲ 3.0 (+0.0)	▲ 2.9 (▲0.1)	▲ 3.0 (+0.3)	▲ 2.7 (+0.3)	イタリア 2.6	1.0
アイルランド	▲ 2.0	▲ 13.8 (▲18.4)	▲ 32.2 (+19.8)	▲ 12.4 (+4.5)	▲ 8.0 (+2.4)	▲ 5.6 (+1.5)	▲ 4.0 (+1.5)	▲ 2.0 (+2.1)	アイルランド 11.8	19.8
カナダ	▲ 1.7	▲ 4.5 (▲0.4)	▲ 4.9 (+1.2)	▲ 3.7 (+0.7)	▲ 3.1 (+0.4)	▲ 2.7 (+1.1)	▲ 1.6 (+1.1)	▲ 1.7 (▲0.0)	カナダ 2.9	1.2
ドイツ	0.5	▲ 3.0 (▲1.0)	▲ 4.1 (+3.2)	▲ 0.9 (+1.0)	0.1 (+0.0)	0.1 (+0.2)	0.3 (+0.2)	0.5 (+0.2)	ドイツ 3.5	3.2

(注)括弧内は対前年比改善幅。最もペースが速い年の改善幅を太枠で囲っている。

(出典)IMF WEO (Oct. 2015)

## 各国のリーマンショック後の財政健全化の進捗状況（ストック）

資料 I-2-3

- 2009年から2015年の増減幅を見ると、EUやIMFの公的支援を受けたギリシャ、ポルトガル、アイルランド、スペインの増加幅が大きく、次いで日本となっている。
- ドイツとアイルランドでは、債務残高対GDP比（一般政府）が安定的に減少している。

### <債務残高対GDP比の推移>

	2015年の債務残高	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	増減幅 (2009~2015)	前年比 最大の改善幅
日本	245.9	210.2	215.8	229.7	236.6	242.6	246.2	245.9	(+3.6) (▲0.3)	日本 35.6 ▲0.3
ギリシャ	197.0	126.2	145.7	171.0	156.5	175.0	177.1	197.0	(+2.1) (+19.9)	ギリシャ 70.7 ▲14.5 ※
イタリア	133.1	112.5	115.3	116.4	123.1	128.5	132.1	133.1	(+3.6) (+1.0)	イタリア 20.6 1.0
ポルトガル	127.8	83.6	96.2	111.1	125.8	129.7	130.2	127.8	(+0.5) (▲2.4)	ポルトガル 44.2 ▲2.4
アメリカ	104.9	86.0	94.7	99.0	102.5	104.8	104.8	104.9	(+0.1) (▲6.9)	アメリカ 18.8 0.0
アイルランド	100.6	61.8	86.8	109.3	120.2	120.0	107.6	100.6	(+12.4) (▲12.4)	アイルランド 38.9 ▲12.4
スペイン	98.6	52.7	60.1	69.2	84.4	92.1	97.7	98.6	(+0.9) (▲6.9)	スペイン 45.9 0.9
フランス	97.1	78.8	81.5	85.0	89.4	92.3	95.6	97.1	(+3.3) (+1.5)	フランス 18.3 1.5
カナダ	90.4	83.0	84.6	85.3	87.9	87.7	87.9	90.4	(+0.3) (+2.5)	カナダ 7.4 ▲0.3
イギリス	88.9	65.8	76.4	81.8	85.8	87.3	89.4	88.9	(+2.1) (▲0.5)	イギリス 23.1 ▲0.5
ドイツ	70.7	72.7	80.6	77.9	79.3	77.0	74.6	70.7	(+1.4) (▲2.4) (▲3.9)	ドイツ ▲2.0 ▲3.9

(注)括弧内は対前年比増減幅。前年比で最大の改善幅(伸びが一番抑制されている箇所)を太枠で囲っている。

(出典)IMF WEO (Oct. 2015)

※ギリシャ政府と民間投資家等が国債を額面の約半分の価格で交換したことなどが影響。

## 今後に向けた各国の財政健全化目標

### 資料1－2－4

- 各国では、引き続き、具体的な財政健全化目標を設定。特にEUでは、財政協定に基づき、財政収支や構造的財政収支をベースとして高い目標を設定。

国名	2015年の財政収支	各国の財政健全化目標(フロー)
日本	▲ 5.9	・2020年度までにPB黒字化(国・地方)
スペイン	▲ 4.4	・2016年までに財政収支対GDP比(一般政府)▲2.8% ・2019年までに構造的財政収支(一般政府)均衡化
イギリス	▲ 4.2	・2019年度末までに財政収支黒字(公的部門)を達成
ギリシャ	▲ 4.2	・PB対GDP比(一般政府)を、2015年▲0.25%、2016年0.5%、2017年1.75%、2018年3.5%と改善
アメリカ	▲ 3.8	・2025年度までに財政赤字対GDP比(連邦政府)を3%以内
フランス	▲ 3.8	・2017年までに財政収支対GDP比(一般政府)▲2.7% ・2019年までに構造的財政収支対GDP比(一般政府)▲0.4%
ポルトガル	▲ 3.1	・2015年に財政収支対GDP比(一般政府)▲2.7% ・2016年までに構造的財政収支対GDP比(一般政府)▲0.5%
イタリア	▲ 2.7	・2018年に構造的財政収支(一般政府)均衡化
アイルランド	▲ 2.0	・2019年までに構造的財政収支対GDP比(一般政府)を黒字化
カナダ	▲ 1.7	・均衡予算(連邦政府)の達成(期限は明示せず)
ドイツ	0.5	・財政収支(連邦・州)を原則均衡化 ・構造的財政収支対GDP比について、連邦政府は2016年より▲0.35%以内、州政府は2020年より均衡化

(出典)2015年の財政収支(はIMF WEO(Oct. 2015)、財政健全化目標は各政府資料等。

## 各国調査から得られる視点①：財政健全化の着実な実行

資料1－2－5

- 財政健全化のための歳出・歳入改革に係る計画等を明確に示し、個別の措置を着実に実行していくことが、市場の信認の維持・確保の観点から重要。
- 計画等を安易に変更することや、財政健全化を先送りすることは、財政健全化の失敗や潜在成長率の低下につながりかねない。

【IMF】財政健全化に当たっては、事前に公表された内容通りに実施することが、信頼性・予測可能性の観点からも重要。財政健全化の先送りや長期化は、財政健全化の失敗や潜在成長率の低下につながるため、できるだけ早期に進めていくことが重要。

【イギリス】2010年に過去に例のない厳しい財政健全化計画を策定。ユーロ圏債務危機等を受けて、財政健全化計画の変更を求める声が高まるも、計画をしつかりと堅持。財政赤字は2015年度には2010年度比で半減。

【アイルランド】2008年以降一貫して財政健全化を推進し、計画を上回るペースで財政赤字を減少させ、市場の信認を早期に回復したことにより、国債金利が着実に低下。

【フランス】社会保障については、目標を設けた歳出抑制を推進。特に、医療保険支出目標(ONDAM: Objectif National des Dépenses d'Assurance Maladie)についてば、支出抑制に向けた取組を背景に6年連続で目標を達成。2016年度における目標は、自然増が3.6%であるところ1.75%に設定。

【EU】歳出に問題がないかを検証していくことが重要なとの観点から、2011年に共通ルールとして歳出のベンチマークを導入。

## 各国調査から得られる視点②：将来に備えた堅実な財政運営

資料 I-2-6

- 財政健全化に当たっては、経済成長が期待通りにいかないことがあることも踏まえ、客観的で堅実な経前提を置くことが重要。
- 経済が予想以上に好調に推移し、想定を上回る収支が得られる場合には、財政面での「貯金」を作り、余力を確保することで、将来起これべる経済の危機等を乗り越えることが可能となり、また、中長期的に財政健全化を進めることができるとなる。

【OECD】財政健全化については、経済成長が期待通りにいかないこともありますを踏まえた堅実な目標を置くことが重要。

【IMF】想定していたよりも収支が上振れた場合は、その分歳出を増額するのではなく、「貯金」すなわち債務削減に充て、将来、経済危機などの場面で財政出動する余地をつくることが必要。

【EU】財政危機に陥れば財政健全化は不可避となるが、危機への対応力を強める観点から、経済が好調などきに財政面で必要なバッファード（財政黒字）を作つておいて、将来の不況時にカウントリックルな政策（景気刺激策）を打てる余地を確保しておくことが最高の財政戦略となる。

【ドイツ】想定を上回る収支が得られたときに、財政規律を重視し、財政収支の黒字化を前倒して達成。また、今後の少子高齢化に鑑みて、長期的な財政の持続可能性確保に取り組む方針は広いコンセンサス。

【ギリシャ】財政危機以前から、海外からの借入をもとに多額の支出が続けられており、景気の良い時期に必要な歳出・歳入改革が行われてこなかった。財政危機後、公的債権者からの支援を得るために急激な緊縮財政を実施せざるを得ず、経済・社会・政治状況に大きな混乱。

## 各国調査から得られる観点③：構造改革などの成長戦略と財政健全化の両立

### 資料1－2－7

- 財政健全化のためにには、経済成長の寄与も重要。各國は、労働市場改革や規制緩和、成長分野への投資など構造改革に取り組んでおり、これと整合的な歳出・歳入改革を進めることも重要。
- 財政健全化により国民や投資家の信認を強化をしていくことを通じて、長期的な経済成長を促進することが、財政再建と経済成長の好循環につながる。

【EU】財政健全化は短期的には経済に負の影響があるので、長期的には、そうした負の影響が弱まっていき、国債金利の安定やユーロへの信認向上を通じて、経済成長を促進する。また、経済の成長力を強化するため、共通の成長戦略を策定。2016年の報告書では、「投資の促進」、「構造改革」、「財政責任」を3つの優先事項とし、経済成長と財政健全化の両立に取り組んでいる。

【ドイツ】「成長志向の財政健全化」を掲げ、投資によって長期的な成長を高める取組を重視するとともに、安定志向の財政政策を継続することで、国内の消費者からの信用が一層高まり、これが内需の拡大に寄与すると考えている。

【スペイン】リーマンショック以後、継続的に労働市場改革を実施しており、単位労働コストは低水準で推移している。2013年以降、輸出は増加し、2015年の実質成長率は3.1%と見込まれている。

【イタリア】低成長を克服するため各種の減税策を含む成長戦略を表明している一方で、EUの財政規律を守るとしており、財源確保のための歳出改革に加えて、労働市場改革等の構造改革も進めている。

【イギリス、アイルランド】厳しい財政健全化を実施する中でも経済が回復した背景として、労働市場をはじめ柔軟な経済構造が挙げられる。また、現役世代向けの社会福祉の削減など就労の促進を図る歳出改革が成長にも寄与した。

## 各国調査から得られる視点④：財政健全化のコンセンサスの醸成

資料1－2－8

### ○ 各国の成功例に照らすと、財政健全化への国民的なコンセンサスがある。

【アメリカ】民主党は増税を含む赤字削減を、共和党は歳出削減を主張し、政治的混乱も見られたが、両党とも財政赤字の削減をする必要があるという点では一致。政治的対立の中でCAPやPAYGOなどの歳出削減メカニズムが成立し、財政健全化につながった。

【イギリス】2010年の総選挙では、与野党とも財政健全化の必要性では一致しつつ、そのペースが最大の争点であった。新政権は総選挙後の約100日間のハネムーン期間を最大限活用し、厳しい財政健全化の必要性を訴え、国民の支持・理解を得た。その際には、国債金利の上昇や客観的な経済・財政見通しの存在が、財政への危機感共有と健全化計画への信認確保につながった。

【ドイツ】2009年に憲法を改正し、EUの財政協定に先立つて財政収支均衡等のルールを策定。社会民主党には一時的な歳出増を行う代わりに賛成するよう説得。長期的な財政の健全性を確保するとの共通認識の下、憲法改正へのコンセンサスが得られた。

【カナダ】1990年代の国債格付け引下げ、海外報道等により、「歳入を超える歳出は問題」、「国債市場での信認を重視すべき」という意識が高まり、歳出削減に関する政治的合意・国民的支持につながった。

【ポルトガル】ギリシャと異なりEUのプログラムを進んで受け入れた。2011年の選挙で政権が交代したが、その直前に策定されたプログラムについては、2大政党ともに遵守することを表明。2015年の選挙による政権交代後も、EUの財政規律の履行は引き続き堅持の姿勢。

# 女性公聴会開催の経緯及び概要

資料1-3-1

## 開催の経緯

- 女性公聴会開催については、昨年9月、財政制度分科会において、委員からの「女性の目線で財政について考える公聴会の機会を設けてはどうか」との提案を受け、開催することとなつたもの。
- その後、昨年より分科会終了後に女性委員が7回集まり、開催のテーマや募集対象等、詳細について検討を行い、この度女性公聴会を開催するに至つた。
- 女性公聴会の開催は、平成18年の開催以来10年ぶり、公聴会自体の開催は7年ぶり。

## 概要

開催日時： 4月22日（金）18:00—19:30（於 イイノホール）

出席委員： 遠藤典子委員、十河ひろ美委員、武田洋子委員、竹中ナミ委員、田中弥生委員、中空麻奈委員

麻生太郎財務大臣、大岡敏孝大臣政務官

テーマ： 「国の財政と未来を考える女性の集い～次の世代への橋渡し～」

※財政の現状、社会保障の課題等について議論

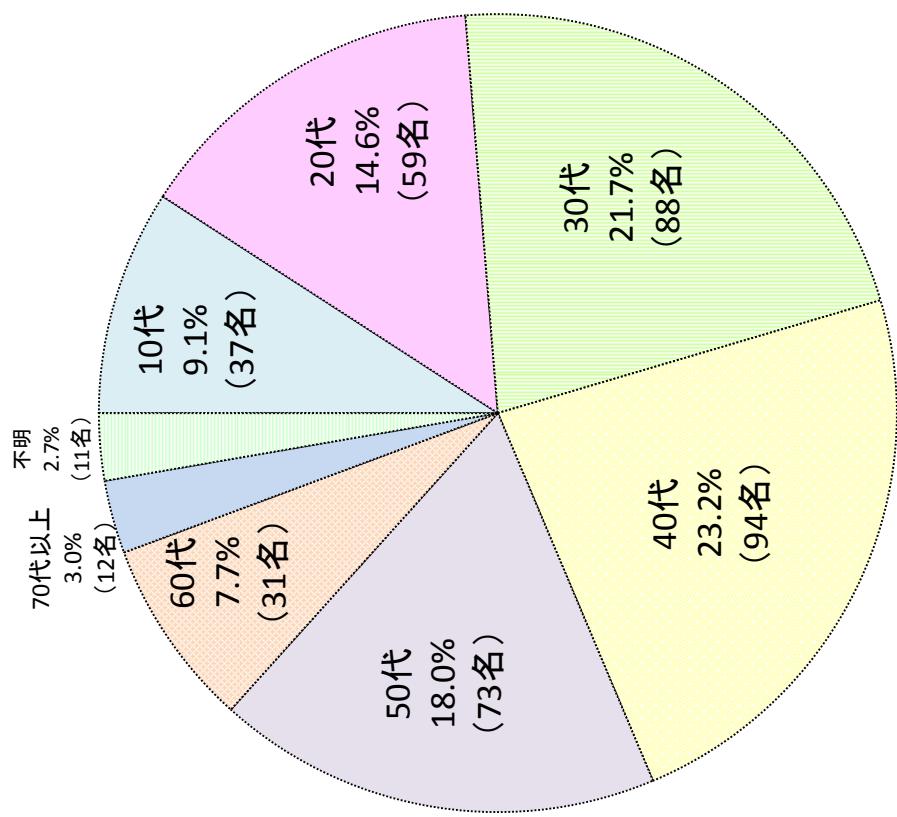
議事の内容： ①大臣開会挨拶、②財政審委員による講演、  
③意見発表及び意見交換、④参加者との意見交換、⑤まとめ・閉会

当日参加人数： 405名（参考：平成18年開催時の参加者は273名）

※18歳以上の女性を対象に一般公募。

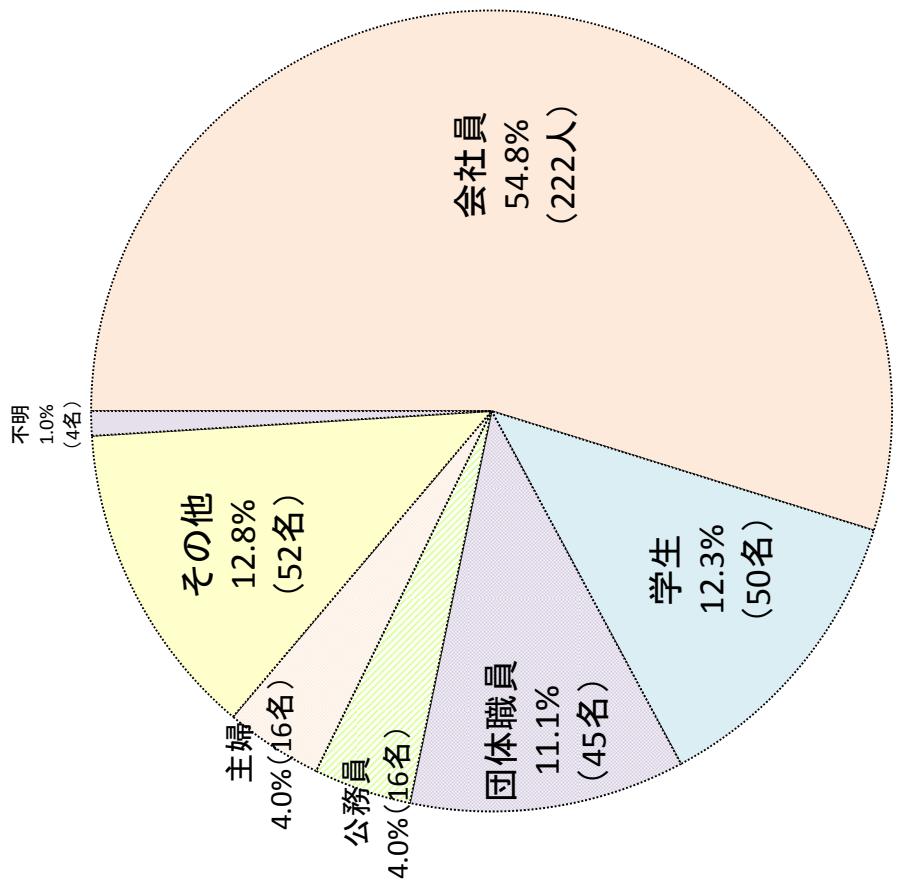
## 当日の参加者の状況

＜年代別＞



当日参加者405名

＜職業別＞



【「その他」の内訳】  
「自営業」、「医師」、「パート・アルバイト」等

資料 I - 3-2

# 当日の主な意見・公聴会の様子

資料1－3－3

## 当日の主な意見

- 日本国憲法では、すべての国民は勤労の権利と義務を負うとし、納税の義務も課している。私は、保育制度の充実は、憲法で謳う勤労の権利と義務を保障する社会インフラと考える。そして税金で整えるインフラを右の車輪に、納税の義務を左の車輪の両輪で国を支えることができる。
- 異なった価値観や視点を持った女性が社会で働き、もっと能力を発揮するようになれば、必ず変わることができる。
- 未来への投資として、日本は何に対して前向きな将来投資をしてほしい。現在の問題への対応を優先して40年、50年先への投資が後回しになっている。税金を投入して実現できる理想の日本が明確になれば、もつと税金を負担したい。
- 子ども・子育て支援制度について、国や地方公共団体の支援を受けにくく人々に生活のしわ寄せが集まるのは避けなければならない。この問題は生活格差と共に子供の教育格差をより広げることに繋がる。次の日本を担う子どもたちを育て、かつ自身の職業としての社会貢献がしたい。
- 子ども・子育て支援制度を支える財政についてもっと学び、皆で意見交換ができるようになると良い。これから日本の日本を考えるために、積極的に学生に考えてもらう必要があると思う。
- 保育士の給料を上げるために財源が必要という説明があつたが、消費税が財源なのでいつできるかわからぬ。そうなると、企業のパワーが大事だと思う。
- 子育て支援がまだ機能していない。私たちの代から、18歳選挙権が認められると思うが、自分たちの意見をどこで発信するのか、政治家にどうすれば意見が届くのか、私たちにも意見を交わす場を与えてほしい。

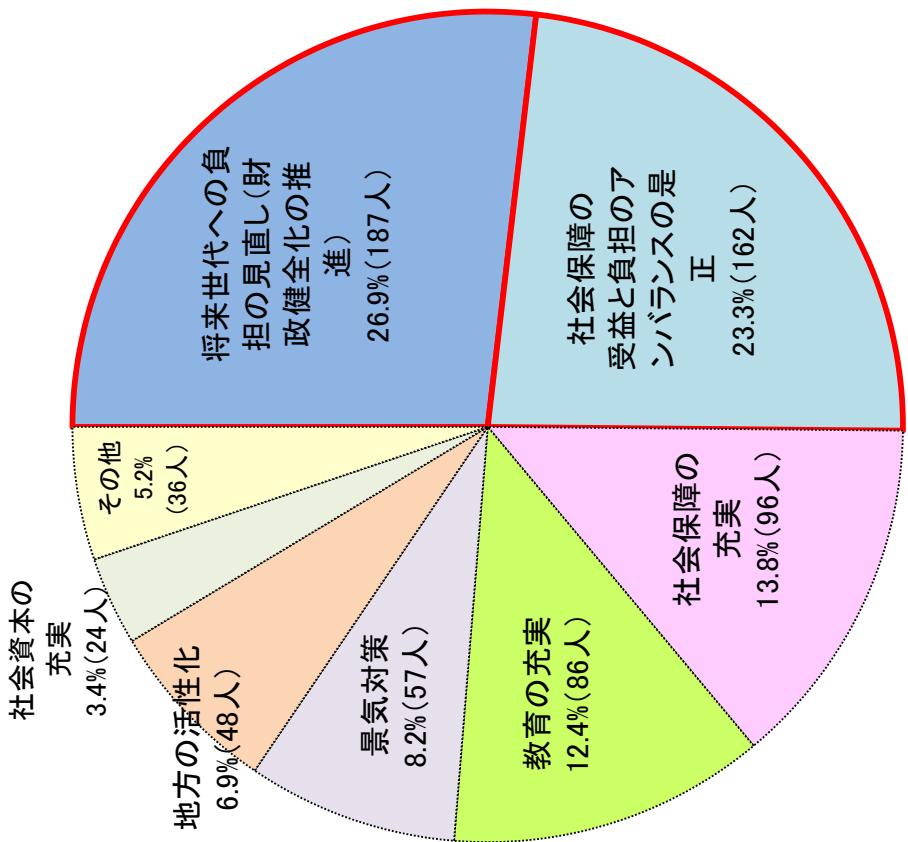
## 当日の様子



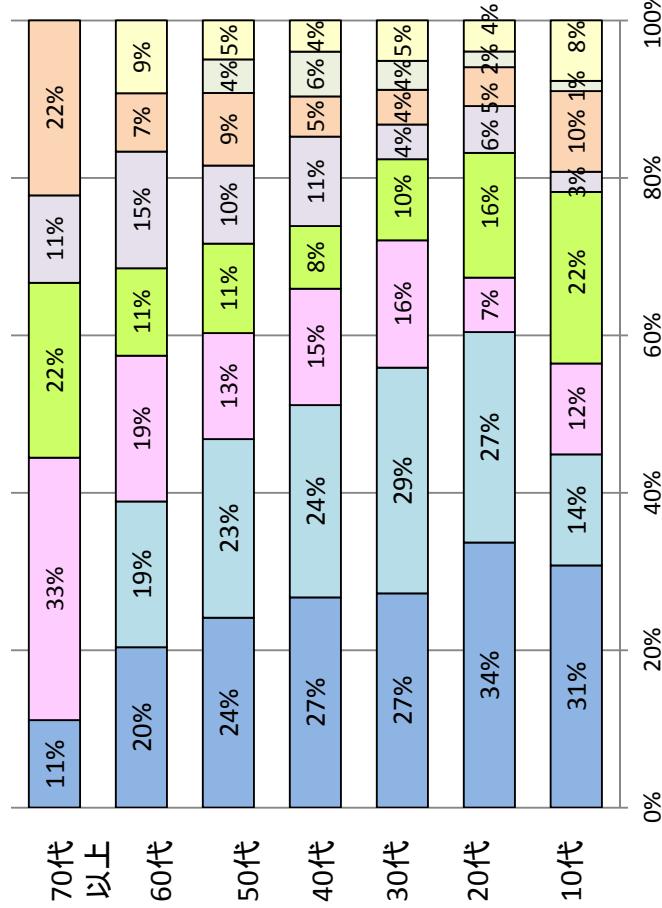
# アンケート集計結果①

資料 1-3-4

今回の公聴会を踏まえて、今の日本の財政で、重要な政策課題は何だと思いますか。(複数回答可)



- 将来世代への負担の見直し(財政健全化の推進)
- 社会保障の充実
- 教育の充実
- 景気対策
- 地方の活性化
- 社会資本の充実
- その他



【「その他」の主な回答】  
 ○世代間格差、所得格差のは正。  
 ○国民と政府との意見交換。財政に関する認識の共有。

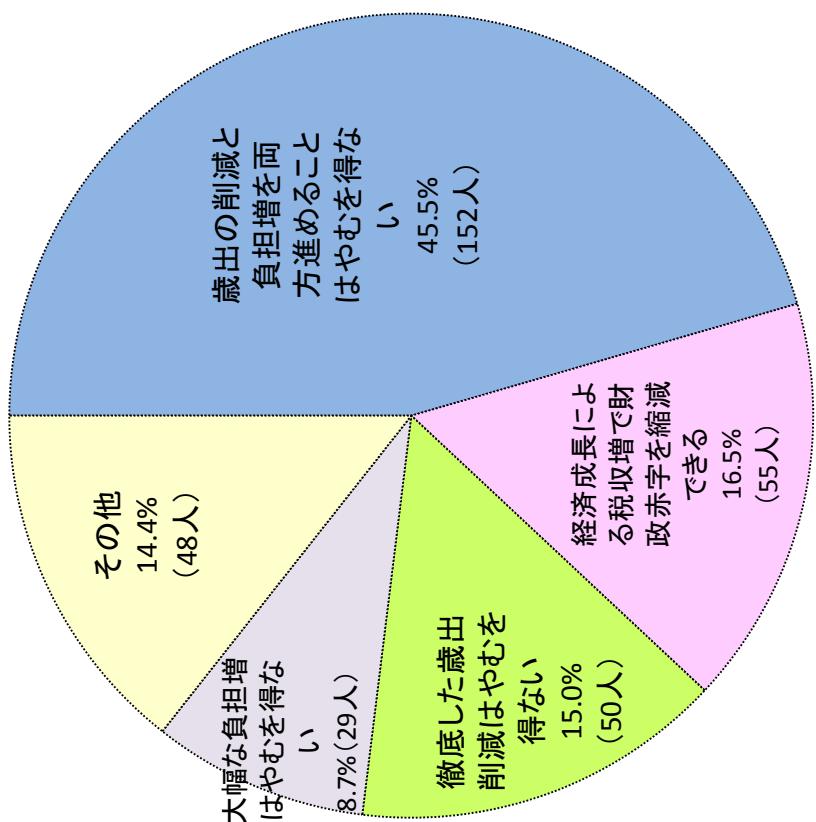
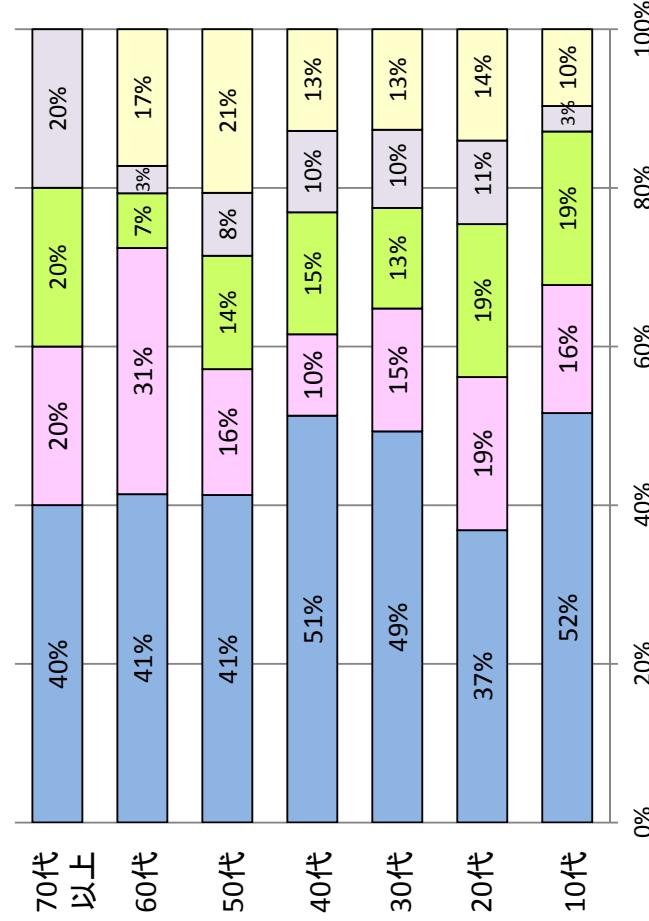
回答数：346名（参加者405名、回収率85.4%）

## アンケート集計結果②

資料 1-3-5

将来世代への負担の先送りである財政赤字(借金)を減らすためににはどうすべきだと思いますか。

- 歳出の削減と負担増を両方進めることはやむを得ない
- 経済成長による税収増で財政赤字を縮減できる
- 徹底した歳出削減はやむを得ない
- 大幅な負担増はやむを得ない
- その他



【「その他」の主な回答】

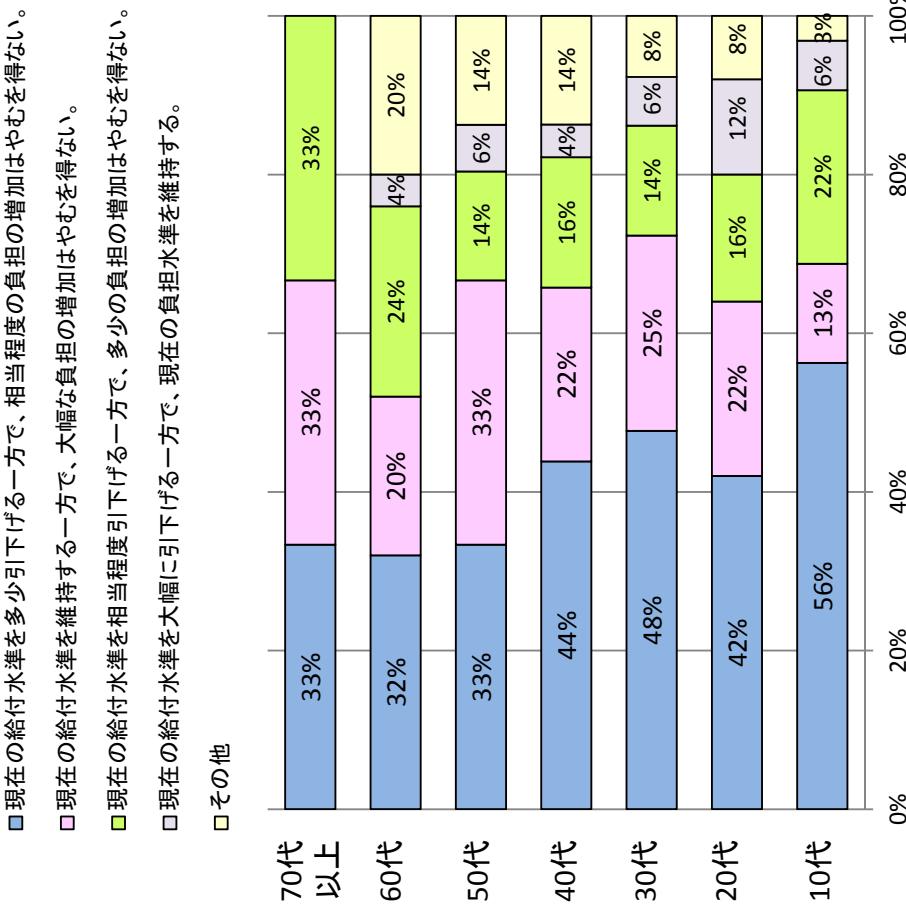
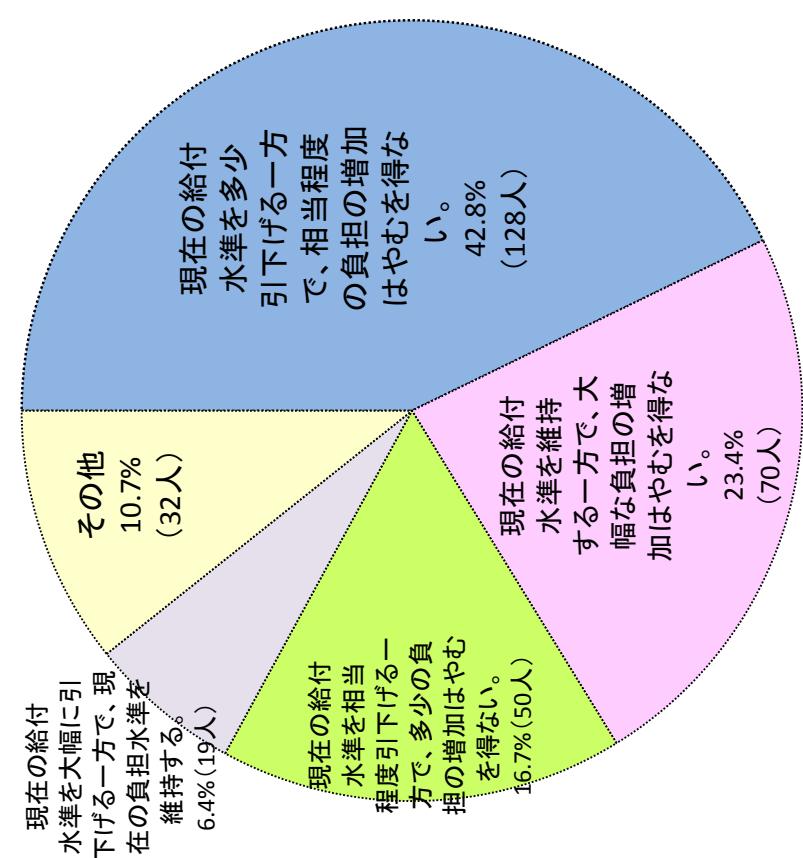
○議員定数の削減。

○増税。法人負担の増加。また、適切な税の徴収。

## アンケート集計結果③

資料 I-3-6

社会保障(年金、医療等)の受益と負担のアンバランスについて、今後どうあるべきとお考えですか。

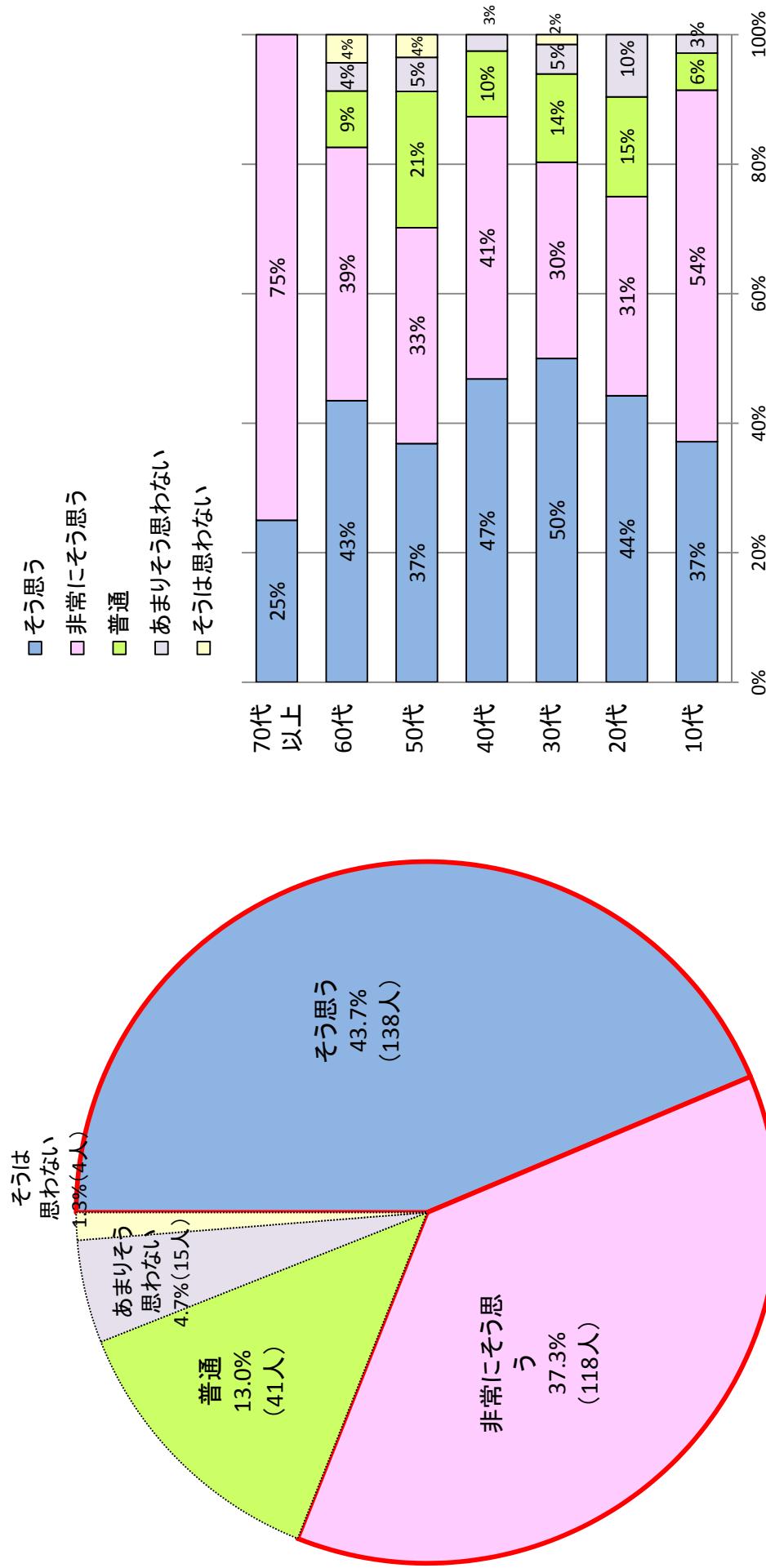


- 【「その他」の主な回答】
- 現在の給付水準を維持しつつ、負担を増加させない政策を考えるべき。
  - 年金や医療等の各分野ごとに、受益と負担のバランスを判断する必要がある。

## アンケート集計結果④

資料 1-3-7

本公聴会は、7年ぶりの開催でしたが、財政・社会保障を理解するうえで、有益であつたと思われますか。



## アンケート集計結果⑤(主な意見)

資料1-3-8

- 定期的にこのような機会を開催されることを望みます。【同旨意見多數】
- 本当に財政について考え、意見交換をする場であればもう少し議論の時間を持つ方が有意義だったかと思います。【同旨意見多數】
- 子どもを持つことに不安が無い体制を作つてほしい。
- まずは、国民への財政に対する理解、教育を充実させることが必要。
- 2名の高校生のしつかりした考え方を聞き、日本の女性にも明るい未来があると思いました。若い世代の負担にならないように考えていただきたい。
- 財政について、これまで深く考えたことはありませんでしたが、これから日本の日本の未来を考え、日本国民としては一人ひとりが真剣に考えなければいけない問題だと強く感じました。
- 参加者の方の率直な意見とともに、政治と国民が一体となつて、対話をして考えていくことの大切さを感じました。
- 助成金等、必要な歳出が多すぎると。もっと適切な歳出を考え、無駄を省く政治をお願いしたい。私たち国民は知恵はいくらでも出します。地に足がまづいてしない歳出が多すぎる。

## アンケート集計結果⑤(主な意見)

資料1-3-9

- 子育て支援が多かったと思う。介護問題や年金、医療の話ももう少し欲しかった。
- 有権者がもっと国のことを考え、発信し、行動することがとても大切だと思いました。
- 税・社会保障、政治などについて、学生の頃から学ぶ機会、議論をするものを授ける事が大切だと感じました。
- これから力を強化する方向に目を向けることが大切だと思いました。貯蓄もある高齢者へのケアよりも“日本”を存続させるためには次世代への投資が最重要。
- 男性にも女性の声を聞いてほしい。
- 働きやすい社会を作る事がとても大切。表面では女性の活躍が必要といわれていますが、そう考えている人はまだ少數だと思います。なぜ必要なのかをもっと発信して頂きたい。
- 必要である税金は払います。無駄なものを見直せばもつと借金も減るかもしない。環境を整えても、この日本で子供を育てたい、子供が育ちたいと思うようだないと少子化は解消されない。
- 最後の大臣の言葉は心強かったです。若い人達に借金、負担を残さないように、財政健全化をしつかり考えて集中と選択をしていきたい。

# 財政・租税教育の取組の現状

資料 1－3－10

## 財政教育の取組

- 広報用パンフレット「日本の財政関係資料」やその簡略版の作成、配布。
- 財務省ホームページ「日本の財政を考える」において、映像資料や予算編成を体験するツールなどの学習支援ツール（「財務大臣になつて財政改革を進めよう」等）を提供。
- 地方の財務局において、要請を受けて、出張授業を実施した例あり。  
(参考) 大学生・院生向けには、講演の実施や、学生政策サークルへの協力をを行っている。

## 租税教育の取組

- 国税庁、文科省、総務省等からなる関係省庁等協議会を設けているほか、県単位、市町村単位等でも協議会を設け、租税教育を体系的に推進。
- 「税を考える週間ににおける講演会」や「税についての作文コンクール」を実施。
- 税務署、税理士会等を活用して、租税教室への講師派遣や教員等への意識啓発研修を実施。
- 国税庁ホームページ「税の学習コーナー」において、映像資料や税の授業で使用する副教材、その他の教育用教材などの学習支援ツールを幅広く提供。

# 財政・租税教育を取り巻く最近の動き

資料 1－3－11

## ○ 選挙権年齢の満18歳以上への引下げ

公職選挙法等改正法 平成27年6月17日成立（平成28年6月19日施行）

（参考）中央教育審議会初等中等教育分科会資料  
「高校生に対する政治への参加意識を高めるための指導の充実等や、高校生の政治的活動に係る考え方の整理等の対応が必要。」

## ○ 次期学習指導要領の改訂に向けた中教審で検討

中央教育審議会において、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方」について、子供たちに育成すべき資質・能力を明確にする観点から審議がなされ、平成28年に「審議のまとめ」、平成28年度内に答申を予定。その後学習指導要領の改訂がなされ、これまでのスケジュールを踏まえると、小学校は32年度から、中学校は33年度から全面的に、高校は34年度から年次進行により、それぞれ新しい学習指導要領が実施される見込み。

（参考）中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」

「選挙権年齢の引下げを踏まえ、高等学校を卒業する段階で共通に身に付けておくべき力は何かを明確に示すこと、特に、国家・社会の形成者として主体的な社会参画を行つていくために必要な力の育成が求められている。」

## ○ 新しい科目「公共（仮称）」の新設

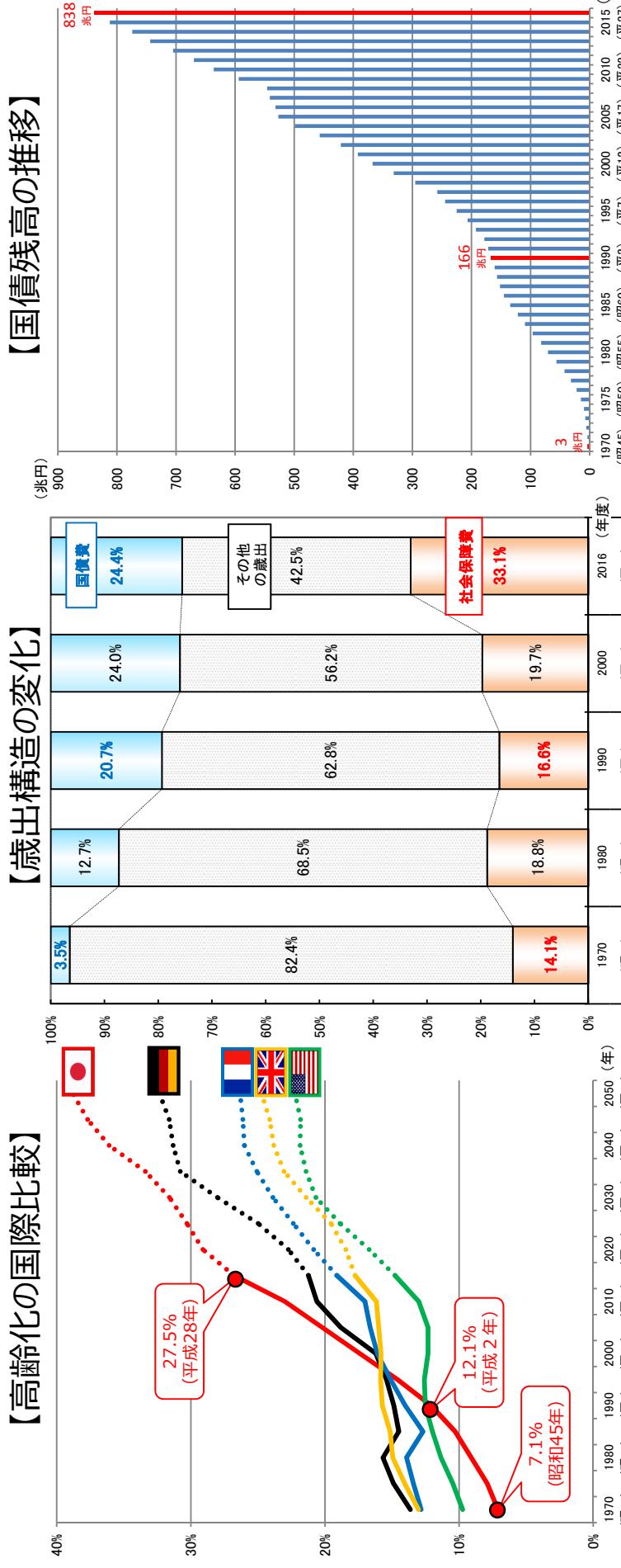
中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」  
「社会的・職業的な自立や主張的な社会参画に必要な選択・判断の基準を形成し、課題の解決に必要な力を身に付ける新科目「公共（仮称）」を、高等学校に設置する。」

（参考）新しい「公共（仮称）」の授業は平成34年度に開始予定。

# 財政をめぐる状況変化と財政教育

資料 1－3－12

- 少子高齢社会の進展に伴い、社会保障の受益と負担の在り方や財政状況の悪化、財政・社会保障制度の持続可能性が財政を巡る主要な課題となつている。



- 現在の財政を巡る基礎的な知識を基に、自立した主体として社会への参画、必要となる選択・判断の基準の形成、諸課題を考察し追究する力の育成等、国家・社会の形成者として必要な力を育成することが重要であり、これらを財政教育に適切に反映していくことが重要と考えられる。

# 当面の取組

資料 1－3－13

## ○ 教育現場のサポート

- ▶ 財政の授業に活用できる副教材の作成
- ▶ 既存の学習支援ツールの活用提案・充実
- ▶ 財務局や税務署と連携した特別授業の促進
- ▶ 中学・高校における授業の優良事例の収集・横展開

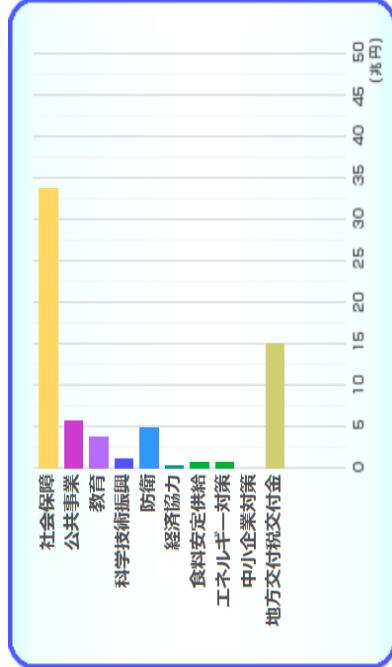
## ○ 教科書策定への協力

- ▶ 教科書の基礎材料となる情報の提供  
(副教材等の活用等)
- ▶ 新たな科目「公共(仮称)」の円滑な実施へ向けた実践例の提供

## < 財政副教材 >



## < 予算編成体験ツール >



各支出項目を選択して、  
**財政改革**の内容を決定  
して下さい。

# 医療提供体制の適正化(療養病床)

資料Ⅱ－1－1

## 【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「療養病床については、病床数や平均在院日数の地域差が大きいことから、入院受療率の地域差縮小を行い、地域差のは正を確実に行う。このため、慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制について、医療の内容に応じた制度上の見直しを速やかに検討する」

## 【経済・財政再生計画 改革工程表】

・介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論→検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）

## 【論点】

- 2017年度末に介護療養病床の廃止が予定されていること等を踏まえ、2016年1月、厚生労働省の「療養病床の在り方等に関する検討会」において、サービス提供体制の新たな選択肢が提示された。
- 今後、社会保障審議会の部会等において、新たなサービス提供体制の具体化に向けた議論が進められていくことになる。

利用者像	現行の医療療養病床 (20対1)	案1 医療内包型		案2 医療外付型	現行の特例施設入居者 + 診療所等
		案1－1	案1－2		
医療区分ⅠⅢを中心	医療の必要性が比較的高く、容体が急変するリスク	医療の必要性は多様だが、容体は比較的安定	医療区分Ⅰを中心、長期の医療・介護が必要		
医療機能	人口呼吸や中心静脈栄養などの医療 24時間の看取り 当直体制(夜間・休日対応)	喀痰吸引や経管栄養を中心とした日常的・継続的な医学管理 ・ターミナルケア 当直体制(夜間・休日対応)又はオンコール体制	多様なニーズに応する日常的な医学管理 ・オンコール体制による看取り。 ターミナルケア	併設する病院・診療所からのオンコール体制による看取り。 ターミナルケア	外部の病院・診療所から提供
介護機能	介護ニーズは問わない	高い介護ニーズに対応	多様な介護ニーズに対応		

## 【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

- 新たなサービス提供体制については、療養病床の地域差のは正とあわせ、患者・利用者の状態像に即した効率的な医療・介護サービスを提供できるものとする必要がある。

# 医療提供体制の適正化（診療報酬の特例の活用、都道府県の権限強化）

## 資料Ⅱ－1－2

### 【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの（略）医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討、（略）都道府県の体制・権限の整備の検討等を通じて、都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援する。これらの施策について可能なものから速やかに実施する。」

### 【経済・財政再生計画 改革工程表】

- ・高齢者医療費適正化計画の特例の活用方策について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる〔2017年度まで〕
- ・都道府県の体制・権限の在り方にについて、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる

### 【論点】

- 高齢者医療確保法第14条において、厚生労働大臣は、医療費適正化のために必要な場合、都道府県との協議を経て、他の都道府県と異なる診療報酬を設定できるという特例が定められているが、実施例はない。
- 地域医療構想の実現に当たり、都道府県は、公的医療機関等（公立病院、厚生連、日赤等）に対しては、過剰な医療機能に転換しようとする病院に対する転換中止の命令や、非稼働病床の削減の命令等を実施できるが、民間医療機関に対しては、命令はできない（要請等のみ）。

### 地域医療構想（ビジョン）を実現するための現行の仕組み

- (1) 「協議の場」の設置
- 都道府県は、地域医療構想の実現に向け、医療関係者、保険者等の関係者との協議を行う「協議の場」を設置。協議だけでは進まない場合、知事が以下の措置を講ずることが可能。
- (2) 都道府県知事が講ずることができる措置
- ① 病院の新規建設・増床への対応
  - 知事は、開設許可の際、不足している医療機能を担うという条件を付けることができる。
  - ② 既存医療機関による医療機能の転換への対応
  - 医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合
  - 知事は、医療機関に対して医療審議会での説明等を求めることができることとし、やむを得ない事情がないと認める時、医療審議会の意見を聞いて、転換の中止を要請（公的医療機関等には命令）することができる。

- 【協議の場が整わず、自主的な取組だけでは機能分化・連携が進まない場合】
- 知事は、医療審議会の意見を聽いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を要請（公的医療機関等には指示）することができる。

- ⇒ 【医療機関が上記の要請又は命令・指示に従わない場合】
- 知事は勧告を行つ。勧告に従わない場合や、公的医療機関が命令・指示に従わない場合、以下の措置を講ずることができる。
    - イ 医療機関名の公表
    - ロ 地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消し

※ 厚生労働省資料を基に作成

### 【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

- 高齢者医療確保法第14条を必要に応じて活用できるよう、実施に当たっての課題を分析し、国において運用に係るガイドラインを策定すべき。
- 民間医療機関に対する他施設への転換命令等を付与するなど、医療保険上の指定に係る都道府県の権限を一層強化すべき。

# 医療・介護を通じた居住に係る負担の公平化

資料Ⅱ－1－3

## 【経済・財政再生計画 改革方針2015（経済・財政再生計画）】 「医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化について検討を行う。」

### 【論点】

- ・入院時の光熱水費相当額(に係る患者負担の見直し)について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論→検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)

### 【論点】

65歳以上医療区分Ⅰ (一般所得)の療養病床	その他	介護保険施設 (老健 療養病床 多床室) 補足給付における 基準費用額	介護保険施設 (特養 多床室) 補足給付における 基準費用額
1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり

○ 入院時の生活療養費について、療養病床のうち65歳以上の医療区分Ⅰに該当する患者(一般所得)については自己負担があるが、それ以外については自己負担がなく、在宅療養等との公平性が確保されている。

(参考) 27年度医療保険制度改革において、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求める見直しを実施。

(※) 低所得者は引上げを行わない(据え置き)。難病患者・小児慢性特定疾患患者は負担額を据え置く。

### 【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

- 入院時生活療養費について、在宅療養等との公平性を確保する観点から、難病患者・小児慢性特定疾患患者等を除く全ての病床について、居住費(光熱水費相当)の負担を求めていくべき。

# かかりつけ医普及の観点からの外来時の定額負担

資料Ⅱ－1－4

## 【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討する。」

## 【経済・財政再生計画 改革工程表】

・かかりつけ医の普及の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合における定額負担を導入することについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論→検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）

### 【論点】

- かかりつけ医の普及に向けて、外来の機能分化を進める観点から、外来時の患者負担の在り方にについても見直すことが必要。
- 具体的には、限られた医療資源の中で、疾患等に伴う大きなリスクをカバーするという保険の基本機能を十分に発揮しつつ、国民皆保険制度を維持していく観点も踏まえ、かかりつけ医以外を受診した場合の患者負担について、個人が日常生活で通常負担できる少額の定額の定額負担を導入すべきではないか。

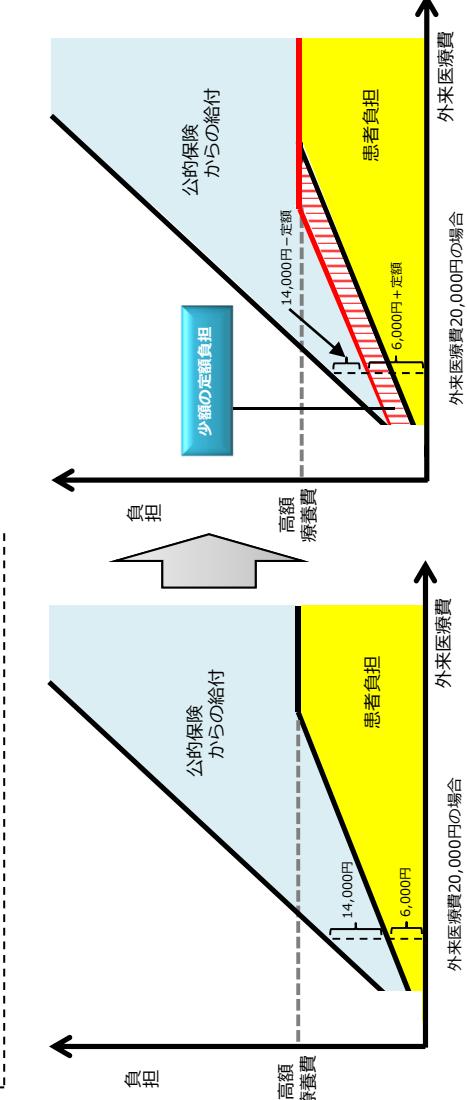
(参考) フランスの外来医療  
かかりつけ医を利用した場合の自己負担率は30%であるのに対し、かかりつけ医を利用しない場合の自己負担率は原則70%とされています。

### 【患者負担のイメージ（受診時定額負担の場合）】

外来医療費 = 初診料（2,820円）+ 検査 + 画像診断 + 处置 + 薬剤（処方費、医薬品費）

現行制度（定額負担導入前）  
定額負担導入後

・定率負担（70歳未満：3割、70～74歳：原則2割、75歳以上：1割）  
・ただし、月額一定額（高額療養費）を上限（所得に応じてC8,000円～44,000円（70歳以上）、35,400円～252,500円+医療費の0.1%（70歳未満））



外来医療費20,000円の場合 外来医療費

## 【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

- 外來の機能分化と医療保険制度の持続可能性の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合（地域包括診療料や認知症地域包括診療料が適用されない場合）に、現行の定率負担（月額上限あり）に加え、個人が日常生活で通常負担できる少額の定額負担を導入すべき。

# 高額療養費制度の在り方

資料Ⅱ－1－5

## 【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内の負担の公平性に応じた負担の観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方にについて検討する」

### 【経済・財政再生計画 改革工程表】

・外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平性に応じた負担の観点から、関係審議会等において具体的な内容を検討し、2016年末までに結論へ→検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる

### 【論点】

- 70歳以上の高齢者については、①月単位の上限額が70歳未満に比べて低額に設定されている、②外来には無い異なる特例措置が講じられているなど、若年者よりも負担が低い状況となっている。
- 負担の公平の観点から、年齢のみを理由に負担上限について異なる取扱いがされている高額療養費制度の見直しは最優先の課題。

高額療養費月額上限	外来	年収約370万円以上～ ～年収約370万円	年収約1,160万円～ 年収約770万円～ ～年収約370万円	医療費の自己負担 (就学前2割)	現役		高齢者(現状)	
					3割負担 (就学前2割)	2割負担 (現役並み所得者2割)	70歳未満	75歳以上
高額療養費月額上限	外来	年収約370万円以上～ ～年収約370万円	年収約1,160万円～ 年収約770万円～ ～年収約370万円	医療費の自己負担 (就学前2割)	25.4万円（注1） 17.2万円（注2） 8.7万円（注3） 5.8万円（注3） 3.5万円（注4）	現役並所得（年収約370万円以上） （6.6%※）	8.7万円（注3） 4.4万円 2.5万円 年金収入80万円以下等（18.5%※） 現役並所得 一般所得（～年収約370万円） （53.5%※） 住民税非課税（注5） （21.4%※）	1割負担 (現役並み所得者3割)
高額療養費月額上限	入院	年収約370万円以上～ ～年収約370万円	年収約1,160万円～ 年収約770万円～ ～年収約370万円	入院	25.4万円（注1） 17.2万円（注2） 8.7万円（注3） 5.8万円（注3） 3.5万円（注4）	現役並所得（年収約370万円以上） （6.6%※）	8.7万円（注3） 4.4万円 2.5万円 年金収入80万円以下等（18.5%※） 現役並所得 一般所得 住民税非課税（注5） （21.4%※）	同様の所得水準の 現役より軽減 入院の場合 約1/2
高額療養費月額上限	外	年収約370万円以上～ ～年収約370万円	年収約1,160万円～ 年収約770万円～ ～年収約370万円	外	25.4万円 17.2万円 8.7万円 5.8万円 3.5万円	現役並所得 一般所得 住民税非課税（注5） （21.4%※）	4.4万円 1.2万円 0.8万円	入院の場合 約1/2

上記は医療費が100万円と仮定した場合の金額。（※）は後期高齢者に占める割合、  
(注1)4か月目以降は14.0万円、(注2)4か月目以降は9.3万円、(注3)4か月目以降は4.4万円、(注4)4か月目以降は2.5万円、(注5)年金収入のみの場合、単身世帯で年金収入155万円以下。

### 【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

- 負担能力に応じた適正な負担とするため、①高齢者のみに設けられている外来の特例措置を廃止し、②入院・外来を通じて、高齢者の自己負担の月額上限を所得水準に応じて現役世代と同じ水準へと見直すべき。あわせて、③「現役並み所得」の基準について、妥当性の検証・見直しを行うべき。

# 介護保険における利用者負担の見直し

## 資料Ⅱ－1－6

### 【経済・財政再生計画2015（経済・財政再生計画）】

「世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方にについて検討するとともに、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方等について、制度改正の施行状況も踏まえつつ、検討を行う。」

### 【経済・財政再生計画改革工程表】

- ・高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的な内容を検討し、2016年末までに結論→検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる
- ・介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論→関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）

### 【論点】

- 高額介護サービス費制度により、介護保険給付に係る利用者負担額が限度額を超える場合に超えた金額が高額介護サービス費として支給されているが、その限度額が医療保険制度（高額療養費）よりも部分的に低くなつており見直しが必要。
- 利用者負担割合については、制度の持続性確保の観点から2割負担に移行することが必要。平成27年8月より、住民税課税世帯のうち、一定以上の所得（合計所得金額160万円以上）を有する者については、介護保険給付に係る利用者負担割合が1割から2割に引き上げられたが、今後、段階的に、医療保険との均衡を踏まえて、65～74歳について原則2割負担とし、次に75歳以上についても2割負担とすべき。

<介護：利用者負担割合>

<利用者負担限度額（介護、医療）>	高額介護サービス費	高額療養費		<医療：利用者負担割合>	現役並み所得※4	現役並み所得※5	それ以外
		70歳以上	65歳以上70歳未満				
現役並み所得（上位所得）	44,400円（世帯）※1	44,400円（多數回該當）	140,100円（多數回該當）※2	2割負担	2割負担	1割負担	それ以外
一般	37,200円（世帯）	44,400円	44,400円（多數回該當）	75歳以上	3割負担	3割負担	1割負担※6
住民税非課税等	24,600円（世帯）	24,600円	24,600円（多數回該當）	70～74歳	3割負担	3割負担	2割負担
年金収入80万円以下等	15,000円（個人）	15,000円	24,600円（多數回該當）				

※1 対象となる世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合  
※2 対象となる高齢者の年収が約1,160万円以上  
※3 対象となる高齢者の年収が約770万円以上かつ約1160万円未満

※4 合計所得金額（年金収入＋その他所得の合計額）が160万円以上

※5 収入の合計額が、単身世帯で383万円以上、2人以上の世帯で520万円以上

※6 平成26年4月以後に70歳になる者から2割負担を適用（26年3月末までに70歳に達している者は1割負担）

### 【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

#### <高額介護サービス費制度>

- 高額介護サービス費制度について、高額療養費と同水準まで利用者負担限度額を引き上げるべき。

<利用者負担割合（2割負担の対象者の見直し）

- ① 65歳以上74歳以下の高齢者について、医療制度との均衡を踏まえ、原則2割負担化への見直しを実施すべき。
- ② その上で、医療保険制度における窓口負担についても、原則2割負担の導入を検討すべき。

# 介護納付金の総報酬割への移行

## 資料II-1-7

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】  
「また、現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図る。このため、社会保障改革プログラム法に基づく検討事項である介護納付金の総報酬割やその他の課題について検討を行う。」

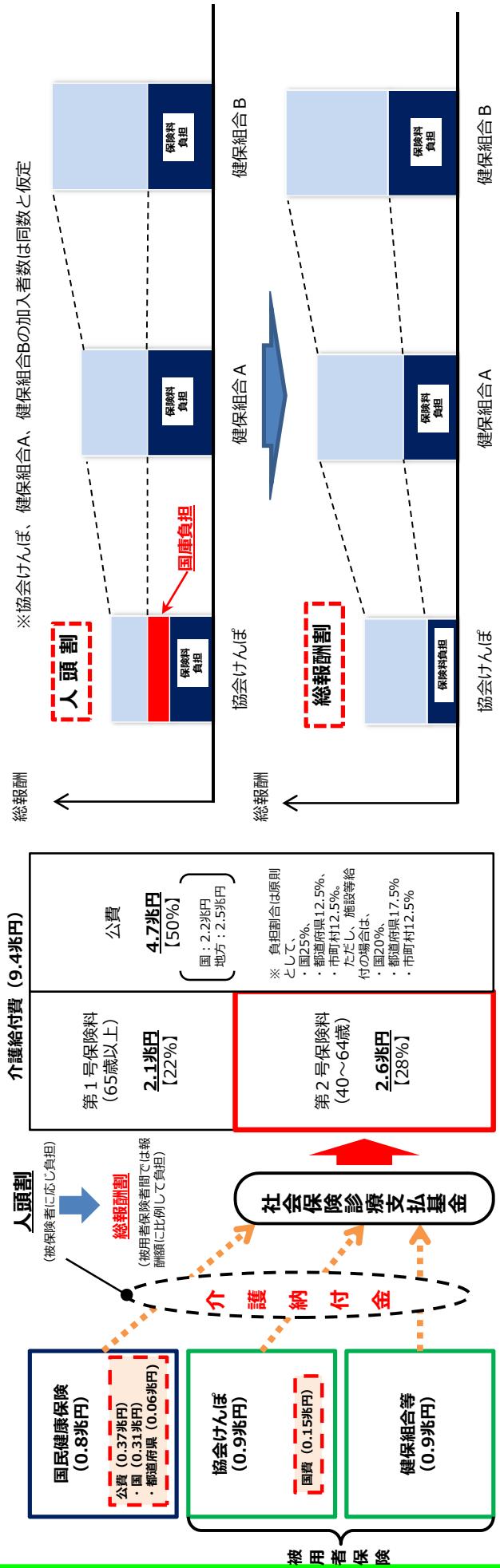
### 【経済・財政再生計画 改革工程表】

- ・社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論→検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）

### 【論点】

- 第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、各医療保険者が徴収しているが（介護納付金）、これを医療保険者間で按分する際、加入者数割（人頭割）となつており、被保険者の負担能力（総報酬）に応じたものとなつてない。このため、所得水準の低い保険者の保険料負担を軽減するために公費負担が投入されている。

### ＜人頭割から総報酬割への移行のイメージ＞



### 【平成28年度予算の編成等に関する建議】における方向性】

- 後期高齢者支援金と同様、介護納付金についても所得に応じた公平な負担とする観点から、段階的に総報酬割へ移行すべき。
- (注) 後期高齢者支援金については、平成29年度からの全面総報酬割導入に向けて、総報酬割部分が段階的に引き上げられている。

# 軽度者への福祉用具貸与の在り方

## 資料Ⅱ－1－8

### 【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「次期介護保険制度改革に向け、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。」

### 【経済・財政再生計画 改革工程表】

- ・軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方にについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論→検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）
- ・軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的な内容を検討し、2016年末までに結論→検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる

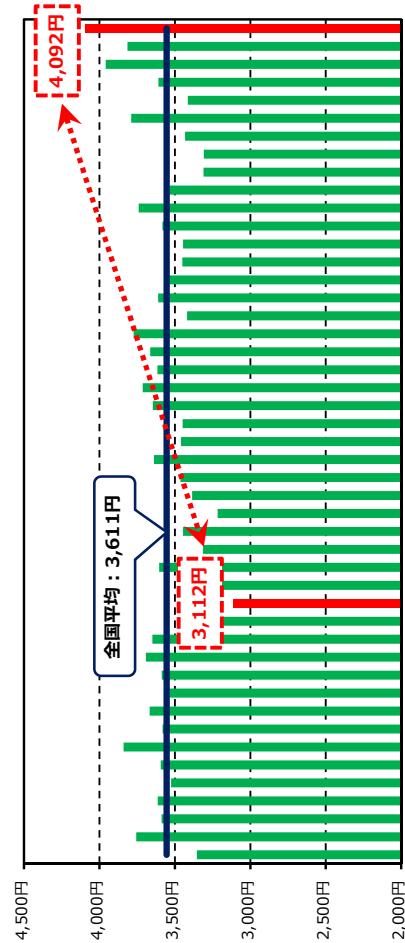
### 【論点】

- 福祉用具貸与は、利用者の希望・状況等を踏まえて、貸与の要否・機種選定をケアプラン策定の中で決定しており、貸与価格(は貸与業者が提示する利用料を保険給付の基準（原則9割）を保険給付・1割自己負担）としている。
  - 福祉用具貸与の実態を調査したところ（次ページ）、一人当たり貸与額に大きな地域差があり（図1）、その要因として、①貸与価格について、同一商品の中で平均貸与価格の10倍超の高価格で取引されている例があるなど、大きなばらつきがあること（図2）、②機種のスペックと要介護度の対応関係についても大きな地域差があり（図3）、また、軽度者にむしろ高機能の商品が貸与されているような用具があること（図4）、などが明らかになった。
  - 利用者の状況・ADLの維持向上の必要度等に応じた機種が適正に貸与されるよう、また、貸与事業者のサービス競争の促進と適正な価格設定が担保されよう、現在の福祉用具貸与の仕組みについて、抜本的な見直しが必要ではないか。
  - また、軽度者に対する福祉用具貸与は日常生活で通常負担する費用の延長と考えられること、住宅改修（要介護2以下の軽度者の利用が8割弱）（は個人の資産形成でもあることを踏まえると、介護保険給付を中心化する観点、貸与事業者間の適正な価格・サービス競争を促す観点から、軽度者を中心に、利用者負担の在り方についても見直しが必要ではないか）。
- ### 【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】
- ① 貸与価格の見直し：福祉用具貸与について、対象品目の希望小売価格等から減価償却期間等を考慮して算定した標準的な利用料を基準貸与価格として設定する（住宅改修にあっても、工事実勢価格等をベースに同様の仕組みとする）。真に有効・必要な附帯サービスについては、厳格な要件の下に、貸与価格とは分けて標準的な保守管理サービス等を別途評価する枠組みを検討し、事業者間の適正な競争を促進する。また、行政や利用者にとって取り扱いやすさや製品性能等が比較可能となるよう情報開示（見える化）を進める。
  - ② 貸与機種のスペックの見直し：利用者の状況・ADLの維持向上の必要度等に見合った貸与品の選定を推進するため、要介護区分ごとに標準的な貸与対象品目を決定し、その範囲内で貸与品を選定する仕組みを導入する。
  - ③ 負担のあり方の見直し：介護保険給付を中心化する観点、民間サービス事業者の価格・サービス競争を促す観点から、原則自己負担（一部補助）とし、軽度者の福祉用具貸与に係る保険給付の割合を大幅に引き下げる。

## [参考] 福祉用具賃与における地域差等のばらつき（平成27年財務省調査結果）

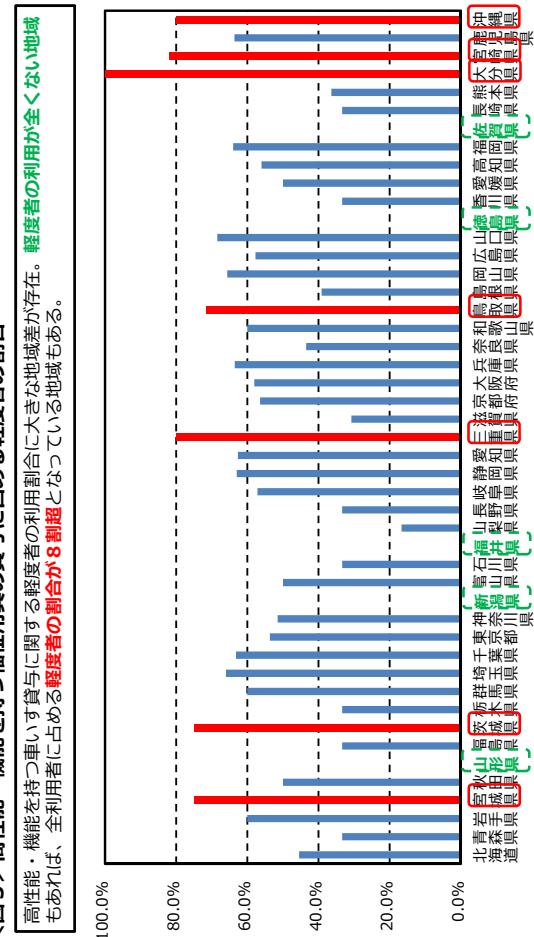
## 資料Ⅱ－1－9

<図1> 都道府県別の人当たり平均実質賃与額  
都道府県別の一人当たり平均実質賃与額（平均賃与額を消費者物価指数で実質化）の最高（沖縄県）と最低（新潟県）には3割以上の地域差が存在する。



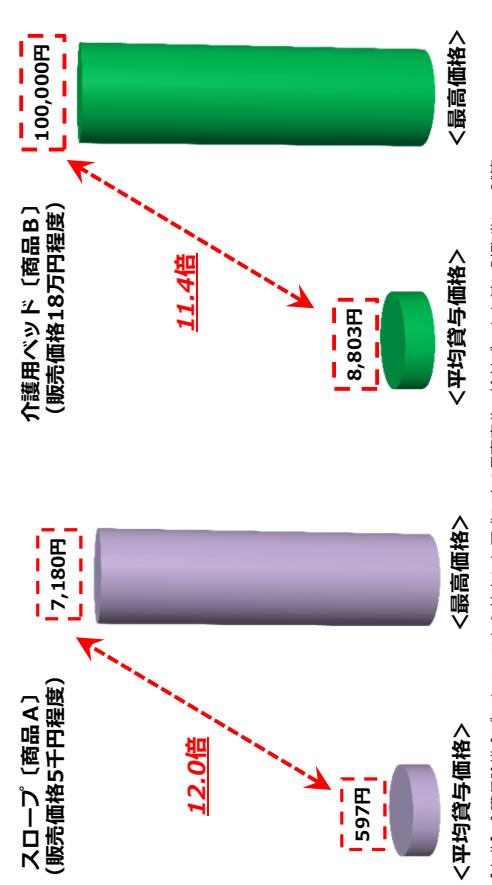
【出典】厚生労働省「平成26年度介護福祉用具賃与実態調査報告」、総務省「消費者物価指数」

<図3> 高性能・機能を持つ福祉用具の賃与に占める軽度者の割合



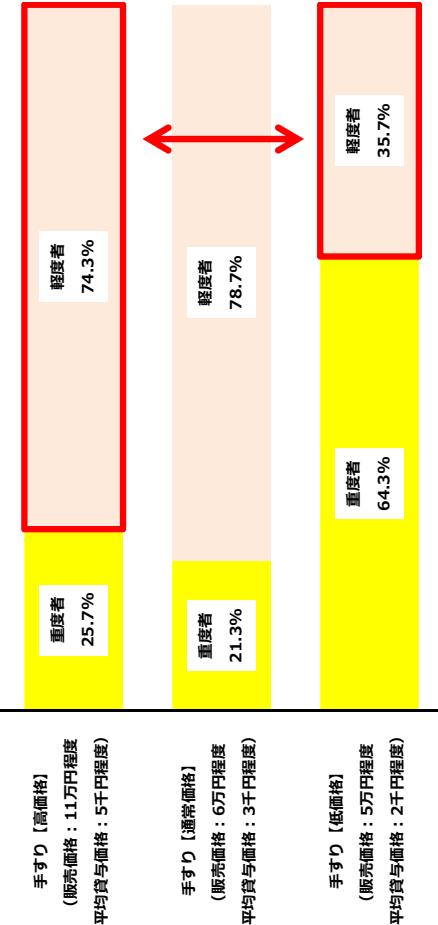
【出典】介護保険総合データベースから抽出した平成27年3月審査分の給付データを基に財務省にて計算

<図2> 個別貸与品の取引価格の分布  
代表的な品目について、個別品目ごとの賃与価格を詳細に調査すると、平均賃与価格の10倍超の価格の取引が散見され、中には1ヶ月の賃与価格が販売価格を上回る事例も存在する。



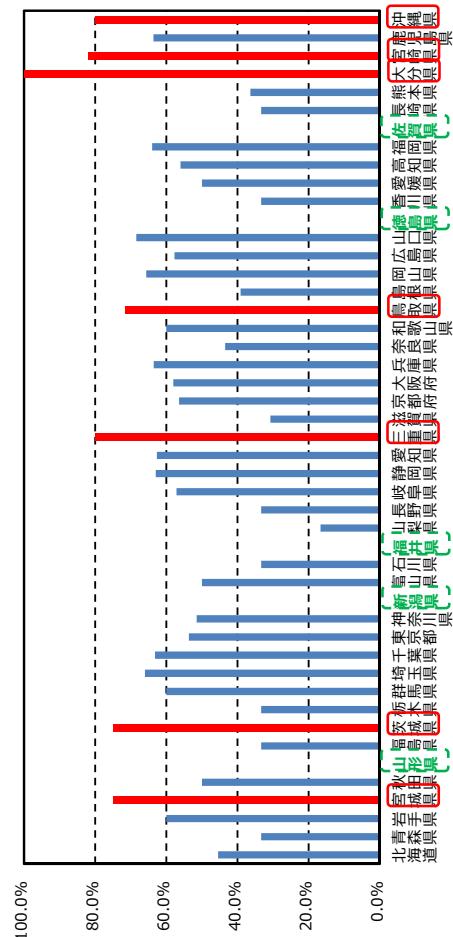
【出典】介護保険総合データベースから抽出した平成27年3月審査分の給付データを基に財務省にて試算

<図4> 価格帯ごとの貸与取引に占める重度者・軽度者の割合  
一部の品目では、軽度者（要介護2以下）の方が重度者よりも高価格品を利用している事例が存在する。



【出典】介護保険総合データベースから抽出した平成27年3月審査分の給付データを基に財務省にて試算

<図5> 高性能・機能を持つ福祉用具の賃与に占める重度者の割合  
高性能・機能を持つ車いす貸与に占める重度者の利用割合に大きな地域差が存在。重度者の利用が全くない地域もあれば、全利用者に占める重度者の割合が8割超となっている地域もある。



【出典】介護保険総合データベースから抽出した平成27年3月審査分の給付データを基に財務省にて計算

# 軽度者への生活援助の在り方

## 資料Ⅱ－1－10

### 【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を行つ。」

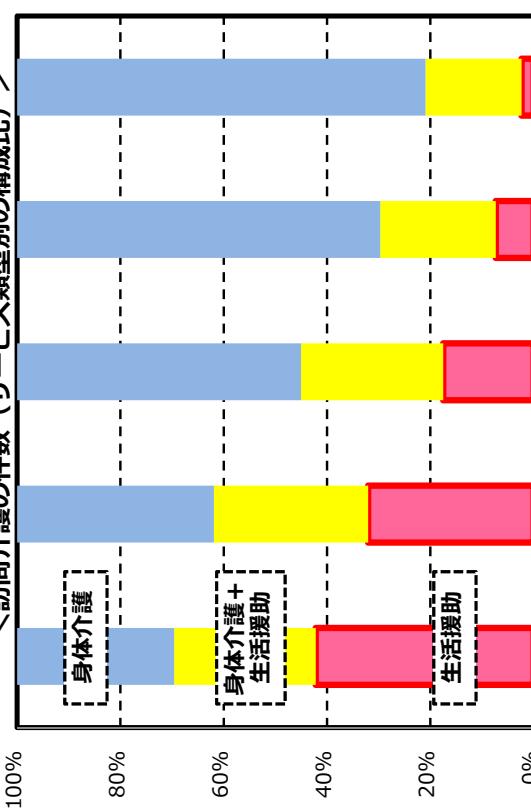
### 【経済・財政再生計画 改革工程表】

- ・軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論
- ・軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方にについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論
- 検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）

### 【論点】

- 軽度者に対する訪問介護は「身体介護」と「生活援助」に分けられるが、要介護5では、生活援助のみの利用件数は全件数の5%未満であるのに対し、軽度の要介護者（要介護1・2）では、生活援助のみの利用件数が全件数の概ね4割となっている。
- 生活援助の内容には、掃除の占める割合が最も多く、次に一般的な調理・配膳が多い。
- これらの中でも、在宅サービスには多くの民間企業が自由参入しているが、介護報酬にて公表価格を下回る価格を設定している事業者はほとんどなく、価格競争は行われていない。

### ＜訪問介護のサービス類型別の構成比＞

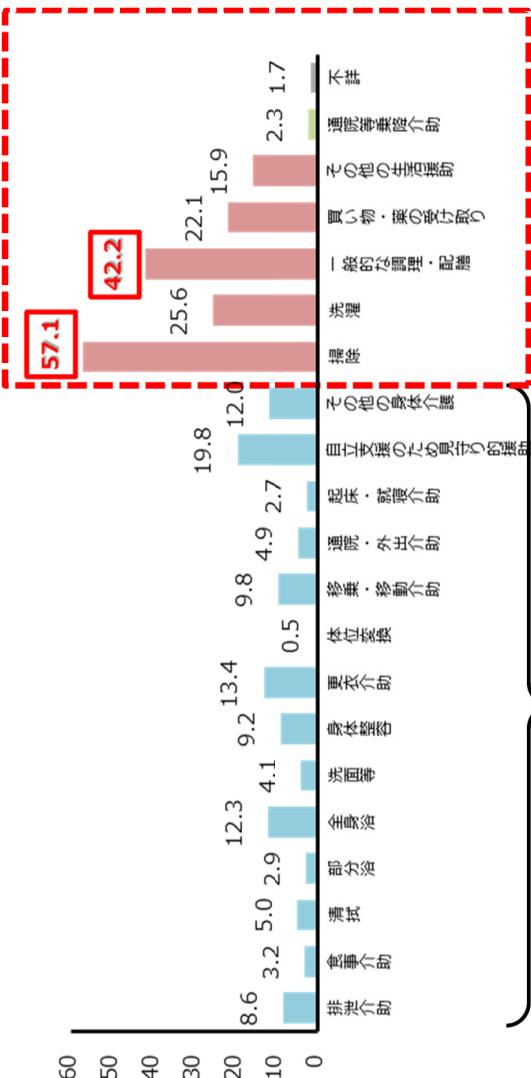


要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

【出典】厚生労働省「平成26年度介護サービス実態調査」

【出典】厚生労働省「平成24年度介護サービス実態調査」

### ＜訪問介護【要介護1】の提供内容の構成割合（複数回答）＞



身体介護

【出典】厚生労働省「平成24年度介護サービス実態調査」

### 【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

- 軽度者に対する生活援助（は、日常生活で通常負担する費用であり、介護保険給付を中心化する観点、民間サービス事業者の価格・サービス競争を促す観点から、原則自己負担（一部補助）の仕組みに切り替えるべき。）

# 市販品類似薬に係る保険給付の見直し

## 資料Ⅱ－1－11

### 【経済・財政再生計画】

「市販品類似薬に係る保険給付について、公的保険の役割、セルフメディケーション推進、患者や医療現場への影響等を考慮しつつ、見直しを検討する。」

### 【経済・財政再生計画 改革工程表】

- ・スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の在り方にについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論→検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）
- ・公的保険給付の範囲の見直しや医薬品の適正使用の観点等から、平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等について、その具体的な内容を検討し、結論

### 【論点】

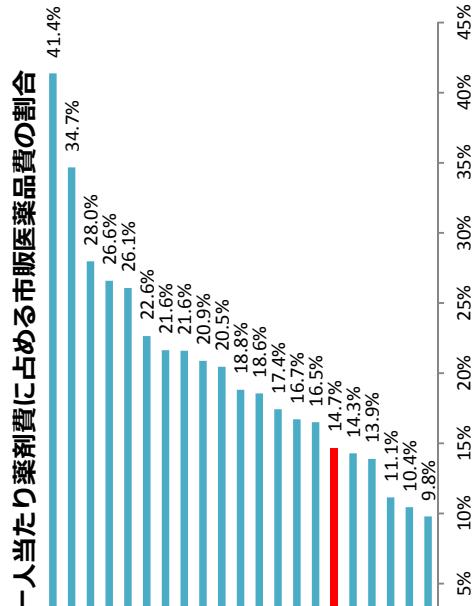
- 市販品と同一の有効成分の薬でも、医療機関で処方されれば、低い自己負担で購入が可能なケースがある。
- 諸外国と比較しても、我が国における市販品使用割合は低位であり、セルフメディケーションが十分進んでいない。

〔参考〕ビタミン剤については2012（H24）年度から単なる栄養補給目的での使用が、うがい薬については2014（H26）年度から「がい薬のみ」の処方が、それぞれ保険適用から除外されている。

### 市販品と医療用医薬品の比較

区分	市販品類似薬			医療用医薬品		
	名称	価格	名称	薬価	自己負担（薬価3割）	
① 湿布	A	950円	AA	70円	20円	
② 漢方薬	B	1,296円	BB	280円	80円	
③ 目薬	C	1,317円	CC	1,440円	430円	

※1 各区分における市販品と医療用医薬品は、いずれも同一の有効成分を含んでいる。ただし、同一の有効成分を含んでいる市販薬であっても、医療用医薬品の効能・効果や用法・用量が異なる場合があることに留意が必要である。  
※2 市販品の価格は、メーカー希望小売価格。  
※3 医療用医薬品の価格について、市販品と同じ数量について、病院・診療所で処方箋を発行してもいい、薬局で購入した場合の価格であり別途専門料、処方料、調剤料等がかかる。  
※4 医療用医薬品については、医療保険の適用により、7割が保険で請求されるため、患者負担は原則3割となる。



(出典) OECD[HEALTH AT A GLANCE 2013]  
薬剤費の内、OTC薬品費用のデータが判明している国を全で括弧で示す。  
(注)一人あたり薬剤費は、病院・診療所等内で消費されている薬剤費を示している。

### 【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

- 市販品類似薬について、公平性の確保やセルフメディケーションの推進の観点から、
- ① シュツチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率を引き下げるとともに、
- ② 長らく市販品として定着したOTC類似医薬品（ビタミン剤、うがい薬、湿布、目薬やいわゆる漢方薬など）のうち長らく市販品として定着した鉛柄）については、処方の目的や方法にかかわらず保険給付とすべき。

## [参考]医薬品に係る保険給付の在り方について

### 資料Ⅱ－1－12

- フランスでは、医薬品の治療上の貢献度・有用性に応じ、段階的な自己負担割合（保険償還率）が設定されているほか、ドイツと同様、参照価格（償還限度額）制度が採用されている。また、スウェーデン等においては、医薬品の種類にかかわらず、一定額以下は全額自己負担とされている。
- 我が国においても、公的保険給付の範囲の見直しや薬剤の適正使用の観点等から、諸外国の制度も踏まえ、医薬品に係る保険給付の在り方を見直し、全体として保険償還率を引き下げるなどを検討すべきではないか。

#### 【薬剤に係る自己負担についての国際比較】

	制度類型	薬剤に係る自己負担	(参考) 国民負担率
日本	社会保険方式※1	・原則3割 (義務教育就学前：2割、70～74歳：2割、75歳以上：1割)	43.4% (2015年度)
ドイツ	社会保険方式※2	・10%定率負担（各薬剤につき上限10ユーロ、下限5ユーロ） (注) 参照価格（償還限度額）が設定された医薬品の場合は、限度額を超えた額(は自己負担)	52.2% (2012年)
フランス	社会保険方式※1	・以下を加重平均した自己負担率：34% - 抗がん剤等の代替薬のない高額な医薬品：0% - 一般薬剤：35% - 胃薬等：70% - 有用度の低いと判断された薬剤：85% - ビタミン剤や強壮剤：100% (注) 参照価格（償還限度額）が設定された医薬品の場合は、限度額を超えた額(は自己負担)	65.7% (2012年)
スウェーデン	税方式※3	・900クローナまでには全額自己負担、より高額の薬剤についても一定の自己負担割合を設定 (注) 上限(は年間2,200クローナ	56.1% (2012年)
イギリス	税方式※3	・処方1件：8.05ポンド（高齢者、低所得者、妊婦等について(は免除あり)	46.7% (2012年)
アメリカ	社会保険方式※4	・保険の種類や契約内容等に応じ相違 (注) メディケア（任意加入）の場合 - 310ドルまで(は全額自己負担、より高額な薬剤)についても一定の自己負担割合を設定	31.1% (2012年)

(※1) 国民皆保険 (※2) 国民の約87%が加入 (※3) 全居住者を対象

(※4) 65歳以上の高齢者及び障害者等を対象とするメディケアと一定の条件を満たす低所得者を対象とするメディケート

(出所) 厚生労働省「医療保障制度に関する国際関係資料について」「第47回社会保障議会医療保険部会資料」、医療経済研究機構「薬剤使用状況等に関する調査研究報告書」等により作成

# 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方

資料Ⅱ－1－13

## 【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代間の窓口負担の公平性に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方にについて検討する」

## 【経済・財政再生計画 改革工程表】

・医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方にについて、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引き上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論〔2018年度まで〕

## 【論点】

- 高齢者の定率の窓口負担は、原則となる負担率が1割または2割と、現役世代の3割よりも軽減されている。

一般・低所得者

75歳	70歳	6歳 (義務教育 就学前)
1割負担	2割負担 〔2014(H26)年4月以降70歳になる者から段階的に2割、その他は1割〕	3割負担
		3割負担
		2割負担

【見直しの考え方】

- 2019（H31）年度以降新たに75歳になる者・現在の取組を連続的につなげ、2割負担を維持
- 2019（H31）年度時点で既に75歳の者・2019年度以降、1割負担から2割負担へ数年かけて段階的に引き上げ

## 【「平成28年度予算の編成等に関する建議」における方向性】

- 70歳～74歳の定率窓口負担を段階的に1割から2割に引き上げている現在の取組を連続的に延伸する観点から、2019（H31）年度以降に新たに75歳以上となる者について2割負担を維持すべき。また、2019（H31）年度時点で既に75歳以上となつている者については、数年かけて段階的に2割負担に引き上げるべき。

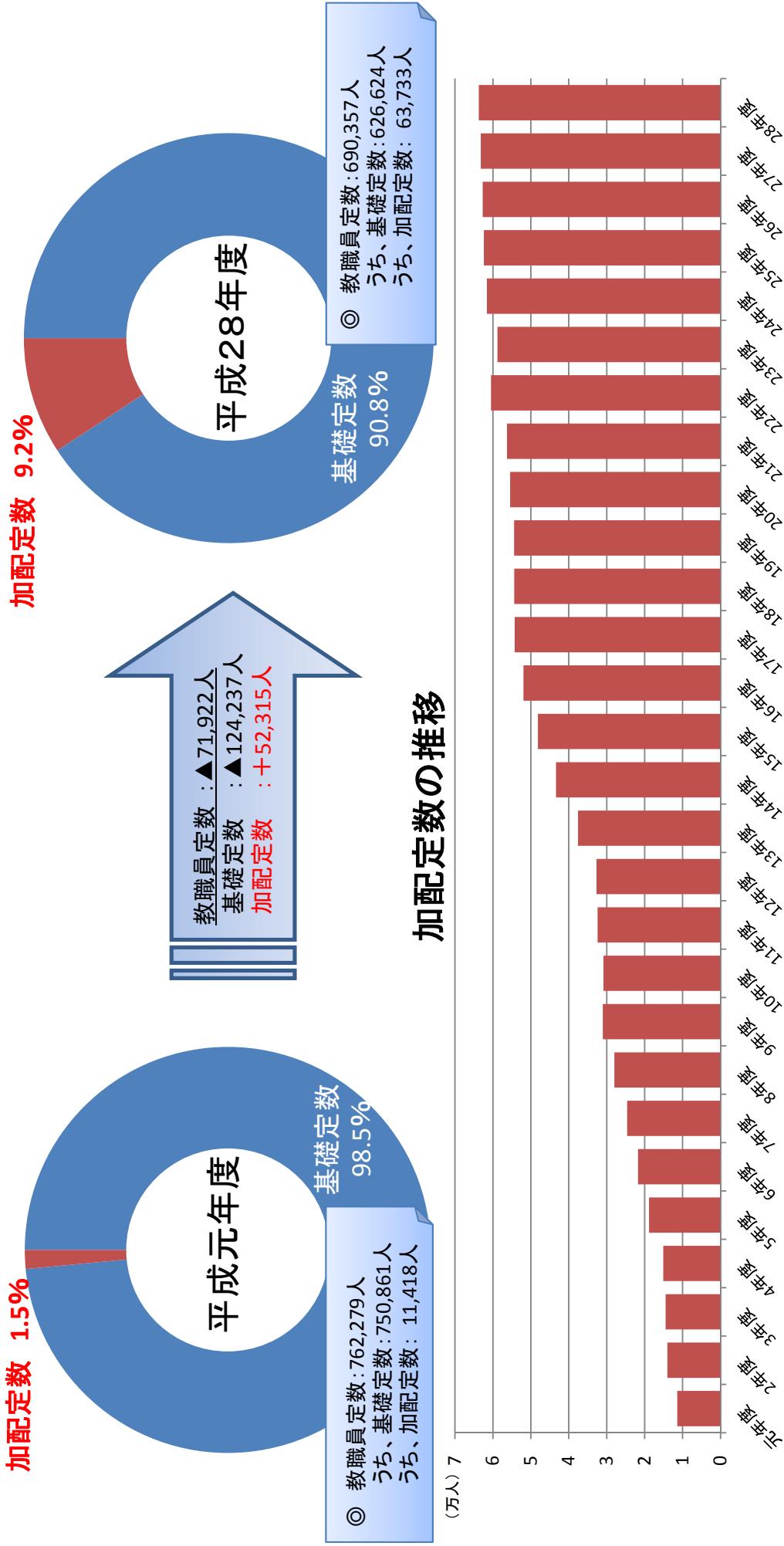
經濟・財政再生計画改革工程表（義務教育關係）

[平成27年12月24日経済財政諮詢問會議]

## 加配定数は増加し続けている

### 資料Ⅱ－2－2

- 近年、少子化の進展で進み児童生徒数が減少していくのに応じ、法律上の規定にのつと  
り機械的に配置される基礎定数は減少する一方、加配定数は増加し続けている。
- その結果、教職員定数全体に占める加配定数の割合は上昇している。



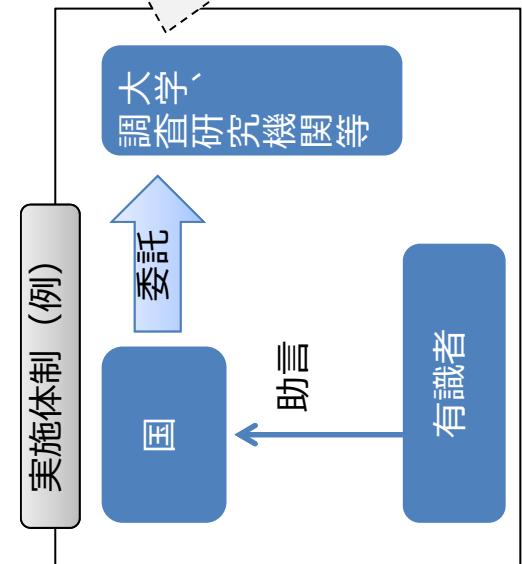
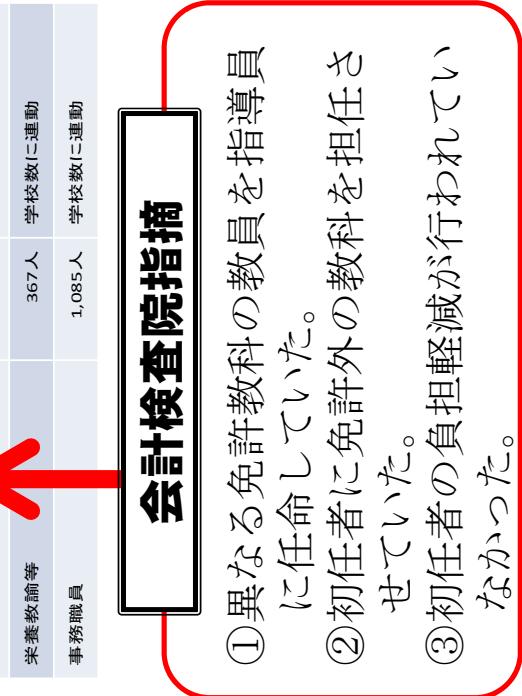
## 加配定数の適正性分析

- 加配定数については、過去に運用の問題点が会計検査院で指摘されたもの（初任者研修加配）もあり、**適正性については、改めて検証する必要。**
- 指導方法工夫や児童生徒支援については、平成28年度予算で新規に措置した「エビデンス実証研究」の予算事業や、**全国学力テストのデータ公開・活用を通り、費用対効果や、クラス・児童生徒数あたりの適正数についての知見を積み重ねることが必要。（各都道府県においても、加配定数に係る教育効果の「見える化」をしていくことが必要。）これらを通じ、現在の加配定数（6万4,733人）の再検証を行うことが可能。**

加配事項	H28 定数	性質分析
指導方法工夫改善	41,057人	
特別支援教育	6,326人	対象児童生徒数に運動
児童生徒支援	7,767人	
主幹教諭マネジメント機能強化	1,728人	学校数に運動
研修等定数（初任者研修含む）	5,033人	政策的措置
養護教諭等	370人	学校数に運動
栄養教諭等	367人	学校数に運動
事務職員	1,085人	学校数に運動

### 教育政策形成に関する実証研究 平成28年度予算額：4,600万円（新規）

- 有識者や意欲ある自治体の協力を得つつ、時代の変化に対応した新しい教育への取組、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に関する状況や、それらの課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価する実証研究を実施。
- 得られた成果は随時政策立案に活用。



調査研究機関等

実施体制（例）

助言

有識者

研究の観点（例）

- 多面的な教育成果・アウトカムの評価
- ・知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等
- ・コミュニケーション能力、自尊心・社会性等の非認知能力
- ・児童生徒の行動
- 子供の経時的变化の評価
- 学校以外の影響要因の考慮
- 自治体の政策ニーズの動向分析

## 加配定数の性質分析

### 資料Ⅱ－2－4

- 適正性を踏まえた上で、加配定数の内容をよりきめ細かく見ていく必要。例えば、  
**①学校数やクラス数、児童生徒数等に連動し、全国一律で実施する政策に必要な定数**  
**②地域や学校ごとの個別事情に応じて政策的に措置すべき定数**  
といった性質に分類すると考えられ、このうち①に分類し得る定数については、その性質上**基礎定数化**し、連動する学校数やクラス数、児童生徒数等に応じて定数を変動させることが可能と考えられる。

### 加配定数性質分類のイメージ（案）

加配事項	H28定数	性質分析	加配内容	性質分析
指導方法工夫改善	41,057人		少人数指導（少人数学級関係）	クラス数等に連動
特別支援教育	6,326人	対象児童生徒数に連動	習熟度別指導	政策的措置
児童生徒支援	7,767人		チーム・ティーチング	政策的措置
主幹教諭マネジメント機能強化	1,728人	学校数に連動	小学校の専科指導	政策的措置
研修等定数（初任者研修含む）	5,033人	政策的措置		
養護教諭等	370人	学校数に連動	教育格差の解消	政策的措置
栄養教諭等	367人	学校数に連動	いじめ問題への対応	政策的措置
事務職員	1,085人	学校数に連動	外国人児童生徒対応	対象児童生徒数に連動
			学校統合に係る支援	対象学校数に連動
			小規模校への支援	対象学校数に連動

# 教職員定数の考え方（イメージ）

資料Ⅱ－2－5

加配定数(6万4,733人)

運用面等で問題が指摘されている定数等の見直し

実証研究等を通じたエビデンス  
(費用対効果、適正配置数)

学校数、クラス数、児童生徒数等に運動

外国人・特別支援

政策的措置

基礎定数化し得るもの  
(予算の裏付けのある定数)

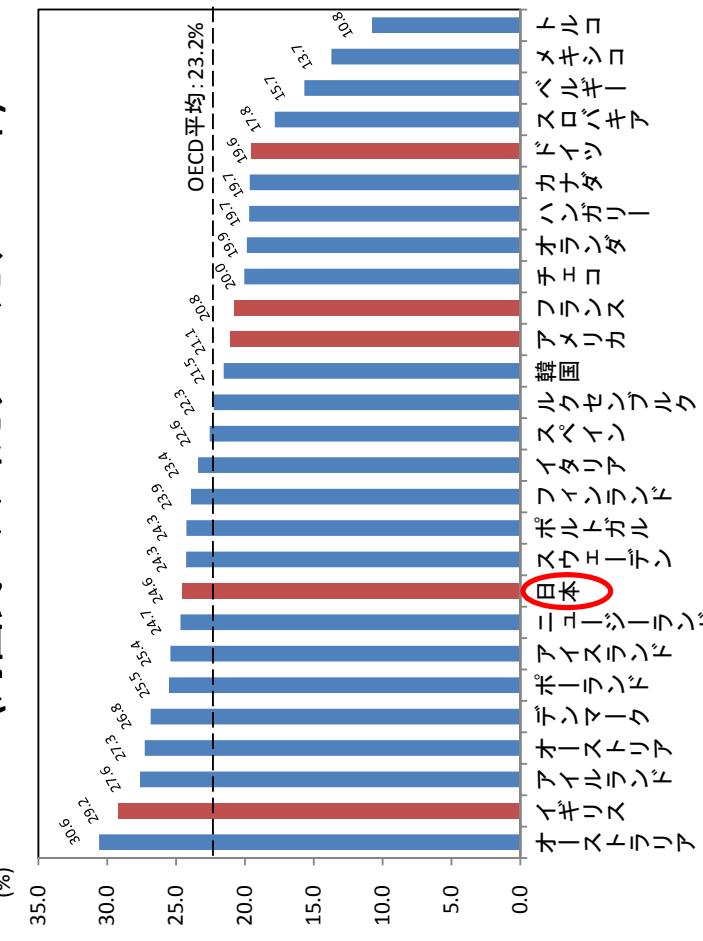
引き続き、加配措置とすべきもの  
(毎年の政策判断)

チ ム 学 校 関 連 人 材  
(スクールカウンセラー・シン・シャルワーカー等)

## 初等中等教育に係る財政支出の現状

- 日本の小中学校向け公財政支出を在学者一人当たりで見るとOECD平均よりも高く、特に主要先進国（G5）の中では高水準。また、国民負担率が国際的にみて低水準であることも踏まえる必要。
- 日本のPT比（教員一人当たりの生徒数）は主要先進国と比べて遜色ないレベルになつている。また、日本の小中学校予算は諸外国に比べ、教員給与に配分が偏つており、その結果、在学者一人当たり教員給与支出は国際的にも高い水準になつている。

**小中学校への在学者一人当たり公財政支出  
(対国民一人当たりGDP比、2011年)**



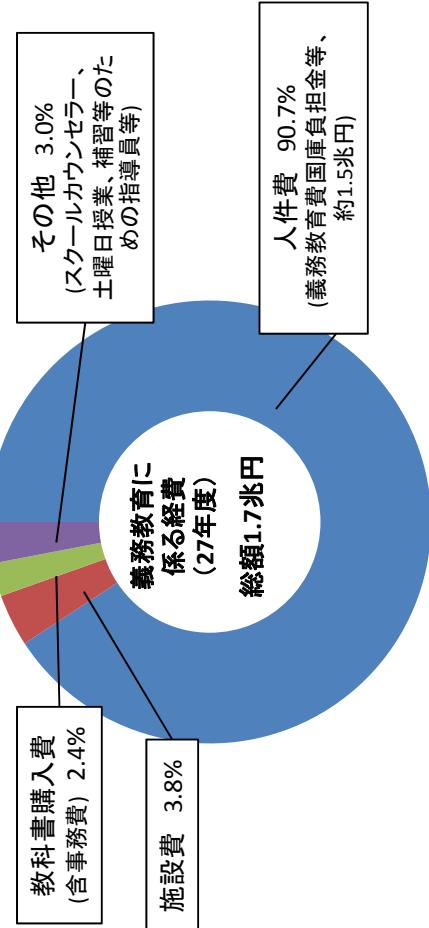
(注1) ここで公財政支出は教育機関向け補助と個人向け補助の合計。  
 (注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。  
 (注3) 国民負担率について、括弧内の数字は対GDP比の国民負担率。

(出典) OECD stat、National Accounts (OECD) Revenue Statistics [等]

**教育段階別教員一人当たり生徒数**

	2013小学校	2013中学校
日本	17.4	13.9
OECD平均	15.2	13.4
G5平均	17.7	15.4
アメリカ	15.3	
イギリス	20.7	18.5
フランス	19.3	15.4
ドイツ	15.6	13.6

**国の義務教育予算における経費の内訳(2015年度)**



# 科学技術予算について

## 資料Ⅱ－2－7

- 科学技術予算については、日本経済の成長につながるイノベーションの源泉になる可能性に留意しつつ、「改革工程表」にある質の向上のための「成果目標」の達成を目指すと共に、財政健全化目標の達成に向け、「経済・財政再生計画」における2020年度までのPB黒字化目標及び2018年までの「目安」との整合性を確保する水準で措置する必要。

### 第4期科学技術基本計画

官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。

### 第5期科学技術基本計画

官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目指とともに、政府研究開発投資について、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比の1%にすることを目指すこととする。

経済・財政再生計画(「経済財政運営と改革の基本方針2015」平成27年6月30日閣議決定) 抜粋

「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を堅持する。具体的には、2020年度PB黒字化を実現することとし、そのため、PB赤字の対GDP比を縮小していく。

計画の中間時点(2018年度)において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。

これらのお目安<sup>58</sup>に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を実現する。

<sup>58</sup> 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度などなっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国的一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

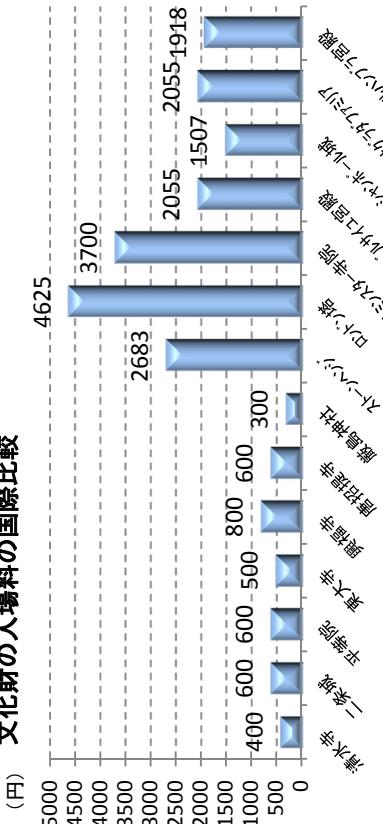
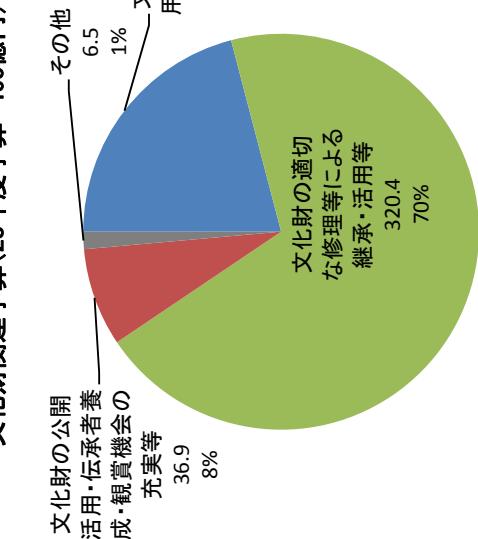
# 文化財関連予算の現状

## 資料Ⅱ－2－8

- これまでには主に文化財の保存・修理を適切に実施するという観点で実施されてきた。
- しかしながら、観光立国や文化芸術から、「観光立国推進基本法」や「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、文化財を地域振興や観光資源として活用すると明記されたことを踏まえると、**地域振興や観光資源として活用するという仕組みを取り入れていくことが必要ではないか。**
- 観光資源活用の取組みを進める際には、文化財所有者の収入増に直接結び付くことが見込まれることから、**所有者自身の取組みを積極的に促すという視点が必要ではないか。**

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)(平成27年5月22日閣議決定)  
第2 文化芸術振興に関する重点戦略  
1五つの重点戦略

重点戦略3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用を図る。  
【重点的に取り組むべき施策】  
◆文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。また、文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。



\*財務省調べ(参考:デービッド・アトキンソン「国宝消滅」なお、日本円への換算は、平成28年度支出国レート(137円／€、185円／£)による。

## 課題：効率的かつ効果的な予算の活用

- 文化財の観光資源活用、所有者自身の取組み促進を進めるための仕組みの例
  - 建造物、史跡、埋蔵文化財等ごとに事業を実施するのではなく、**面的・一体的な総合活用を推進する仕組み**

⇒ 「歴史文化基本構想」に基づいた事業を優先的に採択

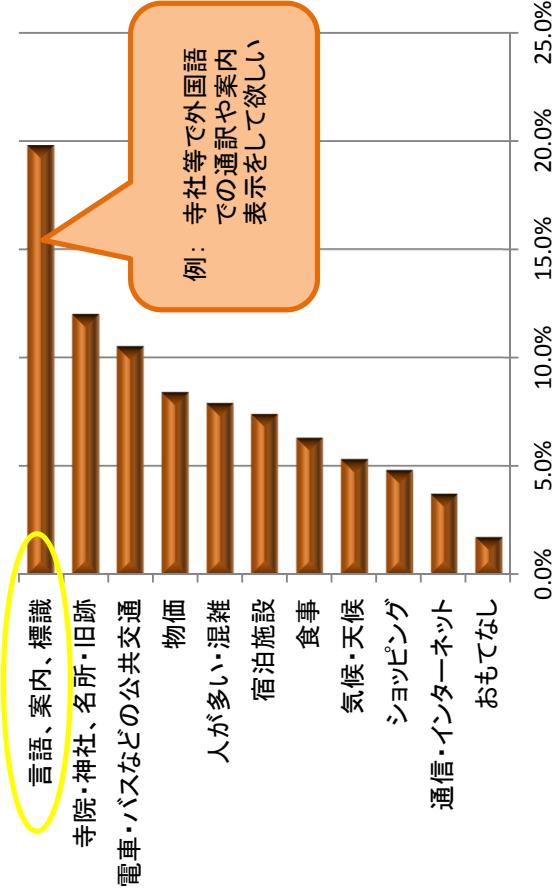
- 文化財の保存・修理事業を実施する際には、外国人を含む観光客に対し文化財の魅力・**歴史的背景等**が十分伝わるような解説(**多言語化を含む**)の充実を促す仕組み
- 所有者自身の負担で案内板やパンフレットをあわせて整備する場合には、当該文化財保存・修理事業を他に優先して採択

### 歴史文化基本構想に基づいた保存・活用の取組み

- 「文化審議会文化財分科会規格調査会報告書(平成19年10月)」において、全国の市町村が、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針である「歴史文化基本構想」の策定を提言。
- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成27年5月閣議決定)」において、歴史文化基本構想による地域の文化財の総合的な保存・活用の推進をすることとされている。
- 平成28年4月現在で歴史文化基本構想が策定されているのは全国市町村のうち42団体のみであり、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針に基づいた面的・一体的な保存・活用の取組みが進んでいない。

●歴史文化基本構想策定済市町村 42市町村  
岩手県盛岡市、栃木県足利市、新潟県佐渡市、富山県高岡市、石川県加賀市、岐阜県高山市、奈良県明日香村、島根県津和野町、広島県尾道市、福岡県太宰府市

### 京都観光の残念度(外国人)



例：寺社等で外国语での通訳や案内表示をして欲しい

出所：京都市産業観光局「京都觀光総合調査 平成26年(2014年)」

## 公共施設等総合管理計画、立地適正化計画の策定状況

資料Ⅱ－3－1

- 公共施設等総合管理計画や立地適正化計画について、自治体における計画策定の取組みは徐々に進展している。

○ 公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（総務省）  
(平成27年10月1日現在) ( ) 書きは平成27年4月1日時点

区分 策定済	都道府県	指定都市	市・区・町・村
団体数 (11)→15	割合 31.9%	団体数 (8)→10	割合 50.0% (56)→88 5.1%
未策定	32	68.1%	10 50.0%
H27年度	14	29.8%	6 30.0%
H28年度	18	38.3%	4 20.0%
H29年度 以降	0	0.0%	0 0.0%
計	47	100%	20 100%

出所：国交省調べ  
※住民等からの意見聴取：公聴会の開催、パブリックコメント等。

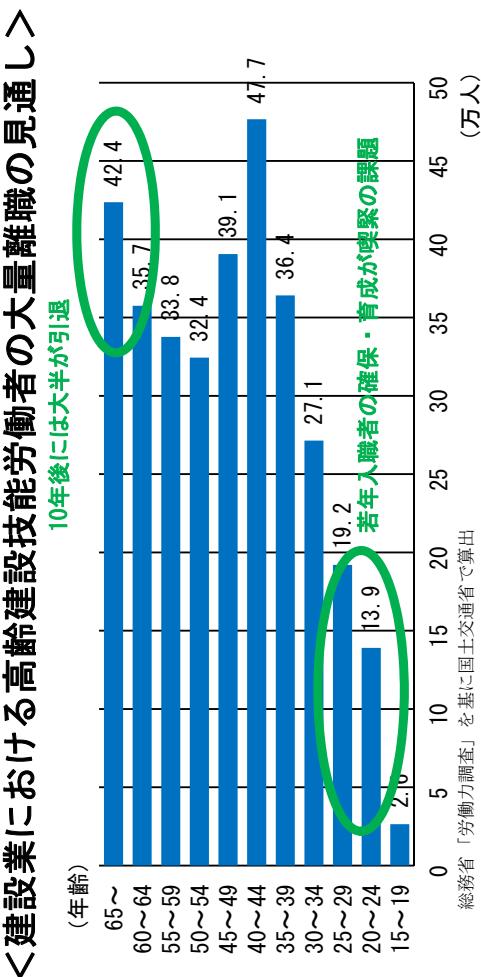
○ 立地適正化計画の作成について具体的な取組を行っている都市（220都市）の平成28年度の取組予定

区分	平成27年12月31日現在			都市数
	都道府県	指定都市	市・区・町・村	
平成28年度の取組予定				
行政内部における検討				218
住民等からの意見聴取				171
都市計画審議会からの意見聴取				169
計画の策定・公表				104

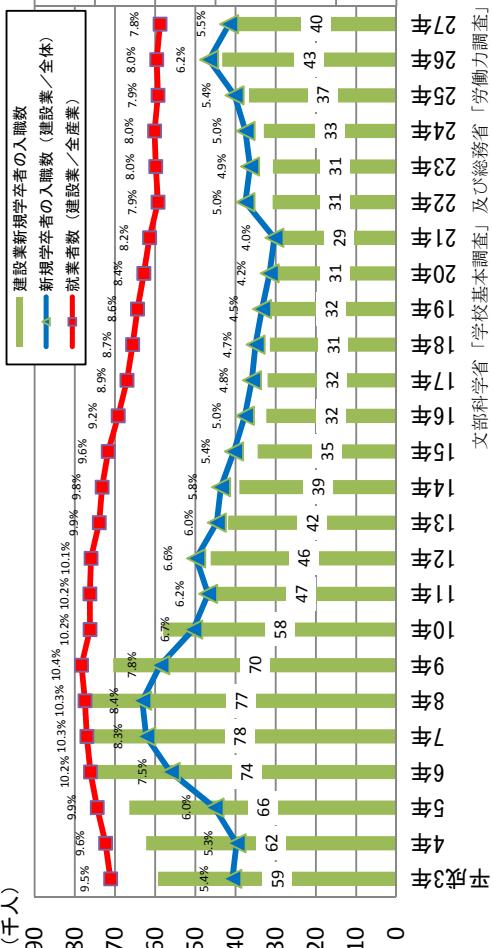
将来における供給制約の観点から、担い手の確保は大きな課題

資料 II -3-2

- 高齢化が進んでいく建設業界では、今後、技能労働者が大量に退職することが見込まれる状況。  
○ 今後生産年齢人口が減少する上に、そもそも建設業の入職率、定着率は他産業に比べて低い中、我が国の建設業を将来にわたって担う若年層の確保には公共投資の供給制約が大きな課題。

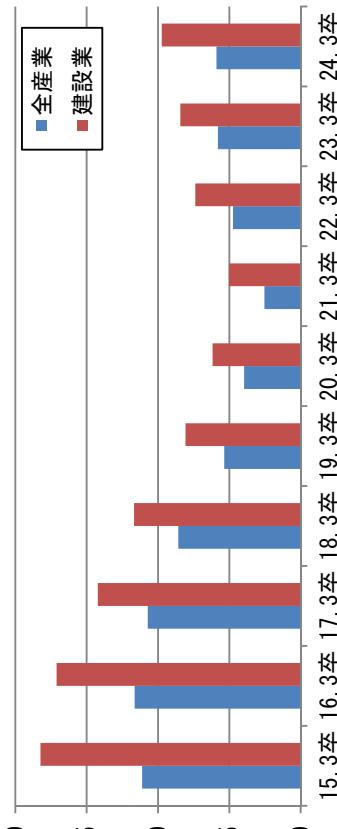
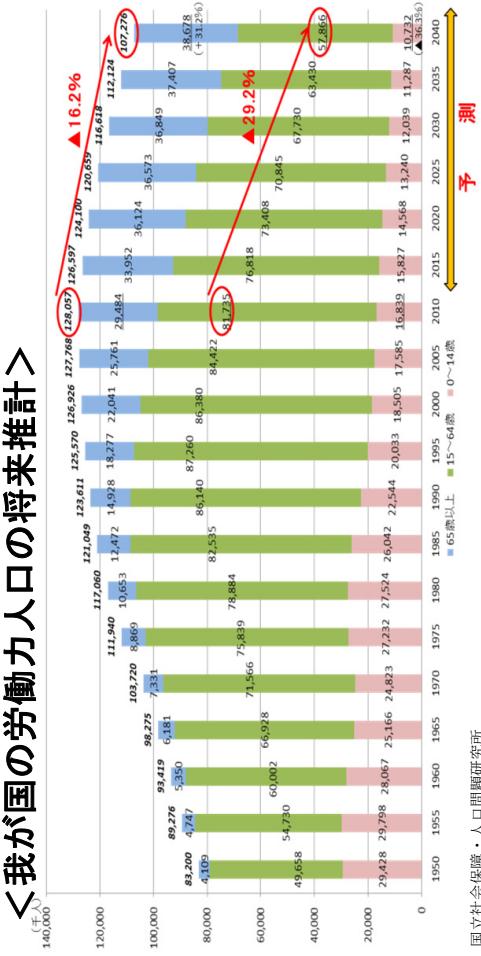


## ＜新規卒業者の建設業への入職状況＞



The chart displays the number of new entrants from construction vocational schools in thousands for three consecutive years. The y-axis represents the number of people (千人), ranging from 0 to 20. The x-axis represents the year. The legend indicates that the green line represents '建設業新規学卒者の入職数' (Number of new entrants from construction vocational schools).

年	建設業新規学卒者の入職数 (千人)
2013	17.0
2014	17.5
2015	18.0

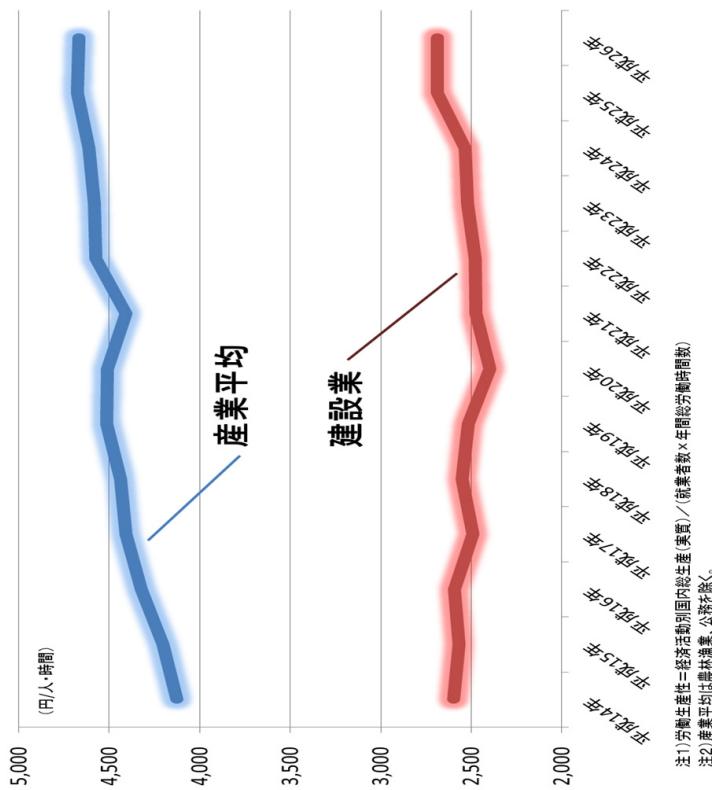


厚生労働省「新規学卒者の事業所規模別・産業別離職状況」を基に作成

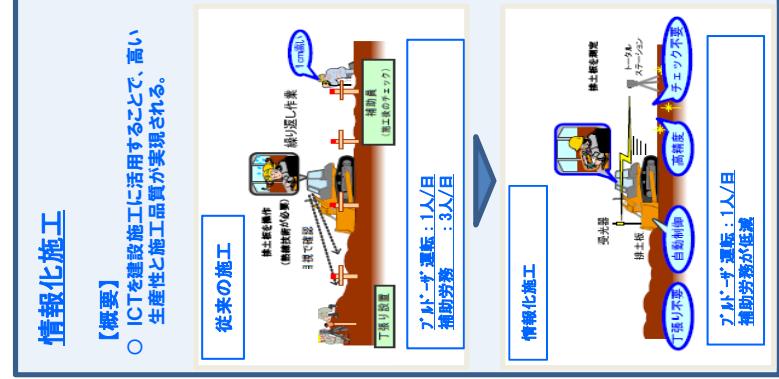
## 資料Ⅱ－3－3

- 中長期的な扱い手の確保が楽観視できることになりかねない。
- 下、必要な事業量を確保できないことになりかねない。
- しかしながら建設業の労働生産性は他産業に比べて低く、かつ、伸び悩んできた。今後は、労働集約的な点検業務などの分野をはじめとして、生産性の向上に特に重点を置く必要。

### 労働生産性の推移



### 施工の合理化事例



## 公営企業会計について

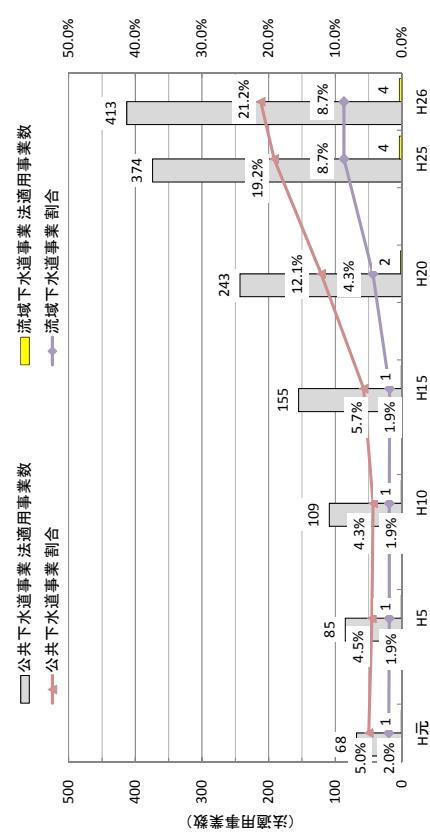
### 資料Ⅱ－3－4

- 受益者負担の原則が当てはまる地方自治体の水道事業等については、企業として能率的に運営すべきとの観点から、公営企業会計が当然適用されている。一般に、公営企業会計の適用事業は、複式簿記によつてB／S、P／Lなどの作成が義務付けられ、損益や資産・負債等の情報の的確な把握がしやすい。
- 一方、下水道については雨水対策など受益者負担の考え方が馴染みにくい面も含まれていることから、公営企業会計は任意適用とされている。
- 下水道事業を中長期的に安定して運営する観点から、近年、総務省が各地方公共団体に対して公営企業会計の適用を要請しており、適用事業数は増加傾向にあるが、まだ全体の2割程度である。

#### ○ 公営企業会計が当然適用/任意適用される事業

<法適用事業>		<法非適用事業>	
地方公営企業法の規定を適用する事業		(地公企法の規定を適用しない事業)	
<当然適用事業>		<任意適用事業>	
(地公企法第2条第1項、2項)		(地公企法第2条第3項)	
【全般適用事業】		【水道】	
・工業用水道		・交通(船舶)	
・交通(自動車)		・簡易水道	
・交通(鉄道)		・港湾整備	
・電気		・市場	
・ガス		・畜場	
【財務規定等適用事業】		・觀光施設	
・病院		・宅地造成	
【財務規定等適用事業】		・公共下水道	
・病院		・その他下水道	
【財務規定等適用事業】		・介護サービス	
【財務規定等適用事業】		・駐車場整備	
【財務規定等適用事業】		・有料道路	
【財務規定等適用事業】		・その他(有線放送等)	

#### ○ 下水道事業における公営企業会計の適用状況



出典：地方公営企業年鑑（総務省）等をもとに国土交通省作成

<地方公営企業制度の趣旨・目的>

- ・地方公営企業は、企業として経済性を発揮しながら、公共の福祉を増進するよう運営維持される公的組織で、**提供する財貨・サービスの対価である料金収入によって基本的に維持される。(地方公営企業法3条、17条の2)**

・複式簿記の導入により、B/S、P/Lから施設の状態(老朽化等)や**損益情報の的確な把握が可能となる。(同法20条等)**

● 特別会計では現金収支として把握

歳入	歳出
・下水道使用料	・維持管理費
・国庫補助金	・建設改良費
・地方債	・起債元利償還金
・一般会計繰入れ	
・受益者負担金	



公営企業会計にすると、損益や資産の老朽化等の状況がより的確に把握しやすい

収益	費用
・下水道使用料	・維持管理費
・一般会計補助金	・減価償却費
・企業債	・企業債支払利息



収入	支出
・国庫補助金	・整備事業費
・企業債	・企業債支払元金
・一般会計出資金	
・受益者負担金	



資本的収支
・国庫補助金

## 下水道の使用料の考え方について～上水道との比較～

### 資料Ⅱ－3－5

- 法令上、下水道も上水道も使用料を設定する上での基本的考え方は同じ。
- にもかかわらず、使用料設定の考え方には上水道と下水道とで大きく異なる。すなわち、上水道では将来施設更新するために必要な掛かり増し費用を確保するたために「資産維持費」として対象資産の3%を標準に徴収することとされている。一方、下水道では資産維持費を使用料を算定するまでの原価に算入していない。
- その結果、下水道の建設改良に係る積立金は125億円に留まるのに対し、上水道は3,155億円に及ぶ。

#### 下水道法(抄)

(使用料)

**第二十条** 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用者から使用料を徴収することができます。  
2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。  
— 下水の量及び水質その他使用者の使用的な態様に応じて妥当なものであること。  
— 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

二～四 略  
三～七 略

#### 水道法(抄)

(供給規程)

**第十四条** 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならぬ。  
2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。  
— 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。  
二～五 略  
3～7 略

#### ○上水道・下水道の使用料算定に当たっての原価の考え方

「下水道使用料算定の基本的考え方(日本下水道協会)」より抜粋	「水道料金算定要領(日本水道協会)」より抜粋
「維持管理費」は、既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用であり、(中略)費用の性質別には <b>人件費</b> 、 <b>動力費</b> 、 <b>薬品費</b> 、 <b>修理費</b> 、 <b>修繕費</b> 、 <b>資産減耗費</b> 、 <b>その他維持管理費</b> の合計額から控除項目の額を控除した額とする。」	「営業費用は、 <b>人件費</b> 、 <b>薬品費</b> 、 <b>動力費</b> 、 <b>修理費</b> 、 <b>受水費</b> 、 <b>減価償却費</b> 、 <b>資産減耗費</b> 、 <b>その他維持管理費</b> の合計額から控除項目の額を控除した額とする。」
「資本費」は、 <b>地方公営企業法非適用事業</b> においては、 <b>地方債取扱諸費</b> の合計額とし、 <b>地方公営企業法適用事業</b> においては、 <b>地方債取扱諸費</b> の合計額とし、 <b>地方公営企業法</b> における <b>減価償却費</b> 、 <b>企業債等支払利息</b> (一時借入金利息を除く。)及び <b>企業債取扱諸費</b> 等の合計額とする。」	「資本費は、 <b>施設実体の維持費</b> のため、施設の建設、改良、再構築及び <b>企業債の償還等に充当されるべき額</b> であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。」 ※ 資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率(3%)

#### ○上水道・下水道の積立金の状況

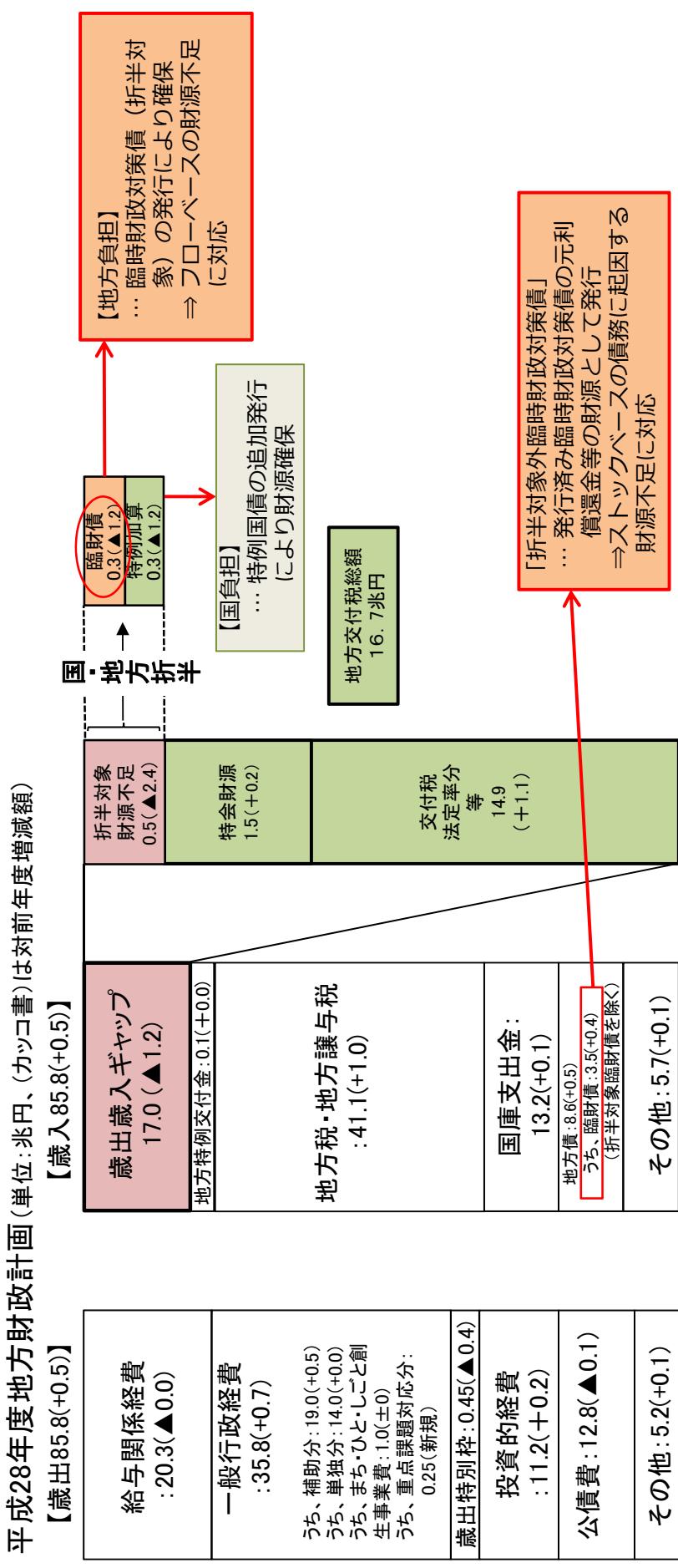
	利益剰余金	うち未処分利益剰余金	うち未処分欠損金	うち積立金	うち建設改良積立金
水道事業	1,377事業 8,495億円	1,140事業 4,267億円	230事業 △1,508億円	1,118事業 5,736億円	824事業 3,155億円
下水道事業	344事業 △112億円	185事業 1,316億円	159事業 △1,763億円	77事業 335億円	26事業 125億円

出典：平成25年度地方公営企業年鑑（総務省）を基に作成

## 地方交付税額総算の算定(マク口)

資料 II - 4 - 1

- 地方財政対策においては、地方歳出総額を規律する地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分(国)を充当。
  - ※ 地方交付税の法定率：所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税22.3%
  - ※ このほか、地方法人課税の偏在を是正のために導入された地方法人税の税収を交付税原資化（特会財源）
  - 法定率分で不足する財源については、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により国と地方の折半で負担することに対応。リーマンショック後は、これに加え、国の全額負担による別枠加算で地方の負担を軽減(28年度に廃止)。
  - 地方のPB改善のためには、地方財政計画の歳出を着実に抑制し、歳出歳入ギャップを縮小していくことが必要。



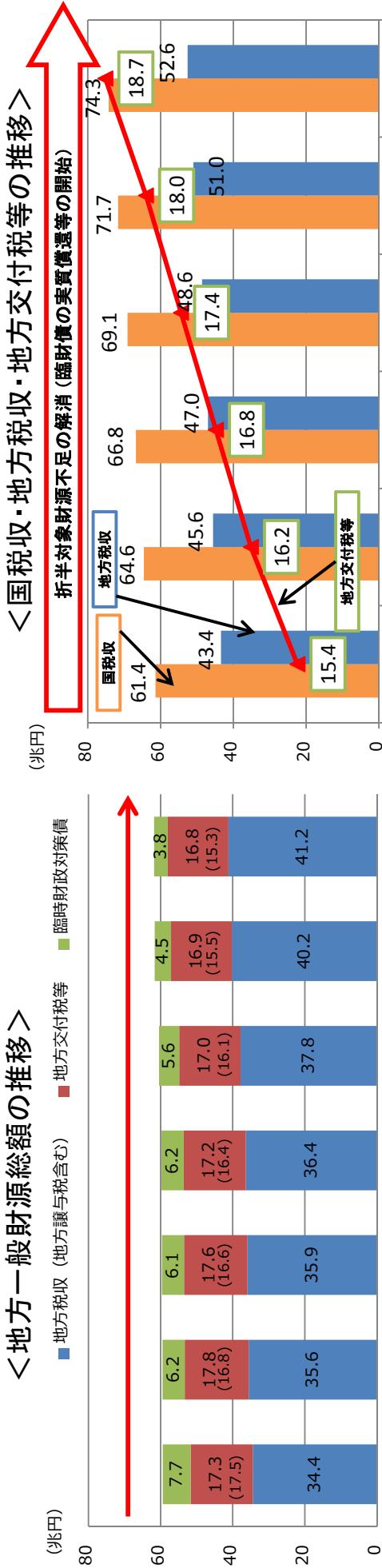
(注)リーマン・ショック後の臨時異例の危機対応として、歳出面の「歳出特別枠」において「別枠加算」が措置されていたが、28年度に廃止。

## 折半対象財源不足解消後の対応(国・地方を通じた債務縮減)

### 資料Ⅱ－4－2

- 平成19、20年度地財計画においては、税収増等によりフローベースの財源不足である折半対象財源不足が解消したが、リーマンショック後の平成21年度以降は財源不足が発生。不足分について、交付税の特例加算(国)及び臨時財政対策債(地方)の折半による負担と、全額国負担の別枠加算により財源補填することで対応。
- ※ 特例加算と別枠加算による国から地方への財政移転は、21～28年度の累計で総額30兆円規模。
- 一方、内閣府の中長期試算によれば、29年度以降、地方税収や交付税法定率分の増加を背景に折半対象財源不足が解消し、フローベースの財源余剰が生じる見込み。
- この財源余剰分については、2020年度の国・地方のPB黒字化目標を着実に達成する観点から、地方のPB歳出の積み増しに費消するのではなく、国・地方のPB改善に着実につなげ、過去の財源不足期に累積した債務の縮減を図ついく必要。
- ※ 中長期試算では、財源余剰分についてPB改善に充当し債務の縮減を行う想定となっている。

- その際、これまで地方の財源不足が生じた場合には、それに対し、地方のみならず、国も法定率分を超えて特例加算や別枠加算の形で負担してきた経緯があること、
- ・国は引き続き多額の特例国債を発行せざるを得ないなど、地方以上に厳しい財政状況にあること
- 等に鑑みれば、フローベースの財源余剰が生じた場合には、これを地方の債務縮減に充てるだけではなく、国の債務縮減にもつなげていくべき。



(注) 地財計画ベース。  
地方交付税等は地方交付税(特会出口ベース)と地方特例交付金の合計額。  
(かつこ) 内は一般会計における地方交付税交付金等。

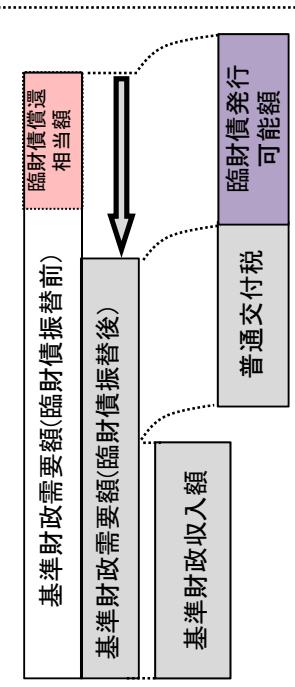
(出典)「中長期の経済財政に関する試算」(平成28年1月21日 内閣府)経済再生ケース。  
地方交付税等は一般会計における地方交付税交付金等。

## 公債費の確実な償還への充当（臨時財政対策債元利償還金）

### 資料Ⅱ－4－3

- 臨時財政対策債については、その元利償還金に相当する額が基準財政需要額に算入されているが、現実には、その全てでは償還（減債基金への積立を含む）に使われていない（＝他の歳出に流用）。  
※ 基準財政需要への算入額は、20年と30年の定時償還を組み合わせた額が算定されているが、実際の地方団体の償還方法は満期一括償還のケースもある。この場合、実際の償還までの間は、基準財政需要に算入された金額を他の歳出に流用することが可能な状態となっている（本来は、減債基金へ積み立てておくべき）。
- 具体的には、これまでに臨時財政対策債を発行した地方公共団体のうち実際の償還額（減債基金への積立を含む）が基準財政需要額に算入された額を下回る都道府県及び政令指定都市の償還・積立不足額は、25年度まで累積約4,400億円。この分、将来の地財措置額が償還必要額を下回ることになり、他の歳出を圧迫することになる。  
※ 例えば、ある自治体が30年の満期一括償還で臨時債を発行し、30年間均等に減債基金への積立てを行っている場合でも、地財措置は、20年と30年の定時償還を組み合わせた額が措置されたため、将来的には、地財措置額＜積立額となり、積立のための財源不足が生じ、他の歳出を圧迫する。
- こうした状況が生じる要因としては、自治体によつては、臨時財政対策債の元利償還に係る負担を適切に管理しなくてはならないとの意識が必ずしも十分ではなく、交付税措置に合わせて自治体が計画的に減債基金への積立て等を行わなければ、将来の実質的な負担につながりかねないとのリスクを十分に共有できていないのではないか。
- このような認識のギャップは、自治体に想定外の負担をもたらす可能性もあり、総務省から各自治体に対しても、減債基金への積立て等を適切に行なうよう通知が出されているが、引き続き、問題の解消に取り組んで行く必要。
- また、地方財政計画上の公債費を確保したとしても、自治体が適切に償還又は積立てを行わなければ、決算ベースの地方のPB改善にはつながらないため、国・地方のPB黒字化目標達成の観点からも、自治体が確実に償還・積立てを行うことが必要。

#### 地方交付税の算定イメージ



【参考資料】  
赤井伸哉(2014)「みんなで渡る怖い橋」「十字路」[日本経済新聞] 2014年9月15日夕刊  
赤井伸哉・石川達哉(2012)「交付税とは似た臨時債一過特典は償還割引率に注意ー」日経グローバル No.204 2012.9.17  
石川達哉・赤井伸哉(2013)「臨時財政対策債の構造と輸入・償還額から見た自治体行動の実証分析ー」  
2013年大都市制度・震災復興と地方財政』[日本地方財政研究叢書第20号] p65-83

基準財政需要算入額と実際の償還・積立て額の差  
額の累積が300億円を超える地方公共団体  
(平成25年度末時点)

	福岡県	395億円
千葉県	386億円	
宮城県	365億円	
山形県	363億円	
北海道	314億円	
岩手県	302億円	

(出典) 総務大臣会議議員提出 臨時財政対策債償還に関する質問に対する答弁書(27.3)

## 改革工程表（地方行政財政改革車両連）の主なポイント①

資料Ⅱ－4－4

※ 改革工程表：27年12月24日経済財政諮問会議決定

### ① ツップランナー方式の導入

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるような改革を行っている団体の経費水準を基準財政需要額の算定基礎とする取組み(ツップランナー方式の導入)を推進。
- 28年度においては、庶務業務、情報システムの運用など16業務について着手。  
例えば、学校用務員事務、体育館等の施設管理、庶務業務等について、民間委託、指定管理者制度導入、庶務業務の集約化等の業務改革を行っている団体の経費水準を算定基礎として、基準財政需要額の経費水準の見直しを実施。

<平成28年度に着手する取組例(市町村分)>

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容	
		経費水準 見直し前	経費水準 見直し後
学校用務員事務 (小学校、中学校、 高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1校)
	中学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1校)
	高等学校費	7,353(千円/1校)	6,152(千円/1校)
体育館管理 競技場管理 プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)
庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費 包括的に算定	庶務業務として特定せず 包括的に算定	11,398(千円)の減 庶務業務の集約化

(注) 上記16業務を含め、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)について把握することとしており、残る7業務についても、29年度以降、可能なものから導入予定(23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す)。

- ・ 16業務: 学校用務員事務、道路維持補修・清掃等、本庁舎清掃、本庁舎夜間警備、案内・受付、電話交換、公用車運転、一般ごみ収集、学校給食(調理)、学校給食(運搬)、体育館管理、競技場管理、プール管理、公園管理、公園管理、情報システムの運用
- ・ 7業務: 図書館管理、博物館管理、公民館管理、児童館・児童遊園館管理、青少年教育施設管理、公立大学運営、窓口業務

### ② 公共施設の集約化・複合化等の促進

- 人口減少・高齢化が進行する中、公共施設等について、効率的な管理・運用を行うためには、その集約化・複合化等を進めしていくことが重要。  
⇒ このため、全国の自治体において、28年度末までに公共施設等総合管理計画を策定予定。
- ※ 28年度末までに策定完了予定の自治体割合: 98.5%(平成27年4月1日調査) ⇒ 99.2%(平成27年10月1日調査)
- 地方財政計画においては、公共施設の集約化・複合化等を促進するための公共施設等最適化事業費を増額。  
(27年度0.1兆円→28年度0.2兆円(+0.1兆円))

## 改革工程表(地方行政財政改革関連)の主なポイント②

### 資料Ⅱ－4－5

#### ③ 地方財政の全面的な「見える化」

- 住民や議会等に対する適切な説明責任や、自治体のがんばり指数の向上を図る観点から、地方財政の「見える化」を推進。
- 住民一人当たりのコストについて、これまで一部に限られていた項目を平成27年度決算より「性質別」や「目的別」で網羅的に公開するとともに、経年変化や類似団体比較等の分析を行うことで「見える化」の充実を図る。  
(注)これまで、住民一人当たりコストは人件費、普通建設事業費、公債費のみ掲載。

性質別歳出分類	目的別歳出分類
人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費（新規整備・既存更新）、公債費、繰出金	議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費

- 加えて、今後の最重要課題の一つである公共施設等の老朽化対策に対応するため、

- ① 公共施設等全体及び施設類型ごとの資産老朽化比率や保有量
- ② 自治体が保有する未利用地や売却可能な地をはじめとする土地情報等のストック情報を平成29年度決算までに順次「見える化」。  
(注)将来負担比率を資産老朽化比率と組み合わせて分析することにより、公共施設等の除却・更新といった老朽化対策の必要性が「見える化」され、将来負担をより総合的に把握することが可能となる。

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{(\text{償却資産帳簿価額} + \text{減価償却累計額})}$$

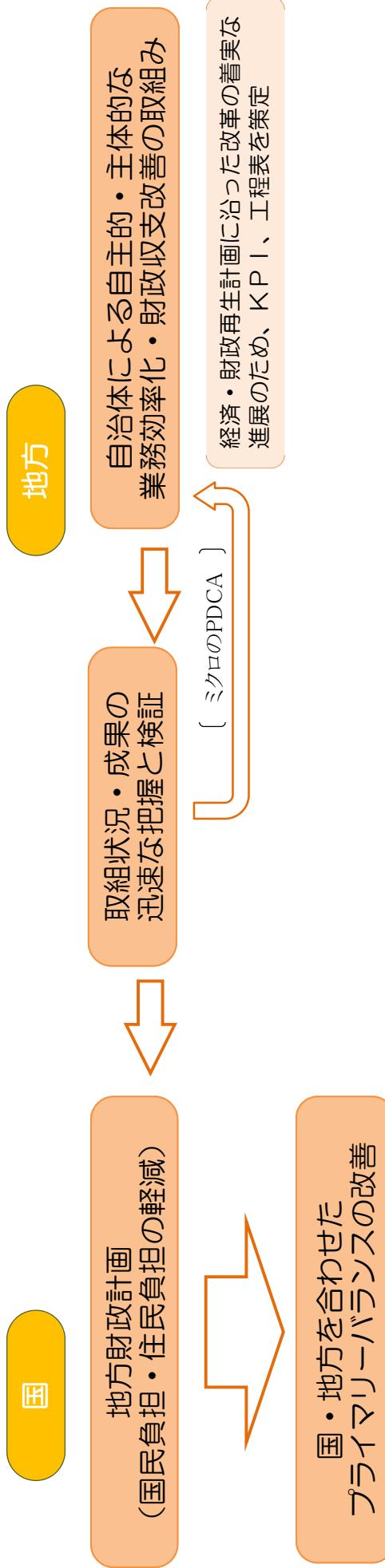
#### ④ 業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開

- 行政サービスの効率性と質の向上を図るために、地方の業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的な展開を推進。
- 地方公共団体の情報システム運用コストについて、3割圧縮を目指す。  
(目標期限を集中改革期間中に設定)  
(注)国は、政府情報システム運用コストについて2021年度を目途に3割圧縮することとしている。
- このため、まずは、クラウド導入市区町村数について、29年度までに倍増（約1,000団体）を目指す（26年度550団体）。

## 改革工程表に基づく改革の成果の反映による地方歳出の適正化

### 資料Ⅱ－4－6

- 今後、「改革工程表」に基づき、「経済・財政再生計画」が定める目標に向けて改革を着実に進めることが重要。
- 地方行財政分野において、計画に示された目標である国・地方あわせたプライマリーバランスの改善に着実につなげていくためには、
  - ① それぞれの自治体による業務効率化・財政収支改善の取組の成果を迅速に把握・検証し、
  - ② それらの成果を、事後的に地方財政計画に結び付けることこれが重要。



### KPI の例】

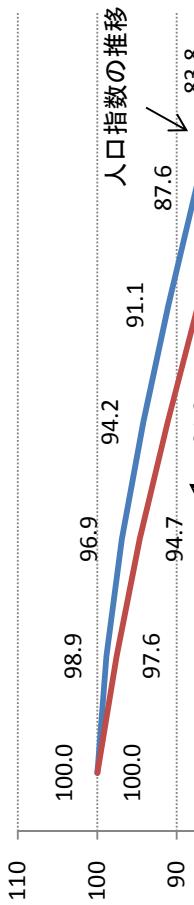
KPI	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値 (達成時期)	把握の時期
地方公共団体の情報システム運用コスト	地方公共団体における全庁の情報システム関連経費を調査し、運用コスト削減の状況を検証	市区町村 約3,300億円 都道府県 約1,270億円 (2014年度)	3割圧縮 (目標期限を集中改革期間中に設定)	毎年1回程度 各年度の取組状況を当該年度内に把握

## 地方歳出の適正化(人口減少を踏まえた計上)

### 資料Ⅱ－4－7

- 今後、全国的に人口減少が進むことが見込まれても、こうした減少動向を踏まえた歳出の適正化を行う必要。これは、限られた財源の中で、地方創生等の新たな政策課題に必要な財源を確保するためにも有効。
- この点、地方歳出においては、地方団体における必要な一般財源としての財政需要額を示すものとして基準財政需要額が算定されるところ、人口を「測定単位」として利用している算定項目が多数存在。
- これらの項目は、人口減少に伴い、需要額が必然的に減少することが見込まれるもの。基準財政需要額はマクロの地方財政計画を基礎としてミクロ(地方自治体ごと)の配分を決定する際に算定されるものではあるが、地方財政計画の歳出の計上においては、こうした財政需要の減少も適切に踏まえたものとしていく必要。
- また、人口減少が地方交付税額に与える影響については、各地域に対する交付税配分額が全国の普通交付税総額にこうした状況とも整合的なるものとする必要。
- ※ 地方交付税の配分を受けている地域別(都道府県別)に、地域ごとの人口減少率を、各地域への普通交付税額に占めるシェアで加重平均すると、全国平均の人口減少率をさらに上回るスピードで減少していく傾向。

人口指数(%) < 人口減少の普通交付税額への影響>



実際の人口減少率以上に、  
人口減少は普通交付税額に影響  
青線：該当年人口／2010年人口×100(＝人口指數)  
赤線：(各都道府県の普通交付税交付額の割合×該当年人口指數)  
をすべての都道府県について合計



(注)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計)」(平成24年1月推計)を基に算出  
(※)人口指數とは2010年の人口を100としたときの各年度の人口の割合。  
(※)普通交付税額は平成27年度交付額ベース(市町村含む)。

< 人口減少の基準財政需要額への影響 >

基準財政需要額 45.1兆円(27年度)	
うち人口を直接測定単位とするもの	20.9兆円(46.3%)・(A)
うち人口に準ずると考えられる事項を測定単位とするもの	9.1兆円(20.1%)・(B)
(A)+(B)=30.0兆円(66.5%)	⇒ 全体の7割に人口減少の影響

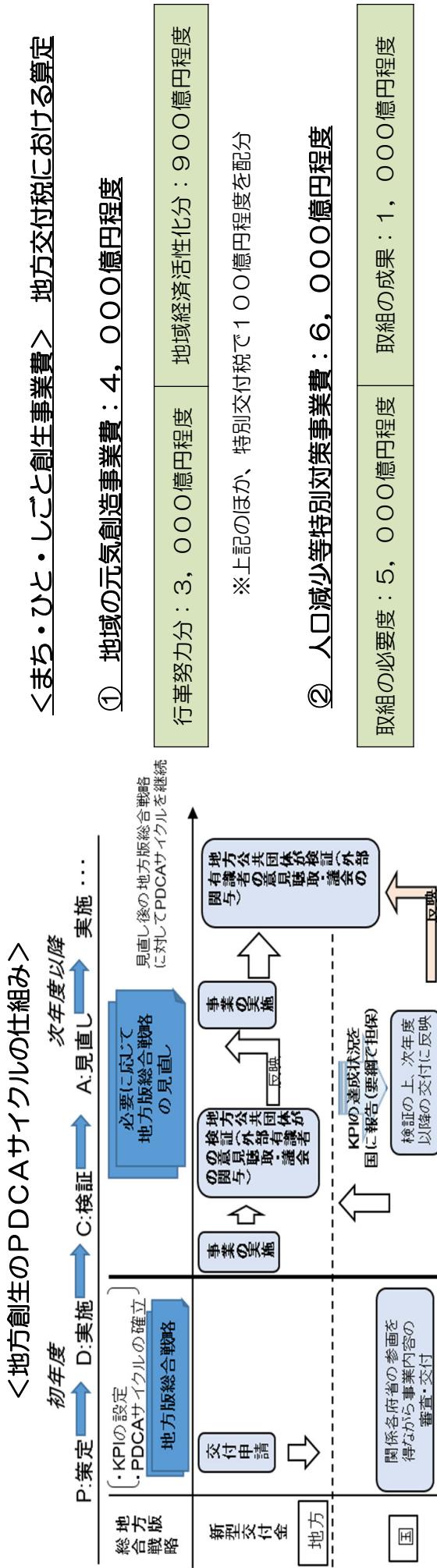
〔測定単位別〕基準財政需要額	
測定単位	測定人口
道府県	道府県構造費
河川整備	河川の施設整備費
港湾費	港湾(内港)整備費
土木費	土木費
港湾費	港湾(外港)整備費
その他の土木費	その他の土木費
教育費	小学校費
教育費	中学校費
教育費	高等学校費
教育費	高等教育費
その他教員費	その他の教員費
生徒人頭費	生徒人頭費
社会保険費	社会保険費
厚生労働費	厚生労働費
高齢者・保健福祉費	高齢者・保健福祉費
農業行政費	農業行政費
林業行政費	林業行政費
産業経済費	産業経済費
給付費	給付費
給付費	出井給付費
地政税	地政税
人口減少等特別会計事業費	人口減少等特別会計事業費
面積	面積

## 地方歳出の適正化 －人口減少への対応（地方創生の支援）

### 資料Ⅱ－4－8

- 人口減少が進む中、地方創生に向けた地方公共団体の取組みは喫緊の課題。
- これを支援するため、27年度地方財政計画においては、「まち・ひと・しごと創生事業費」として1.0兆円を新規に計上し、28年度も引き続き同額を計上。
- ※ このほか、28年度においては、新型交付金の地方負担分（1,000億円）についても全額地方財政計画において確保。
- 地方交付税の制度上、自治体に対してこの1兆円分の用途を予め制限はできないが、地方創生といった一定の政策目的をもつて計上している以上、その政策目的に沿った使い方がなされ、事業が効率的に実施されれているか、事後的にフォローアップし検証していくことが必要。

- ※ 現状では、各自治体において、当該財源分を実際に地方創生に資する事業に使用したか否かも不明。
- このため、まずは、まち・ひと・しごと創生事業費（1.0兆円）を活用して個々の自治体がどのように取組みを行っているのか、またその成果はどうなっているのかといった把握・検証をしっかりとを行い、地方財政計画における地方創生の後押しのための施策を実効あるものとしていく必要。

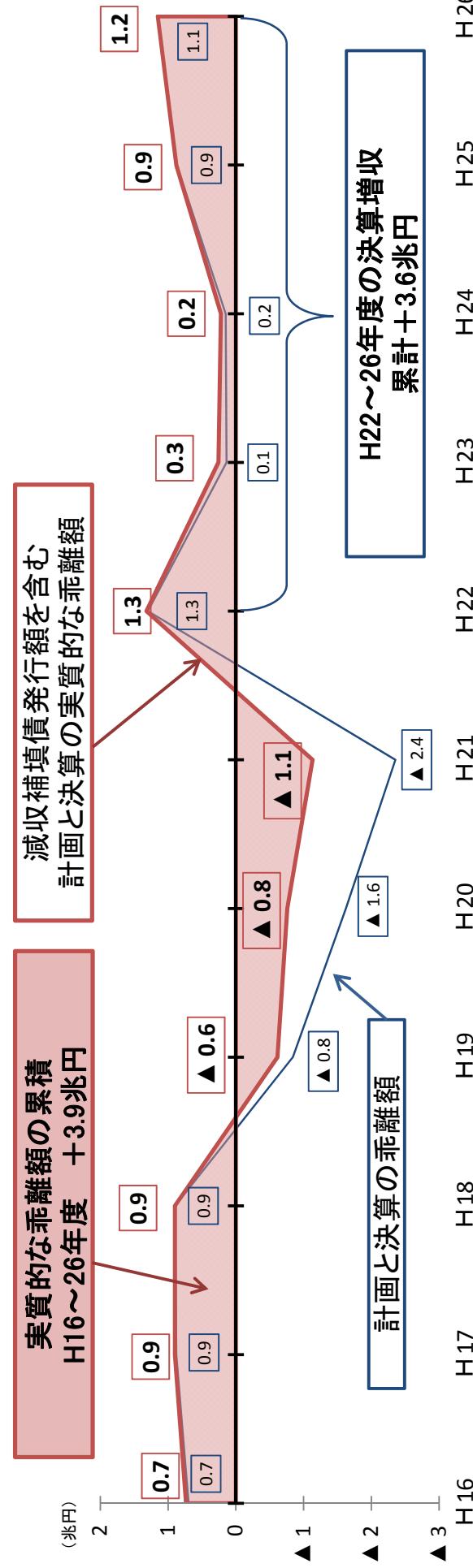


## 地方税収等の計上の適正化(決算の適切な反映)

### 資料Ⅱ－4－9

- 平成22年度以降、地方税収等は決算が繰り上がり、22～26年度までの累計で+3.6兆円の決算増収。
- 現行では、地方税収等が決算で上振れた場合でも、その上振れ分を後年度の地方財政計画上で反映することは行われておらず、結果として、基金の増加や、標準的な行政経費への費消につながっている。
- また、地方税収等の上振れは、本来ならば必要なかった借金を国・地方で行っていたことを意味しているが(国の赤字国債を財源とした交付税の特例加算や地方の臨時財政対策債の発行)、上記のとおり事後的な調整が行われないことが多いから、いわば不必要的借金によって地方の基金残高の増加等を作り出している状況。
- このため、地方税収等の決算増収については、後年度に地方財政計画の歳入項目として計上するなど、何らかの形で清算する仕組みの導入について検討する必要。
- ※ なお、地方法人二税の税収が下振れると見込まれる場合には、減収補填債が発行され、必要な地方の一般財源を確保した上で、その元利償還費は国・地方折半で負担するとの片務的な取扱いとなっている。

## 地方税収(地方譲与税含む)の計画と決算の乖離



(※)総務省公表資料を基に作成。超過課税及び法定外税を含まない。

